

第1回都城市総合計画審議会 会議録（要旨）

【日 時】令和7年9月8日（月）16:30～18:00

【場 所】都城市役所本館4階 秘書広報課前会議室

【出席者】都城市総合計画審議会委員11名（4名欠席）

事務局 総合政策部長、総合政策課長、総合政策課職員

1 協議事項

議事（1）第3次都城市総合計画の概要

- ・ 人口推計について、外国人労働者の動向は人口推計に反映されているか。
⇒外国人人口も反映。近年増加しており貴重な労働力として考慮。
- ・ 第2次計画から第3次計画で変わる点、再考が必要な点は何か。
⇒目標人口の設定が大きな変更点（人口減少を前提とした計画から維持を目指す計画に変更）。
⇒都城志布志道路開通等で拠点性が向上、リーディングシティとしての位置づけを強化。
- ・ 人口減少しないからといってコンパクトプラスネットワーク政策を弱めて良いのか。
⇒立地適正化計画に基づく拠点形成と交通ネットワークの視点は重要。基本構想に記載する。
- ・ 高校生アンケートについて、「住みやすい」87%だが「九州内の宮崎県外に住みたい」40%という矛盾をどう分析するか。
⇒高校や大学卒業のタイミングでの転出は学びや成長への意欲と分析。

議事（2）基本構想（案）

- ・ 第2次の高校生アンケート結果との比較データを示してほしい。
地元企業の魅力発信、高等教育機関の活用が重要。また、一度外に出てもUターンできる環境整備が必要。
⇒前回との比較データを提供する。
地元企業・高等教育機関の魅力に関する記載する。
- ・ 中山間地域の課題について、中山間地域の保育園では定員割れや送迎負担が大きいことが課題。
中心部は満員で「空き待ち児童」が発生、将来こどもを預ける園がなければ中山間地域がさらに衰退していくため、空き家対策もあわせて考える必要がある。
⇒西岳・高崎・山田・山之口で人口減少が顕著である。
地域コミュニティ維持の観点からも重要な課題として記載する。
- ・ 高校生にもわかりやすい資料を別途作成すべき、また、アンケートのフィードバックも必要。
⇒概要版でわかりやすいものの作成を検討したい。
- ・ 市外流出者へのアプローチとして、卒業後に市外に出た人の声を聞くべき。
- ・ 高齢者の健康寿命延伸も人口維持に重要である。
- ・ 部活動改革は全国的に難しい課題。「地域展開」への転換が必要であるため、より詳しく記載すべき。
⇒課題を認識。基本構想への記載を充実させる。

- ・ 第2次と第3次の変更点を対照表で示してほしい。
- ・ 保育士不足で定員削減せざるを得ない。「人を育てる仕事」の魅力を「しごと」分野に記載すべき。
⇒人口増加で保育需要が急増。保育士確保の取り組みについて記述追加を検討する。

第 1 回 都城市総合計画審議会
次 第

日時：令和 7 年 9 月 8 日（月）16:30～18:00
場所：都城市役所 4 階 秘書広報課前会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 会長選出
- 5 第 3 次都城市総合計画基本構想の諮問

【説 明】

- 6 都城市総合計画審議会について
- (1) 審議会の設置目的
- (2) 今後のスケジュール

資料 1

【議 事】

- 7 第 3 次都城市総合計画
- (1) 第 3 次都城市総合計画の概要
- (2) 基本構想（案）
「基本構想（案）に対する意見等」記入のお願い

資料 2

資料 3

- 8 その他
 - (1) 次回以降開催日時
第 2 回：9 月 26 日（金）14:00～15:30
第 3 回：10 月 7 日（火）14:00～15:30
- 9 閉会

○都城市総合計画審議会条例

平成 18 年 1 月 1 日
条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、都城市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、本市総合計画に関し、必要な事項を調査し、及び審議させるため、都城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、市の関係職員の意見を聴き、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総合政策部において所掌する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日条例第 1 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○今後のスケジュール

	日程	業務内容	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本構想	R7.9.4～10.3	パブリックコメント							
	R7.9.8(月) 16時30分～	第1回総合計画審議会	●						
	R7.9.26(金) 14時00分～	第2回総合計画審議会		●					
	R7.10.7(火) 14時00分～	第3回総合計画審議会		●					
	R7.10.17(金) 11時30分～	基本構想の答申		●					
	R7.10.31	庁議		●					
	R7.12	議案の提出、議決							
	R8.3	公表							●
総合戦略	R7.11.26	庁議			●				
	R7.12.～R8.1	パブリックコメント							
	R8.1～2	総合計画審議会 ※3回程度開催							
	R8.4	庁議 ⇒ 公表							

第3次都城市総合計画の概要

【 総合政策部総合政策課 】

- 1 総合計画の概要・背景
- 2 策定体制
- 3 第3次総合計画基本構想
- 4 目標人口
- 5 総合戦略の基本方針
- 6 これまでの経過
- 7 スケジュール

1 総合計画の概要・背景

○総合計画は、本市の総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、どのように本市のまちづくりを進めていくかを定めた計画。

○総合計画は、**基本構想**と**総合戦略**の2層で構成。

1 総合計画(基本構想)

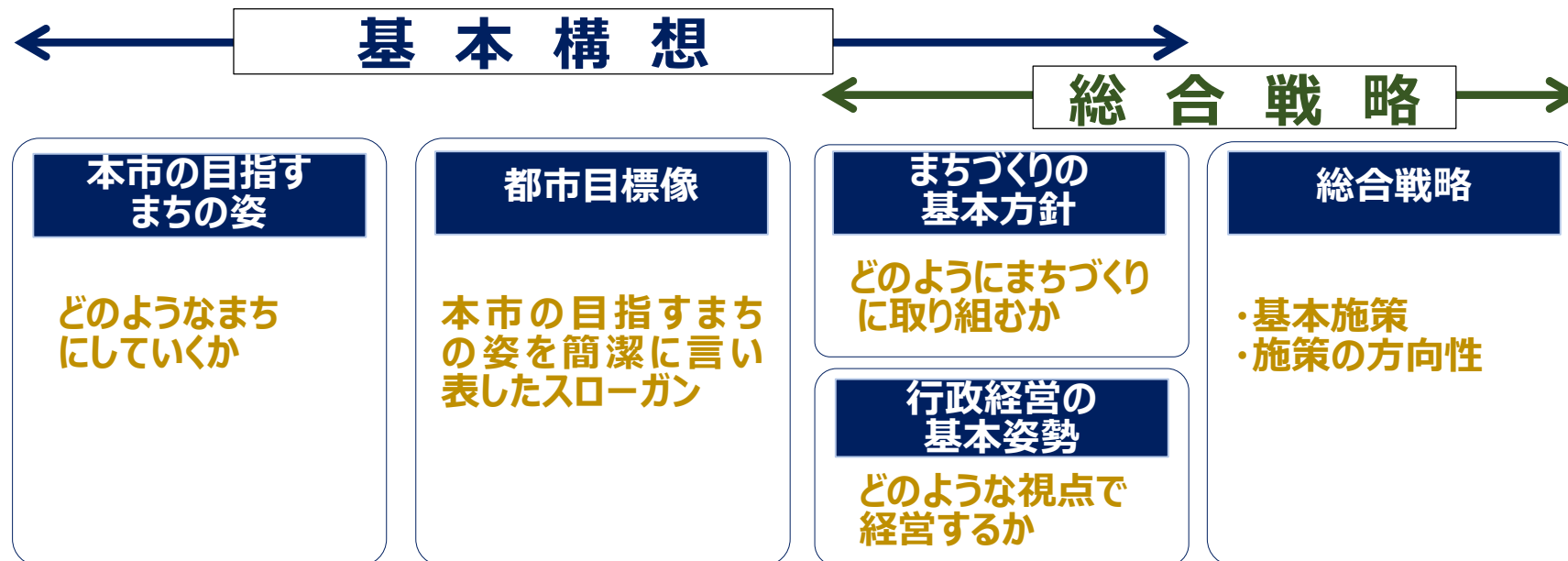
○本市が**目指す将来像**を見据えて、**長期的な視点に立った計画**。

・現状と課題、目標人口、目指すまちの姿を実現するための基本方針を記載。

2 総合計画(総合戦略)

○**基本構想を実現するための政策分野ごとの施策の方向性や方針を示した計画**。

・各施策の方向性を設定。⇒評価に基づく短期的な見直しを実施。



1 総合計画の概要・背景

○人口維持に向けたまちづくり

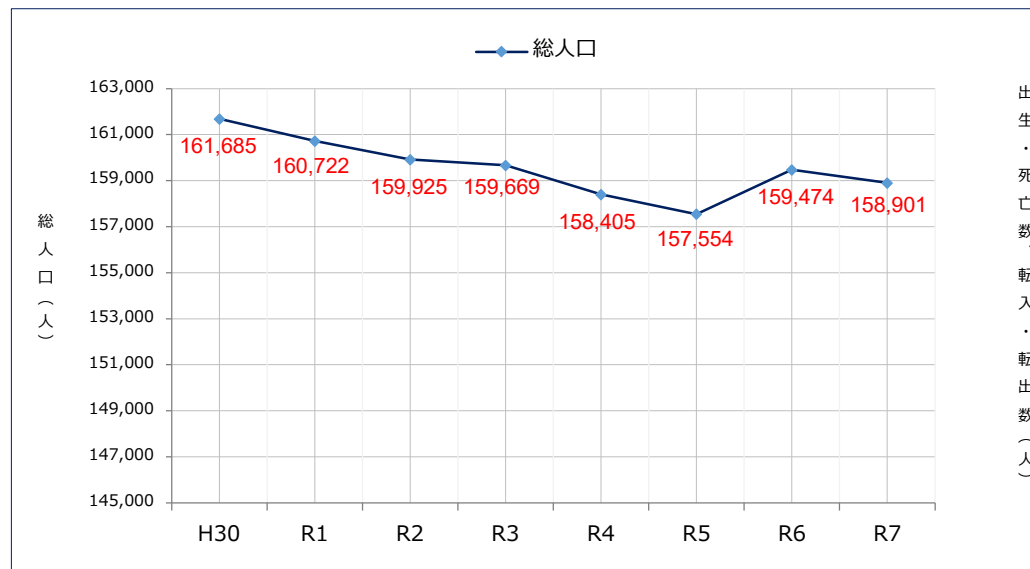
・人口減少による生産・消費の縮小、地域コミュニティの衰退など、市民生活への影響を懸念し、積極的かつ強力に人口減少対策を推進

⇒ **令和6年4月の人口は13年ぶりの人口増加**

・現総合計画(第2次)の目標人口は人口減少を前提とした計画

⇒ 将来を展望し、**10年後20年後に人口を維持**する施策の推進が必要

【都城市の人口】



1 総合計画の概要・背景

○高まる拠点性

■交通アクセス

- ・九州縦貫自動車道
- ・国道5本
- ・志布志港・油津港
- ・宮崎空港・鹿児島空港

■拠点施設

- ・「道の駅」NiQLL
- ・関之尾公園
- ・山之口運動公園
- ・都城運動公園
- ・中心市街地(MallMall・図書館)



1 総合計画の概要・背景

○第3次総合計画の策定

社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応し、地域の強みを活かした新たな発展的戦略を示す令和8年度からの「第3次都城市総合計画」を策定

○策定の前倒し

- ・第2次総合計画(基本構想):H30～R9 ⇒ H30～R7
- ・第3次総合計画(基本構想):R8～R15(8年)

○類似計画の統合

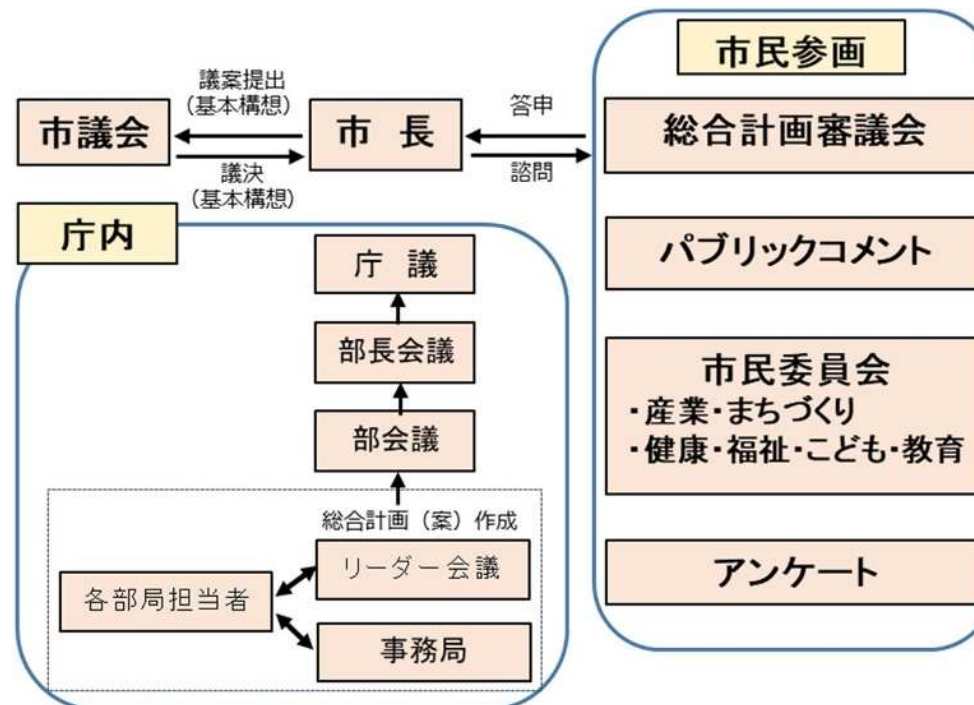
- ・まちひとしごと創生総合戦略と行財政改革大綱を統合

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
第2次総合計画 基本構想 10年→8年								前倒し							
								第3次総合計画 基本構想 8年							
第2次総合計画 第1期総合戦略 4年				第2次総合計画 第2期総合戦略 4年				第3次総合計画 第1期総合戦略 4年				第3次総合計画 第2期総合戦略 4年			

2 策定体制

- 市民参画を積極的に推進するため、「第3次都城市総合計画策定市民委員会」を開催。また、パブリックコメントやアンケートにより、**市民の意見を計画に反映**。
- 市民の意見を反映した原案について、学識経験者等で構成する「**都城市総合計画審議会**」の答申と市議会の議決(基本構想)を得て計画を策定。

【第3次都城市総合計画の策定体制】



3 第3次総合計画基本構想

○序論(本市の現状、課題・新たなステージへの対応)

1 総合計画策定の趣旨

2 これまでの都城の現状、課題

- ・しごと 《経済・産業・雇用 等》
- ・くらし 《健康・福祉・災害・結婚出産子育て・医療 等》
- ・ひと 《教育・スポーツ・文化・国際化・協働・人権 等》
- ・まち 《PR・観光スポーツ・中心市街地・中山間・環境 等》
- ・行政経営
- ・横断的な取組《デジタル》

3 新たなステージへの対応

- ・人口の推移
- ・高まる拠点性

3 第3次総合計画基本構想

○本論 ※議決事項

1 計画体系・目標人口

- 基本構想の期間
- 目標人口
- 総合計画の体系と基本構想のフレーム

2 まちづくりの基本的な考え方

- 本市の目指すまちの姿
- 都市目標像
- まちづくりの基本方針
- 行政経営の基本姿勢

3 第3次総合計画基本構想

○基本構想の期間

2026(令和8)～2033(令和15)年度(8年間)

○目標人口

おおむね158,000人(令和15年度時点)
令和5年度人口を維持

○新たなステージへの対応

- 人口維持に向けたまちづくり
- 高まる拠点性による魅力あるまちづくり

3 第3次総合計画基本構想

○本市の目指すまちの姿

第2次都城市総合計画に掲げる基本理念を継承
《基本理念》

- 市民が主役のまち
- ゆたかな心が育つまち
- 地の利を活かしたまち
- 賑わいのあるまち
- 緑あふれるまち

○都市目標像

『人がつながり 笑顔あふれる
南九州のリーディングシティ』

3 第3次総合計画基本構想

○まちづくりの基本方針、行政経営の基本姿勢

⇒目標像を実現するための基本方針を掲載

■しごと : 地の利を活かして産業・雇用を創る

地域産業の振興と地域ブランドの確立／地の利を活かした工業団地整備／多様な人材が安心して働ける
機会の創出

■くらし : 命とくらしを守る

災害対策／救急・地域医療体制の確立／出会いの創出／子育て支援／こどもまんなか社会の推進／
健康・福祉施策の充実

■ひと : 人間力あふれるひとを育む

子どもたちの学力と愛郷心／個別最適な学び／スポーツ・文化活動／地域コミュニティ

■まち : 拠点性を高め、まちの魅力を築く

観光スポーツなど地域資源・拠点性の向上／広域道路・交通ネットワークの強化／交流人口の拡大／
循環型・脱炭素社会の構築／広域連携

■行政経営の基本姿勢

創造的改革の推進による行政サービスの質の向上

4 目標人口

○目標人口については、2033(令和15)年度末に概ね**158,000人**

1 基準

○2024(令和6)年10月1日時点の現住人口を基準に、その後各年10月1日現在の現住人口を推計

2 社会動態

○通常の転入動向に加え、以下の移住者数を想定し積算

・2025(令和7)年:1,500人、2026(令和8)年:1,500人、2027(令和9)年以降:1,200人

○49歳以下(18歳(高卒)と22歳(大卒)を除く)において、対2024(令和6)年で年1%の転出抑制を図る

3 自然動態

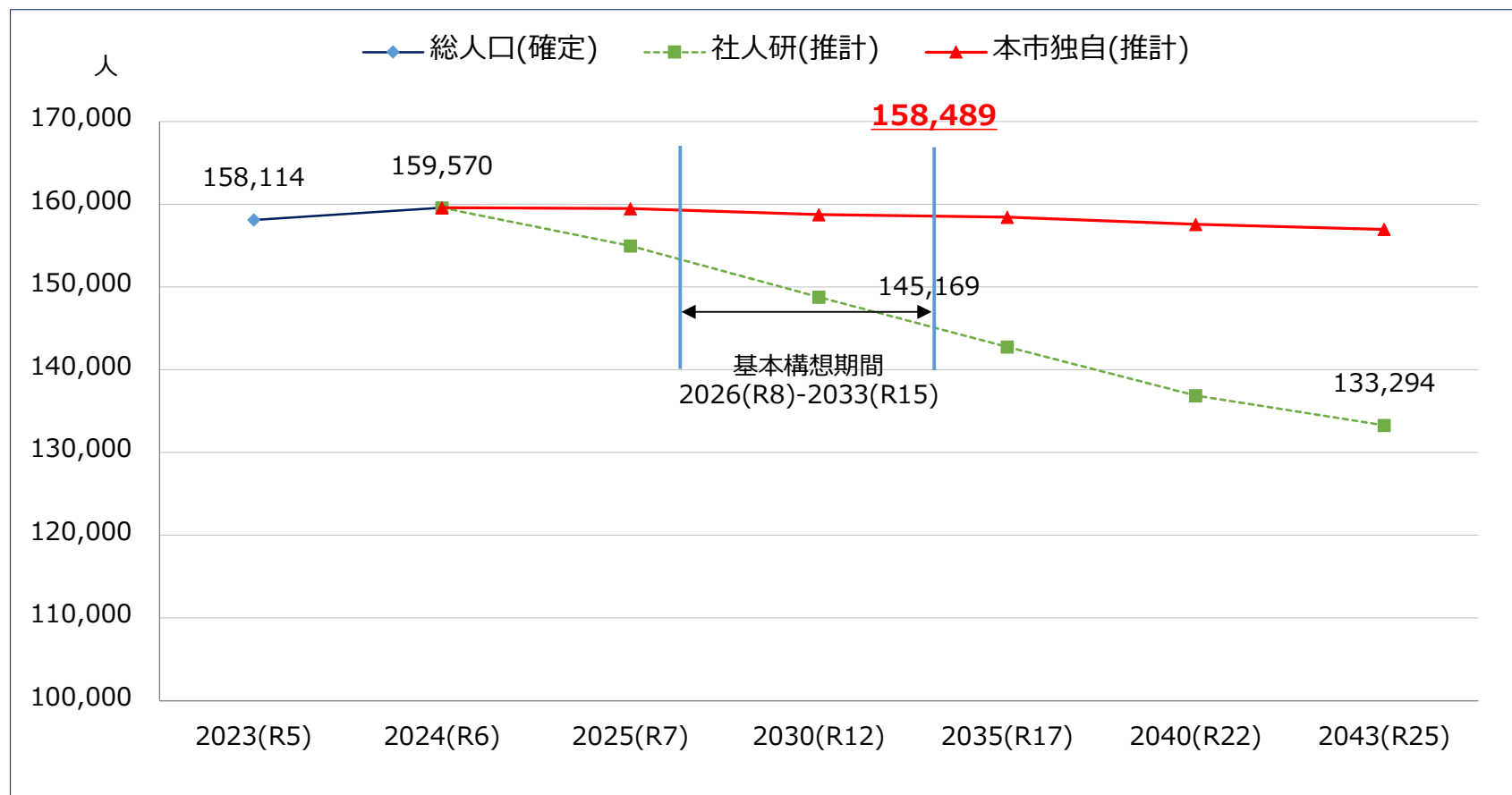
○合計特殊出生率:減少が続く合計特殊出生率を現状の1.56^注(2023(令和5)年)から緩やかに鈍化させ、2043(令和25)年までに段階的に1.59まで上昇

○死亡数:性別1歳年齢毎に前5年の平均死亡率を乗じて積算

注:合計特殊出生率は、公表されている「出生時の母の年齢」及び「女性人口」の単年の数値から本市で独自に推計した。

4 目標人口

○目標人口については、2033(令和15)年度末に概ね**158,000人**



注：社人研（推計）の2033（R15）及び2043（R25）の数値は、2030年から2050年の推計から機械的に算出

5 総合戦略の基本方針

○計画期間

2026(令和8)～2029(令和11)年度(4年間)

○基本施策

施策の基本方針、現状と課題、施策の方向性

○評価検証

外部評価による評価検証

5 総合戦略の基本方針

本市の目指すまちの姿

- 市民が主役のまち
- ゆたかな心が育つまち
- 地の利を活かしたまち
- 賑わいのあるまち
- 緑あふれるまち

都市目標像

人がつながり 笑顔あふれる
南九州のリーディングシティ

まちづくりの基本方針

しごと

1 地の利を活かして産業・雇用を創る

くらし

2 命とくらしを守る

ひと

3 人間力あふれるひとを育む

まち

4 拠点性を高め、まちの魅力を築く

行政経営の基本姿勢

5 総合戦略の基本方針

総合戦略

まちづくりの基本方針	施策の柱	基本施策
こじん	1 圏域の経済を支える地域産業の振興	1 儲かる農業の推進／2 豊かな森林の活用と再造林／3 商工業の振興や中小企業への支援／4 「道の駅」都城NiQLLを核とした物産振興と販路拡大／5 産学官金・企業間の連携の促進
	2 地の利を活かした拠点の整備と企業立地の促進	1 工業団地の整備と企業立地の促進
	3 安心して働ける機会の創出と移住・定住の促進	1 多様な人材が活躍できる機会の創出と地元定着の促進 2 移住・Uターン・の促進と関係人口の拡大
くらし	4 安全・安心な暮らしの確保	1 大規模災害や危機に強いまちづくりの推進／2 消防・救急体制の確立／3 交通・地域安全の推進 4 地域医療体制の維持向上
	5 若者や子育て世代に魅力ある社会の推進	1 出会いの創出と婚活支援／2 出産・子育て支援の充実
	6 こどもまんなか社会の推進	1 こどもへの支援／2 こどもの居場所確保
	7 いきいきと暮らせる健康・福祉の充実	1 高齢者福祉の充実／2 障がい者福祉の充実／3 地域福祉の充実／4 健康づくりの推進／5 社会保障制度の充実
ひと	8 学力・愛郷心の向上と個別最適な学びの充実	1 学校教育の充実／2 高等教育機関の支援／3 歴史と地域文化資源の継承／4 図書に親しむ環境の充実／5 生涯学習・社会教育の充実
	9 多様性を認める社会づくりと国際交流の推進	1 多文化共生社会への対応と国際交流の推進 2 人権の尊重と男女共同参画社会の推進
	10 生涯を通じて楽しむスポーツ・文化活動の推進	1 スポーツの推進 2 文化芸術の振興
	11 協働と地域コミュニティの推進	1 協働による地域活動の推進／2 地域でつながるコミュニティづくりの推進
まち	12 居心地いいまちの維持形成	1 中心市街地の活性化とまちなか居住の推進／2 都市機能の維持・充実／3 良好な住環境の維持 4 上下水道の整備／5 中山間地域等の維持・活性化
	13 地の利の拡大による拠点性の向上	1 道路・交通ネットワークの構築
	14 都城の魅力の向上と交流人口の拡大	1 対外的PRの強化／2 観光・スポーツによる地域活性化
	15 豊かな自然環境の保全と循環型共生社会の構築	1 自然環境の保全／ 2 循環型社会の構築／3 カーボンニュートラルの推進
	16 広域連携の推進	1 広域連携の推進
行政経営の基本姿勢	17 創造性あふれる人材育成と政策推進力の強化	1 人材育成による組織活性化 2 政策推進力の強化
	18 責任ある財政運営と施設マネジメント	1 健全な財政運営の推進／ 2 公共施設等の管理適正化／3 公営企業等の経営健全化の推進
	19 行政サービスの高質化と効率化	1 行政サービスの高質化と効率化
	20 行政組織の最適化と集約化	1 効率的な推進体制の確立

分野横断的な取組

デジタル化・スマートシティの推進

6 これまでの経過

○ 市民委員会・庁内リーダー会議を開催し、意見を集約

- ・市民委員会(産業・まちづくり分野 12名)
- ・市民委員会(健康・福祉・こども・教育分野 12名)
- ・高校2年生アンケート
- ・市議会全員協議会
- ・庁内リーダー会議

- R6. 6. 4 庁議 (総合計画策定方針)
- R6. 6. 27 第1回庁内リーダー会議 (総合計画策定方針)
- R6. 10. 3 庁議 (まち・ひと・しごと創生総合戦略及び行財政改革大綱の統合方針)
- R6. 12. 11 市議会全員協議会 (総合計画策定方針)
- R7. 5. 1 第2回庁内リーダー会議
- R7. 5. 9 第1回市民委員会 (産業・まちづくり)
- R7. 5. 22 第1回市民委員会 (健康・福祉・こども・教育)
- R7. 6~7 高校2年生へのアンケート (市内8校)
- R7. 8. 6 第2回市民委員会 (健康・福祉・こども・教育)
- R7. 8. 7 第3回庁内リーダー会議
- R7. 8. 12 第2回市民委員会 (産業・まちづくり)
- R7. 8. 21 第3回市民委員会 (健康・福祉・こども・教育)
- R7. 8. 22 第3回市民委員会 (産業・まちづくり)
- R7. 9. 2 市議会全員協議会 (総合計画基本構想の骨子案)

7 スケジュール

年 月	事 項	内 容
R7.9～10	総合計画審議会	基本構想案の諮問、答申
R7.9～10	パブリックコメント	基本構想案
R7.12	議会	基本構想案の提案
R7.12～ R8.1	パブリックコメント	総合戦略案
R8.1～2	総合計画審議会	総合戦略案の諮問、答申
R8.4	公表	総合計画、総合戦略の公表

○都城市議会全員協議会（R7.9.2）での主な意見提案・質問

1 人口推計に関すること

◆昨年の全員協議会(R6. 12) から人口推計が見直された理由は何か

◆人口推計について、社会動態(転入・転出)や自然動態(出生・死亡)が分かる資料を求める

◆人口推計に外国人労働者の動向は反映されているか

2 基本構想「本市の目指すまちの姿」に関すること

◆本市の目指すまちの姿の基本理念にある「市民が主役のまち」「緑あふれるまち」が、まちづくりの基本方針のどこに含まれるのか分かりづらい

○市民委員会での主な意見・提案まとめ

参考

1 しごと

- ◆若年層の流出対策として、中学生を対象とした地元産業の魅力発信強化、地元企業と連携した職業教育の拡充、高校教員への地元企業情報提供の強化を図る必要がある。
- ◆畜産を維持しながら、農地を活用した野菜の振興を進めていく必要がある。担い手確保対策と農地の集約・集積は重要。
- ◆多様な品目での担い手育成体制の構築、農地の確保に関する支援策の拡充、資金の融通を容易にする仕組みの整備、機械導入における初期投資の抑制策を実施してほしい。
- ◆志布志市では、市が独自の農業公社を設置して推進しているので、そういった取組も推進してほしい。
- ◆「山を買ってほしい」「土地を処分したい」などの問い合わせが多くなっている。処分したい山林を市が買い取るなどの取組、山林等の所有者不明土地への対応策の構築を進めてもらいたい。

○市民委員会での主な意見・提案まとめ

参考

2 くらし

- ◆出会いの場の創出、子育て世代の定住促進、保育施設の適正配置・保育士確保による受入体制強化を進めてもらいたい。
- ◆学校と地域の連携を強化、不登校対策を進めてもらいたい。
- ◆こけない体操の参加者拡大（特に若い世代）、健康寿命延伸による医療費抑制効果の周知に努めてもらいたい。
- ◆医師・看護師が、今後、不足しないよう、計画的確保策の強化を進めていく必要がある。
- ◆南海トラフ巨大地震が発生した場合、宮崎市を中心に沿岸部の医療機関がストップしてしまうため、広域的なバックアップ体制を県と連携して、役割分担をしておくことが重要。
- ◆宮崎県は自殺者が多い。子ども達や高齢者に向けたものは大切であるが、実際に働いている人達の環境や、丁寧に困りごとを聞くとか、何とかできたら良いと思う。

○市民委員会での主な意見・提案まとめ

3 ひと

- ◆ 外国人は非常に増えており、外国人の雇用などの受入環境整備と共生施策の充実を図ってほしい。
- ◆ 新しい住民が増え、人口増につながっている一方で、公民館の加入世帯は少なくなっている。自治公民館の加入促進に向けた新たな仕組みや広報活動を拡大してほしい。
- ◆ 国スポ開催時における文化的要素の導入、国際交流と連携した文化活動の推進が必要。
- ◆ スポーツ合宿で施設を利用されると、その間、市民利用が制限される。施設利用時間の調整により、市民利用の改善を図ってほしい。
- ◆ 青空ラボやスプリング教室には、近辺に居住する児童生徒でないと通えない現状がある。そのため、地域ごとに不登校の子ども達に通える場所があると良い。
- ◆ 障がい者スポーツの認知度向上、健常者と障害者が共に参加できるスポーツ機会の創出、公共施設のバリアフリー化（特にトイレ改修）を進めてほしい。
- ◆ 若い頃からの生活習慣や健康習慣が、高齢になっても元気であることにつながるため、若い世代のスポーツ習慣を促進し、新しくなった施設も活用してもらいたい。
- ◆ 中学校の部活動の先生は、非常に大変な状況であるため、市の方で指導者の募集をして、増えてくれば、中学校の先生方も楽になると思う。

○市民委員会での主な意見・提案まとめ

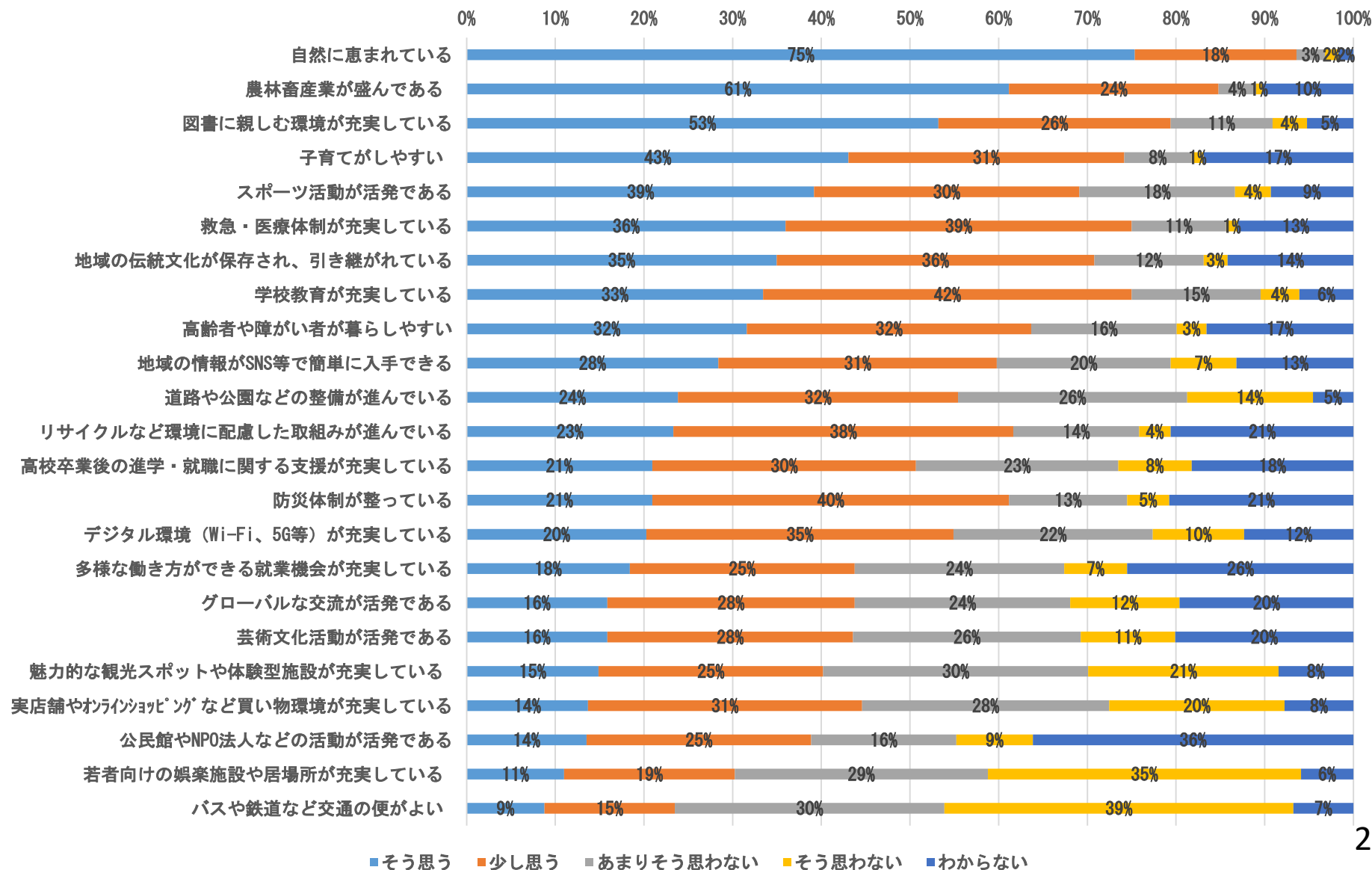
4 まち

- ◆都城市民であることのメリットや他の自治体と比べて何が良いのかわからない。（市で取り組んでいる支援について、周知していく必要がある。）
- ◆地区の特性を活かした振興と地域活性化を進める必要がある。
- ◆子ども達の視点で情報発信する力は大きい。若者視点で、子ども達も巻き込みながら、情報発信とSNS・動画活用などを推進してほしい。
- ◆デジタルデバйд（情報格差）への配慮、高齢者等への丁寧な対応の維持を図ってほしい。
- ◆公園等における雨水貯水機能の強化、 田んぼの貯水池機能の活用推進を図ってほしい。
- ◆高齢者でも楽しみやすく、まちなかに行きやすい環境や雰囲気づくりをしてほしい。外に出てコミュニケーションをとることで、高齢者が元気になるし、まちなかの賑わいを取り戻すことにもつながる。

○高校生アンケート集計結果

参考

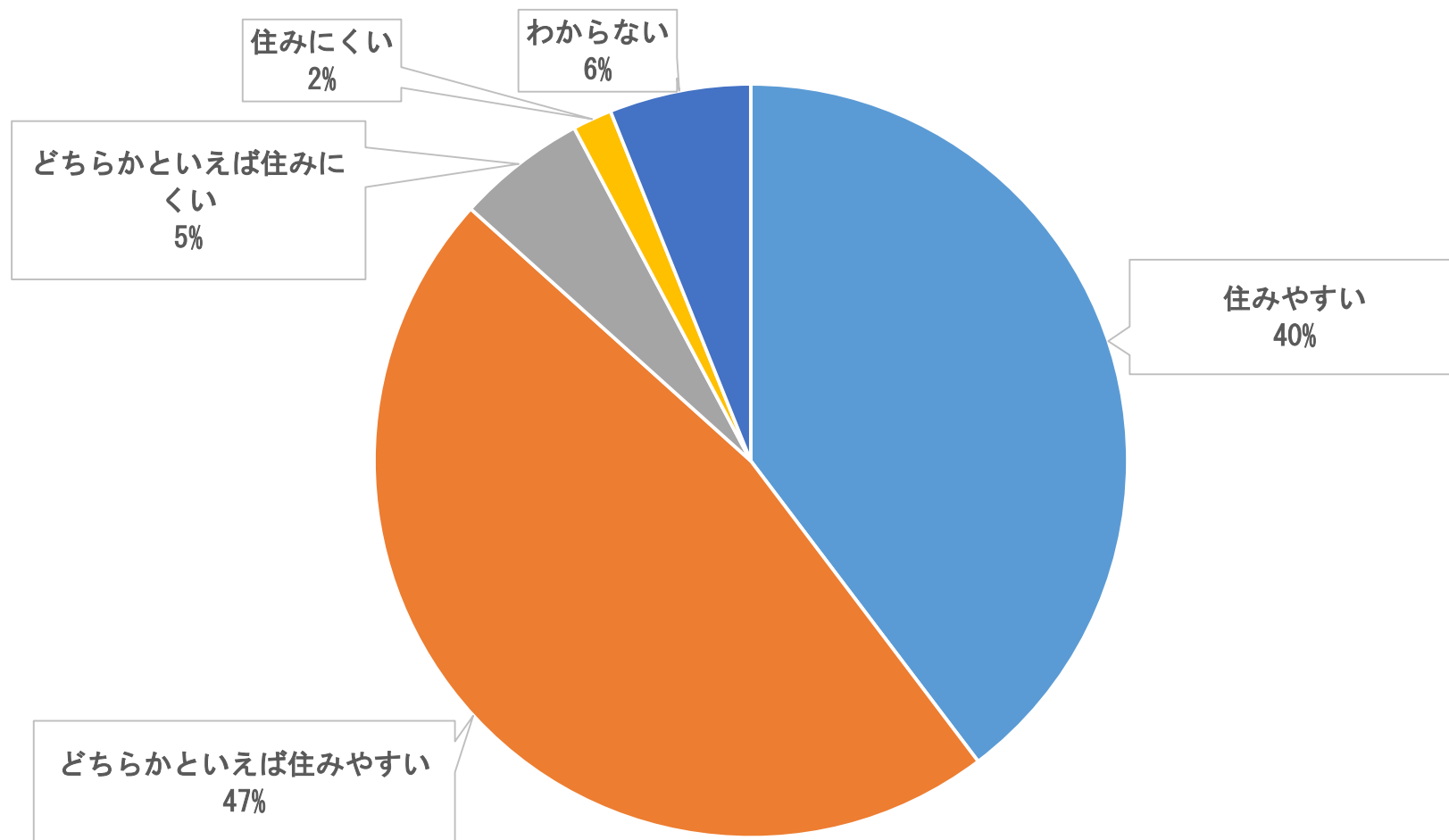
① あなたは、都城市に対してどのようなイメージを持っていますか。



○高校生アンケート集計結果

参考

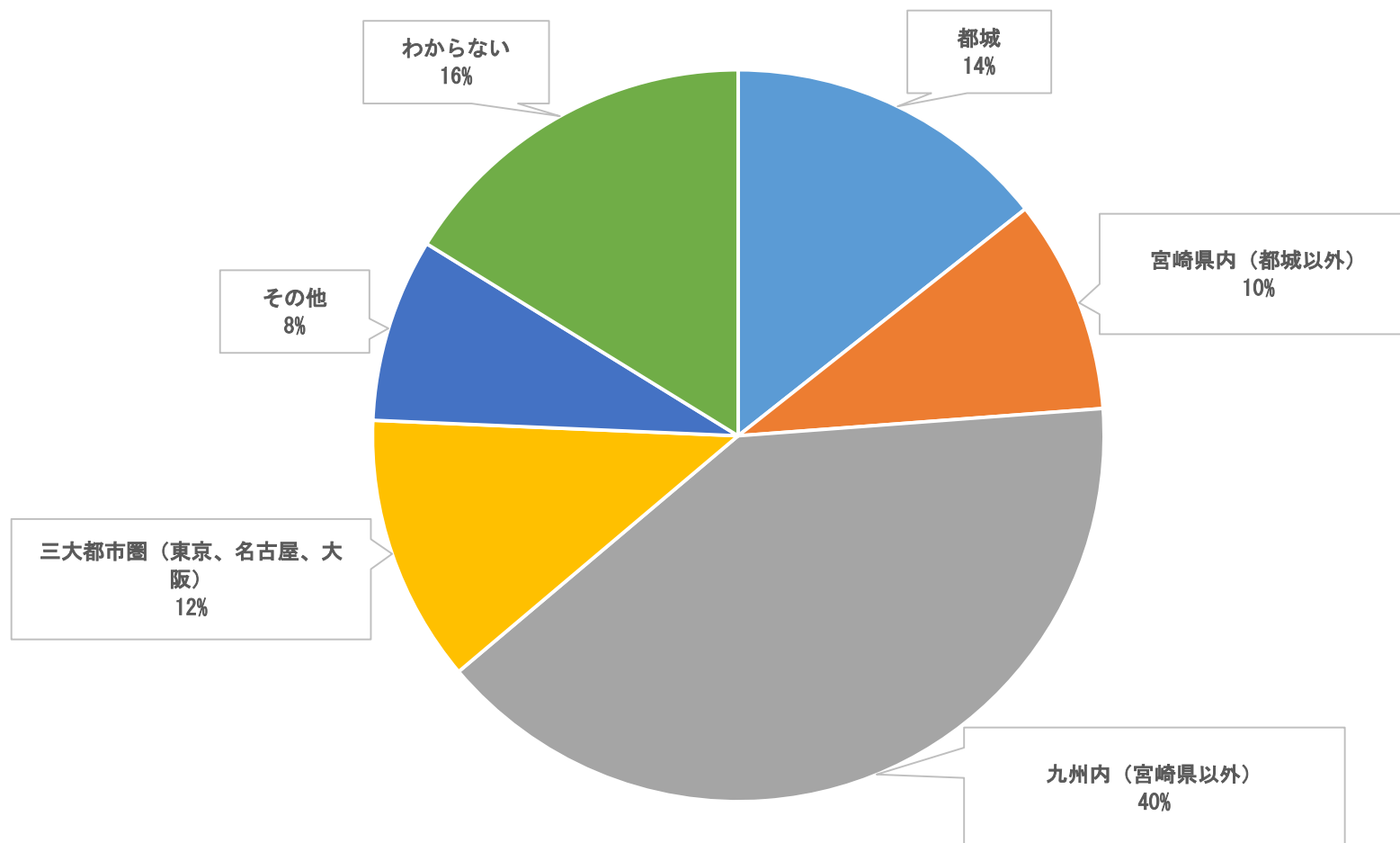
② あなたは、都城市が住みやすいまちだと思いますか。



○高校生アンケート集計結果

参考

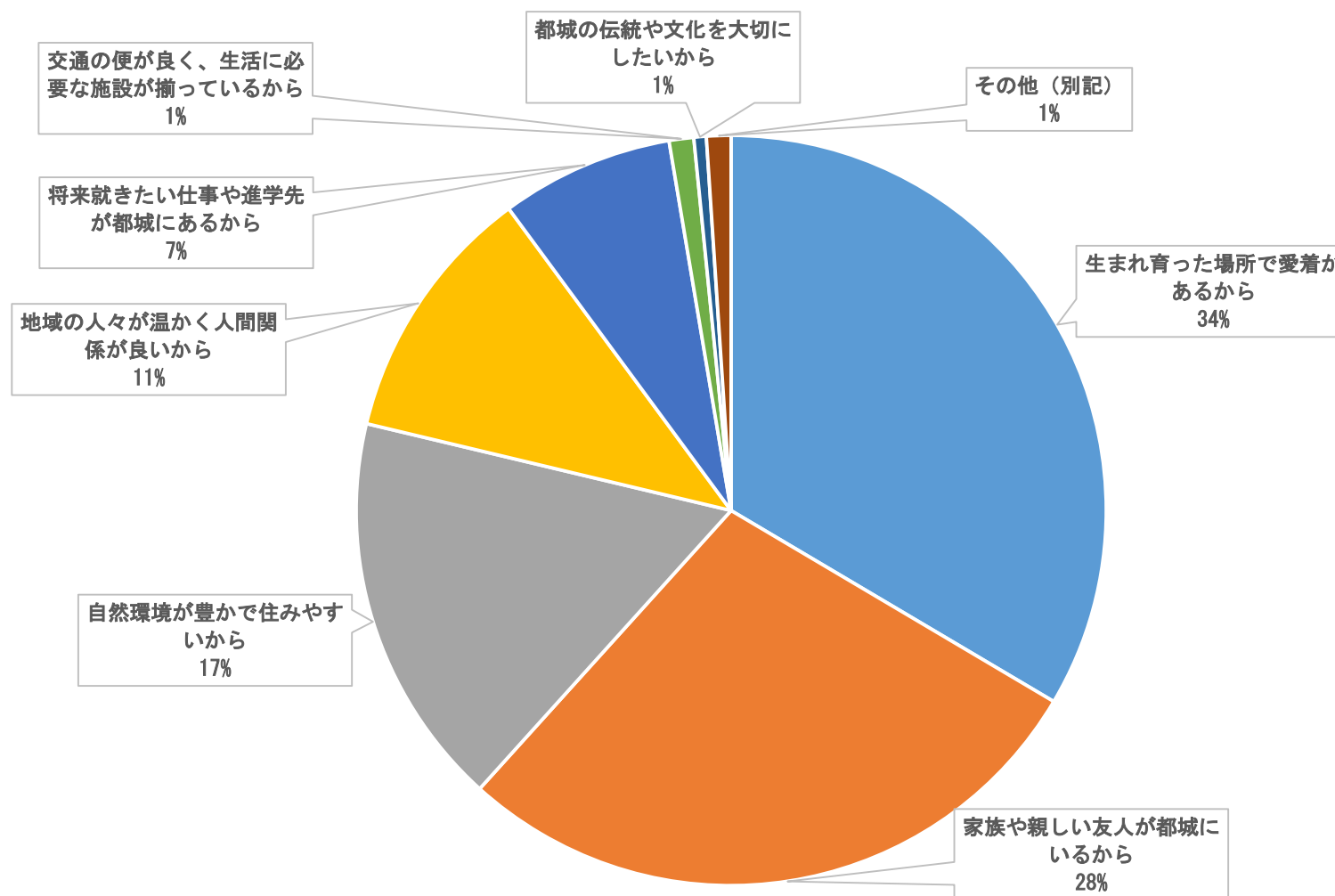
③ー１ あなたは、将来（最終的に）どこに住みたいと思いますか。



○高校生アンケート集計結果

参考

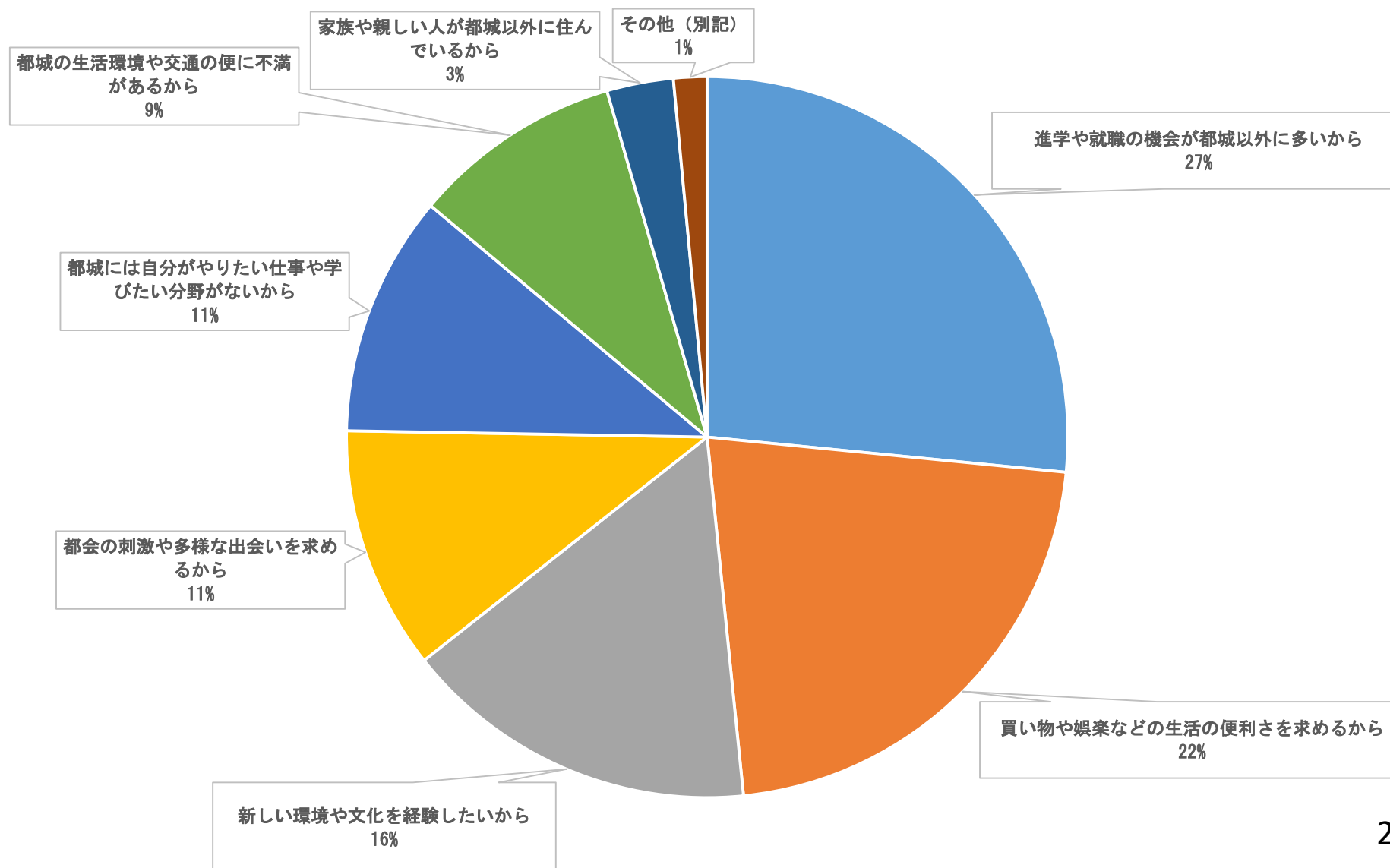
③ー２ 都城に住みたい理由は何ですか。あてはまるものを選んでください（３つ以内）



○高校生アンケート集計結果

参考

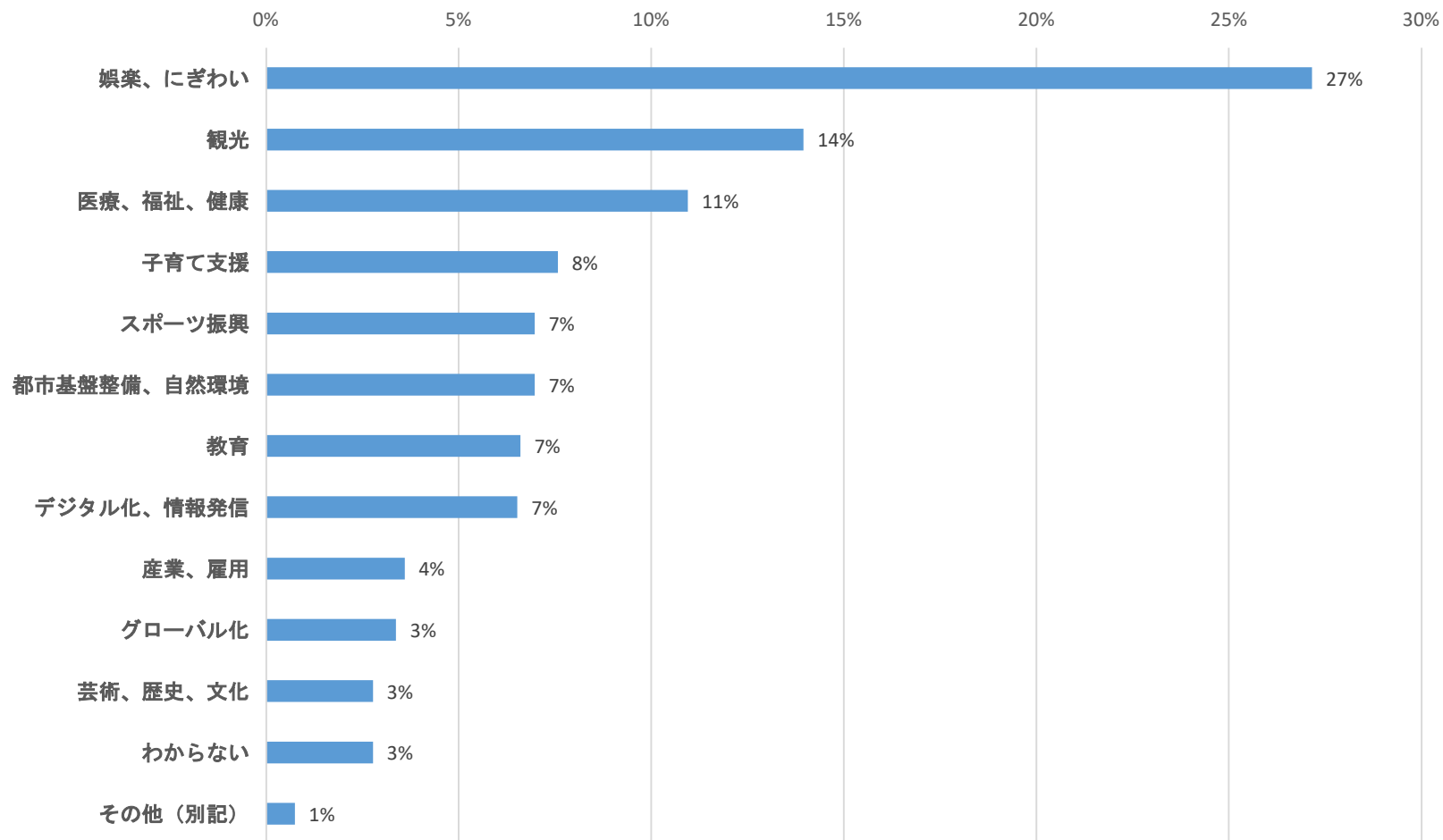
③ー3 都城以外に住みたい理由は何ですか。(3つ以内)



○高校生アンケート集計結果

参考

- ④ 都城がもっと住みよく、より良いまちになるためには、どの分野に力を入れて取り組むべきだと思いますか。





第3次都城市総合計画 基本構想

2026-2033

宮崎県都城市

目次

基本構想	(序論)	1
第1章	総合計画の策定	2
1	策定の趣旨	2
2	策定の体制	2
3	計画の構成	3
第2章	これまでの都城と現状、課題	4
1	しごと	4
2	くらし	12
3	ひと	18
4	まち	24
5	行政経営	32
6	横断的な取組	34
第3章	新たなステージへの対応	35
1	人口の推移	35
2	高まる拠点性	42

目次

基本構想	(本論)	44
第1章	計画体系・目標人口	45
1	基本構想の期間	45
2	目標人口	46
3	人口維持に向けたまちづくり	47
4	総合計画の体系と基本構想のフレーム	48
第2章	まちづくりの基本的な考え方	49
1	本市の目指すまちの姿	49
2	都市目標像	52
3	まちづくりの基本方針	53
4	行政経営の基本姿勢	57

基本構想(序論)

1 策定の趣旨

本市は、2006（平成18）年1月に新「都城市」として誕生し、2026（令和8）年に市制施行20周年の節目を迎えます。少子高齢化や人口減少社会に対応するため、2008（平成20）年に「第1次都城市総合計画」、2018（平成30）年に「第2次都城市総合計画」を策定し、「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」を都市目標像に掲げ、「市民が主役のまち」、「ゆたかな心が育つまち」、「地の利を活かしたまち」、「賑わいのあるまち」、「緑あふれるまち」を本市の目指すまちの姿として、その実現に向けた様々な施策を進めてきました。

近年では、移住支援をはじめとした人口の社会増対策に積極的に取り組み、2024（令和6）年度には、13年ぶりに人口増加に転じるなど、計画を策定した当時とは、本市を取り巻く状況が大きく変化しています。

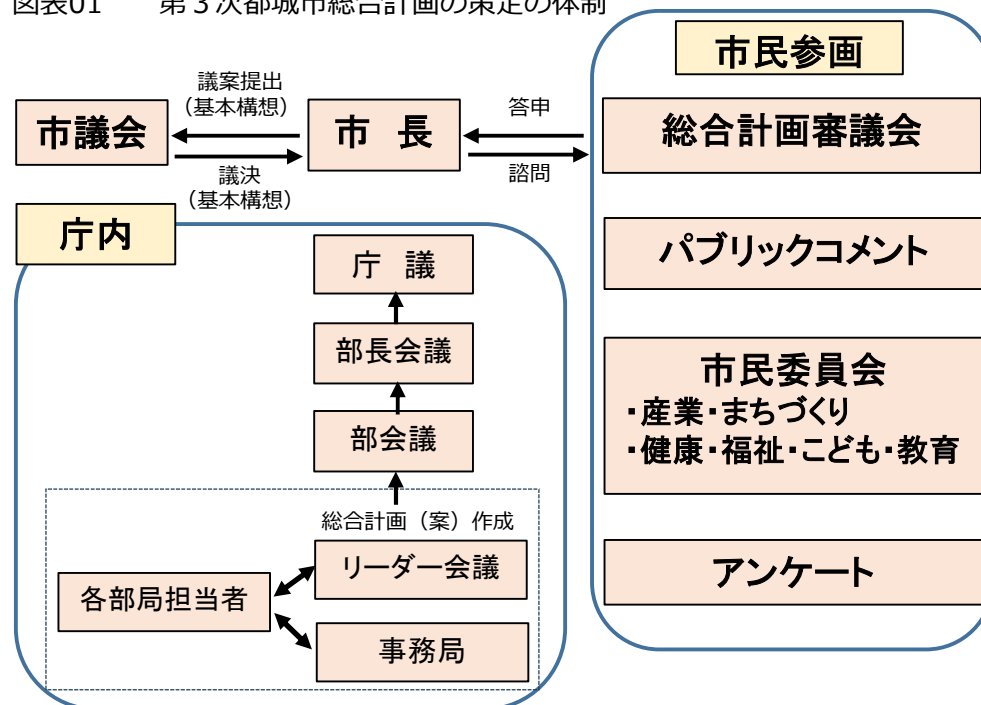
また、社会情勢の変化や物価高騰等の経済情勢の影響も顕著となっており、こうした状況を踏まえ、今後、新たな課題に対応するため、「第2次都城市総合計画」の計画期間満了前に、本市の将来像の実現に向けた総合的かつ計画的な行政運営の指針として、「第3次都城市総合計画」を策定します。

2 策定の体制

本計画の策定に当たっては、第2次計画の策定と同様に市民参画を積極的に推進し、新しいまちづくりに対する提言を求めるために、「第3次都城市総合計画策定市民委員会」を「産業・まちづくり」と「健康・福祉・こども・教育」の分野別に設置しました。また、市民意識調査に加え、学生に対してもアンケート調査を実施するなど、できるだけ多くの市民の意見の反映を心がけました。

さらに、基本構想の原案策定後は、パブリックコメント制度¹を活用し、幅広い市民の意見の反映に努めました。そのような過程を経て検討した原案を、学識経験者等で構成する「都城市総合計画審議会」に諮問し、答申をいただきました（予定）。

図表01 第3次都城市総合計画の策定の体制



1 パブリックコメント制度：行政が政策、制度等を決定する際に住民等の意見を聞いて、それらの意見を考慮しながら最終決定を行うしくみのこと。

3 計画の構成

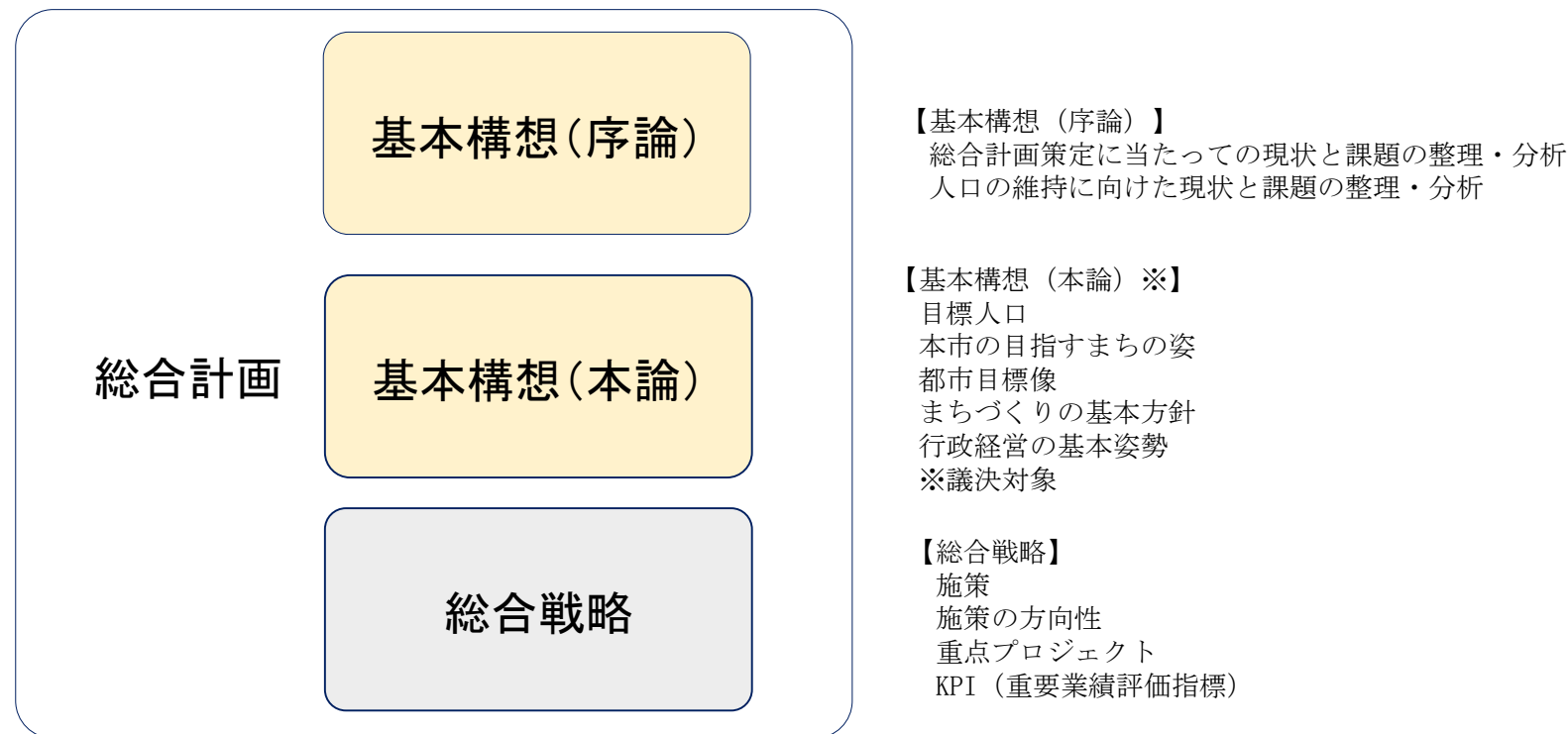
第3次総合計画は、第2次総合計画と同様に、わかりやすさ（明快性）と策定後の成果の達成度（実効性）を向上させることを主眼に、長期的な視点に立ったまちづくりの指針としての「基本構想」と、その基本構想を実現するための基本的な取組方針や施策の方向性を定める「総合戦略」の2層構造をもって、本市の「総合計画」とします。

基本構想は、本市が目指す「まちの姿」や都市目標像、まちづくりの基本的な方針や方向性及び目標を示した長期的視点に立った計画です。

一方、総合戦略は、基本構想に基づき実施すべき施策やその方向性、具体的に取り組むべき課題に的確に対応するため、重点プロジェクトや定量的な重要業績評価指標（KPI²）を設定します。

なお、総合戦略は、地方版総合戦略としてのまち・ひと・しごと創生総合戦略及び行財政改革大綱を兼ねるものとします。

図表02 第3次都城市総合計画の構成



2 KPI（重要業績評価指標）：Key Performance Indicatorの略。目標の達成度を評価するための定量的な指標。

1 しごと

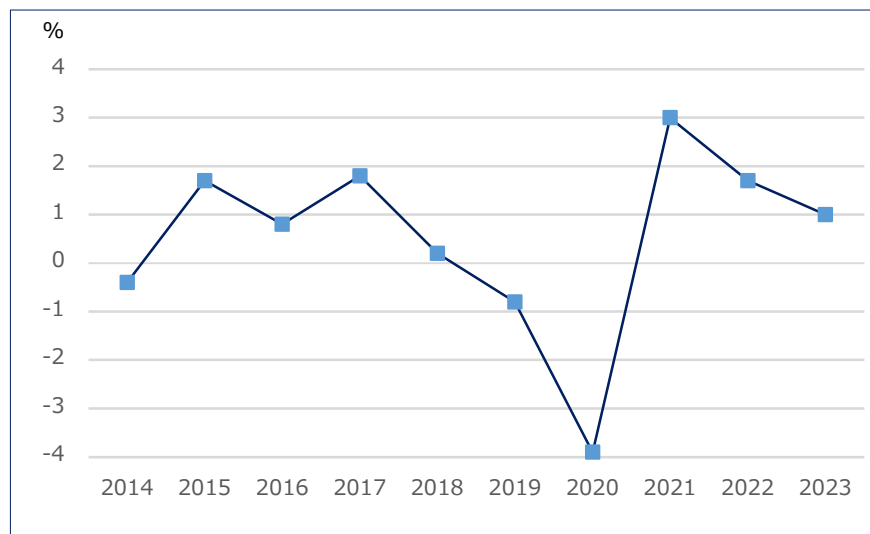
■ 国内外の経済の動向

世界経済は、2021（令和3）年には、新型コロナウイルス感染症による景気低迷から回復し、大幅な成長率の上昇となったものの、長期化するウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化、地政学的リスクの高まりによる資源価格の変動、世界的なインフレ圧力と各国の金融政策調整により、不安定な状況が続いています。

日本経済についても、2021（令和3）年に新型コロナウイルス感染症による影響からの回復により成長率の上昇が見られたものの、世界経済の影響を受け、政治的不安定要素も加わり、先行きの不透明感が一層増しています。

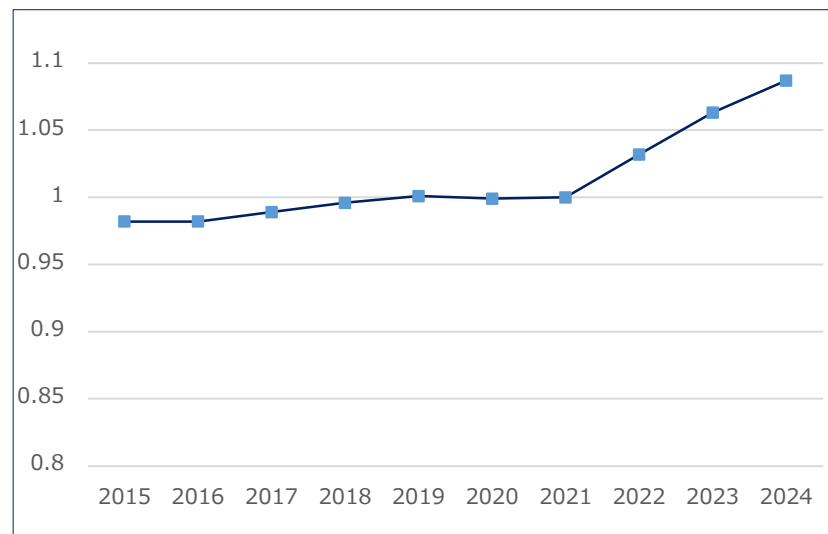
特に物価高騰は深刻な問題となっており、電気代やガソリンなどの燃料費、食料品を中心に上昇が続いています。日本では2024（令和6）年も物価上昇が継続し、実質賃金の伸び悩みから家計を圧迫しています。円安の影響も相まって輸入品価格が上昇し、国民生活への圧迫が強まっています。日銀の展望では2025（令和7）年以降も緩やかな物価上昇が予測されており、消費者の生活防衛意識が高まっています。

図表03 日本における経済成長率の推移(実質GDPの対前年度比)



出典：内閣府 年次経済財政報告 長期経済統計

図表04 消費者物価指数の推移（2020年を1.000とした場合）



出典：総務省統計局統計データ 消費者物価指数（CPI）

1 しごと

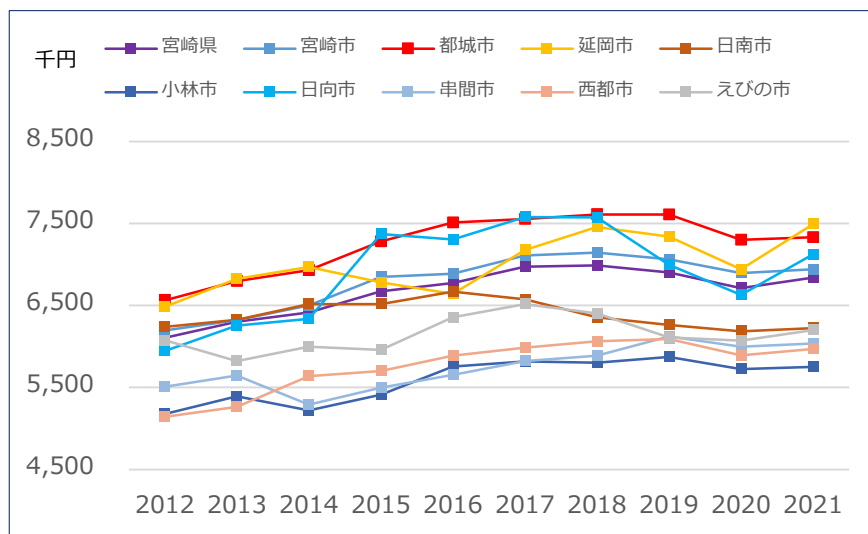
■ 地域経済の動向

県内主要都市の1人当たりの総生産額の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費の低迷や幅広い産業分野で企業収益の減少が見られたことから、2020（令和2）年度で減少となりました。

また、2012（平成24）年度を基準(1.000)とした場合の圏域別総生産額の推移をみると、都城北諸県圏域は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020（令和2）年度で減少となりました。

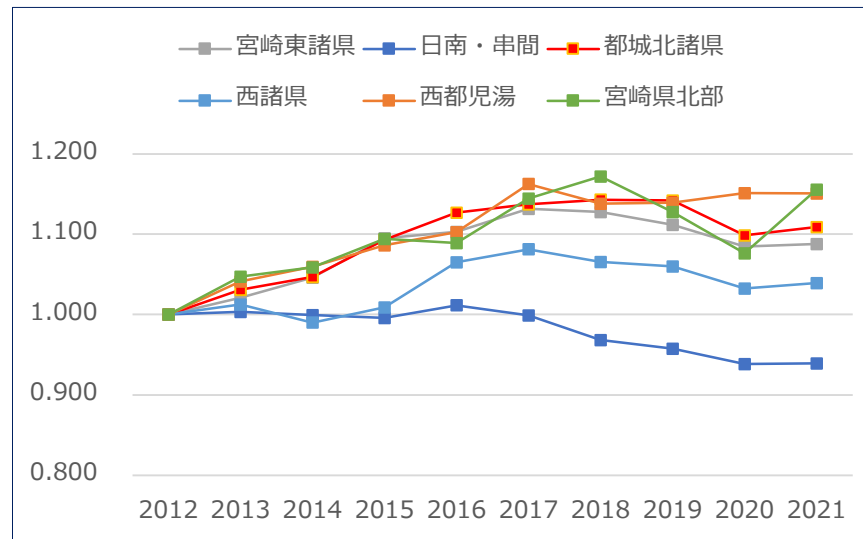
。

図表05 宮崎県及び県内9市の就業者1人当たり総生産額の推移



出典：宮崎県統計課 令和3年度宮崎県の市町村経済計算

図表06 圏域別総生産額の推移（2012年度を1.000とした場合）



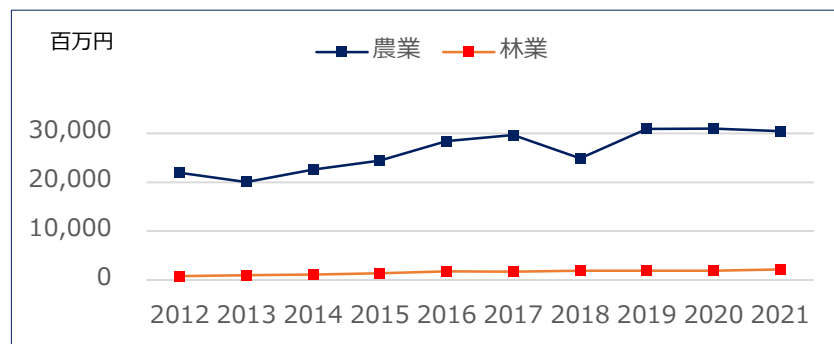
出典：宮崎県統計課 令和3年度宮崎県の市町村経済計算

1 しごと

■ 産業の状況

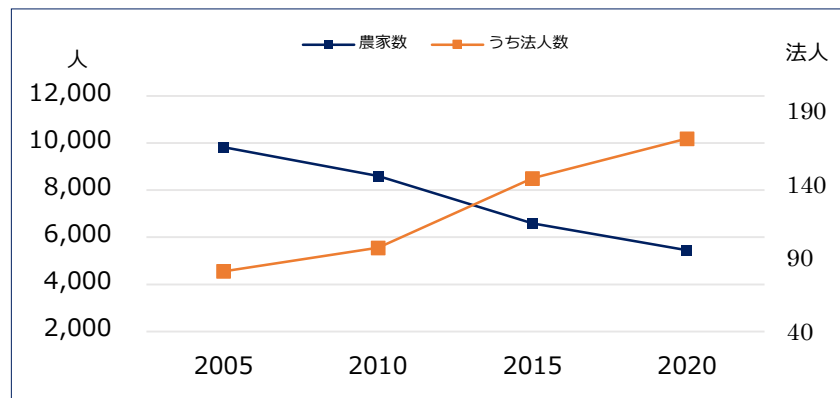
本市の第1次産業総生産額の推移をみると、2014（平成26）年以降の農業総生産額が伸びていますが、一方で、農家数や耕地面積は減少しています。1農家当たりの耕地面積は増え、経営規模の拡大が進んでいると考えられます。この背景には、農業の機械化や法人化が寄与していると考えられます。

図表07 都城市の第1次産業総生産額の推移



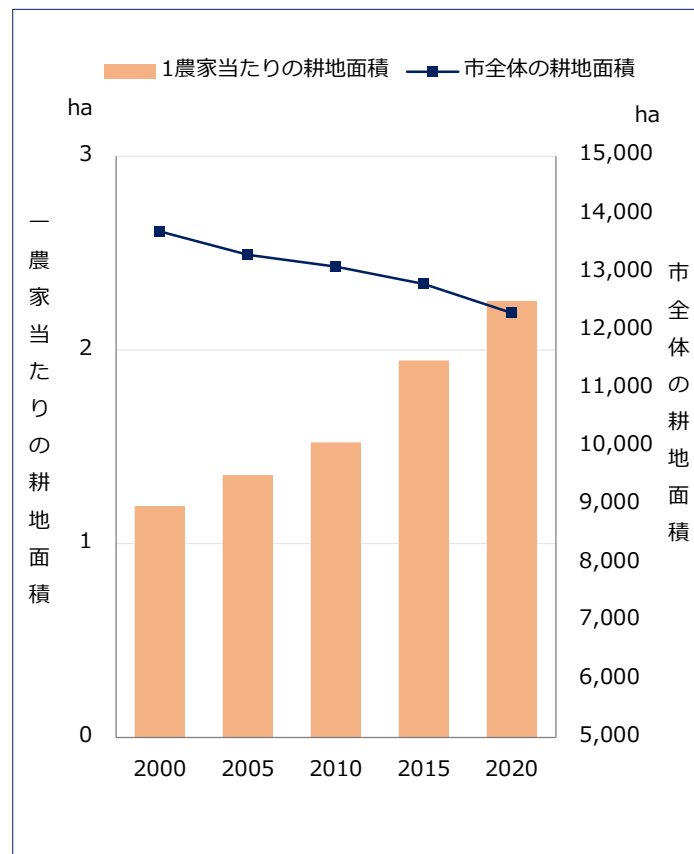
出典：宮崎県統計課 令和3年度宮崎県の市町村民経済計算

図表09 都城市の農家数の推移



出典：統計からみた都城

図表08 都城市の耕地面積の推移



出典：宮崎農林水産統計年報

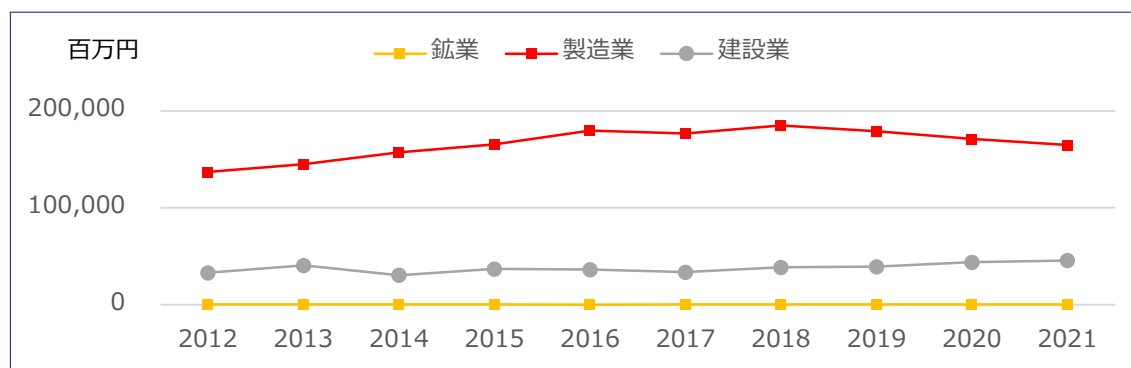
1 しごと

■ 産業の状況

第2次産業総生産額の推移をみると、建設業は伸びていますが、製造業は2018（平成30）年以降に減少しています。

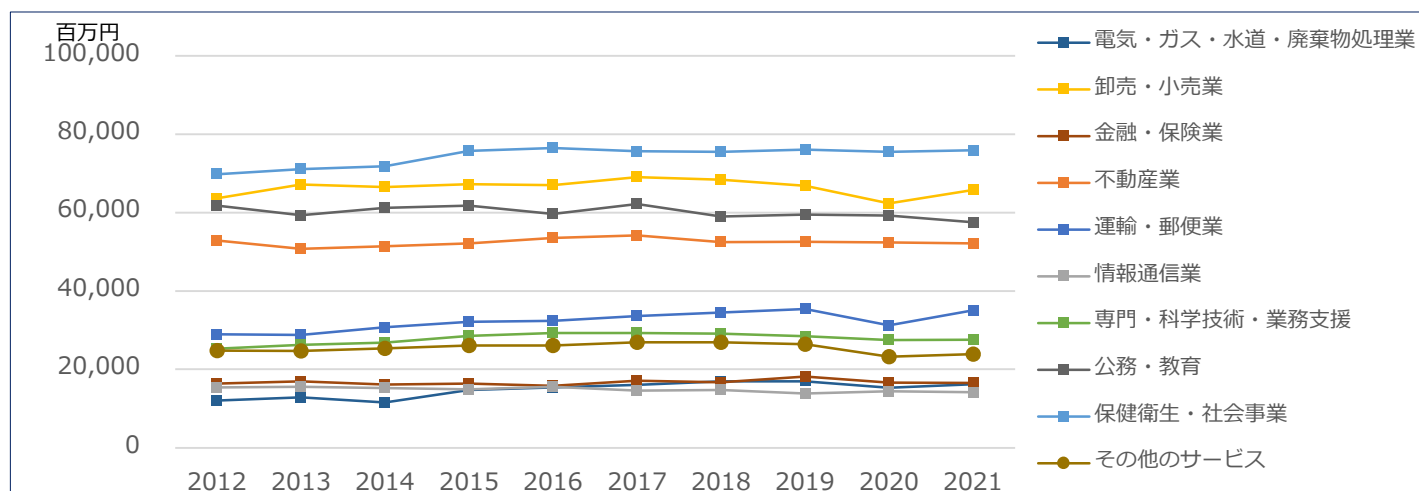
第3次産業総生産額は、保健衛生・社会事業などは微増傾向ですが、多くの業種は横ばい又は減少傾向で推移しており、人件費の高騰や深刻な人材不足などが課題と考えられます。

図表10 都城市の第2次産業総生産額の推移



出典：宮崎県統計課 令和3年度宮崎県の市町村民経済計算

図表11 都城市の第3次産業総生産額の推移



出典：宮崎県統計課 令和3年度宮崎県の市町村民経済計算

1 しごと

■ 農林畜産業の振興

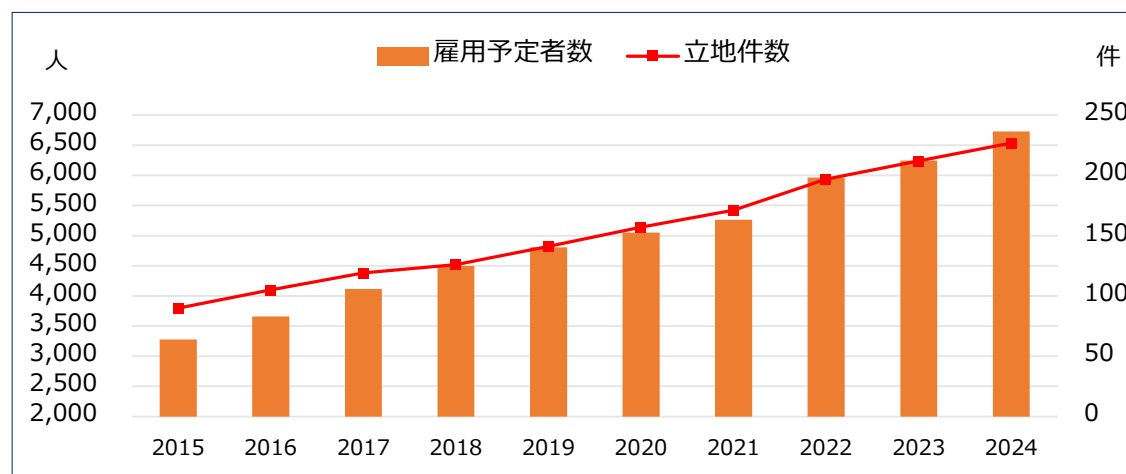
本市の農業産出額は、2019（令和元）年から2023（令和5）年まで5年連続で全国1位となり、中でも肉用牛、豚、ブロイラー等の畜産部門が産出額の大半を占めています。また、古くからお茶や焼酎原料用の甘しょ等の栽培が盛んであることから、基幹産業と位置づけられています。しかしながら、農業の担い手不足は、深刻な課題であり、新規就農者や親元就農者への支援に取り組むとともに、農地の集約化を進め、スマート農業技術を活用した農業を推進するなど、効率的な生産体制を構築し、所得の向上を進める必要があります。そのほか、生産・加工・販売を一貫して行う6次産業化や農商工連携を進め、生産性の向上や新たな販路開拓も必要です。

林業では、伐採によって木材利用が進む中、持続可能な林業・木材産業の重要性は一層高まっており、林業の担い手を確保するとともに、伐採跡地への再造林を進める必要があります。また、高齢化などにより山林の管理が難しくなっており、対応策の構築を進める必要があります。

■ 企業立地の促進

2025（令和7）年3月に都城志布志道路が全線開通したことにより、交通アクセスに恵まれた南九州圏域の物流拠点としての地の利の優位性はますます高まっています。また、近年においては、優遇制度の拡充を図り、企業立地に係る支援を積極的に推進しています。企業進出の基盤となる新たな工業団地の整備を切れ目なく行い、産業を振興することが必要です。また、地域経済を支える健全な企業を育成するとともに、企業の経営基盤を強化する必要があります。

図表12 企業立地件数及び雇用予定者数の推移（累計）



出典：都城市商工部商工政策課

1 しごと

■ 雇用の促進

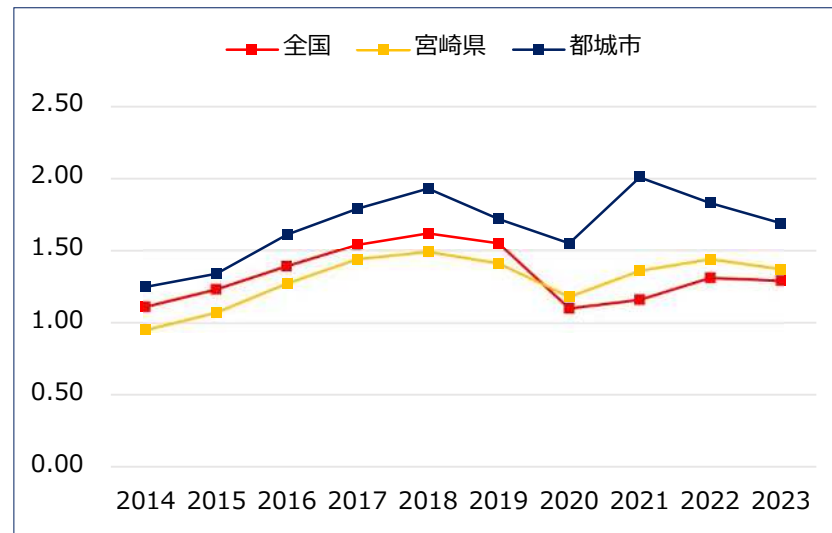
本市の雇用情勢を見ますと、近年の有効求人倍率は全国平均、宮崎県平均のいずれも上回る水準で推移しています。本市経済の活力を維持していくためには、若者をはじめ、働く意欲のある女性や高齢者等、産業界が必要とする人材を幅広く確保するとともに、雇用の安定化及び働き方改革の推進を図ることが必要です。

特に、若年層の市外への流出の抑制を図ることは重要であり、幼少期や中学生の頃から、地元産業の魅力を伝え、地元企業と連携した職業教育の拡充を図る必要があります。

また、企業活動の維持・拡大を行う上で必要な専門的な技術、技能、知識を持つ人材が不足しています。そのため、産業構造や経営環境の変化に的確に対応した人材育成の取組が一層重要となっています。

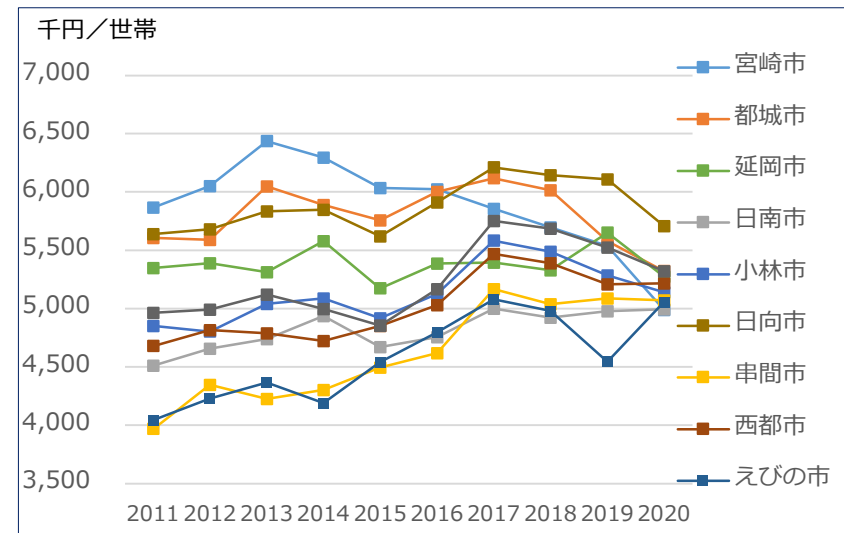
所得については、1世帯当たりの所得は減少傾向であり、そのため、市民一人ひとりの安定した生活基盤を確立するための取組が必要です。

図表13 有効求人倍率の推移



出典：宮崎労働局職業安定部 職業安定業務統計年報

図表14 県内市町の世帯所得の推移



出典：宮崎県統計調査課 宮崎県の市町村民経済計算 宮崎県現住人口調査から算出

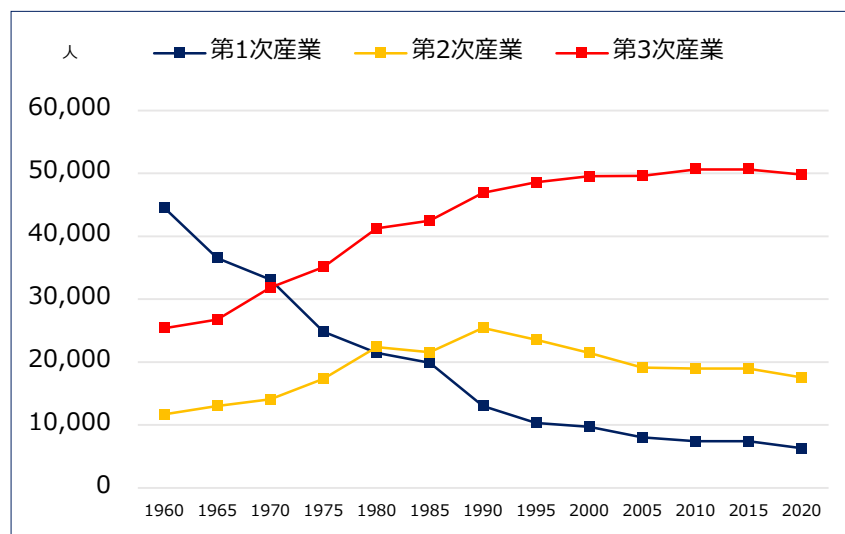
1 しごと

■ 本市の就業者数等の状況

産業別就業者数の長期的な推移をみると、第1次産業に従事する就業者数が著しく減少しているのに対し、第3次産業は概ね増加傾向にあります。また、第2次産業は1990（平成2）年頃まで増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向にあります。

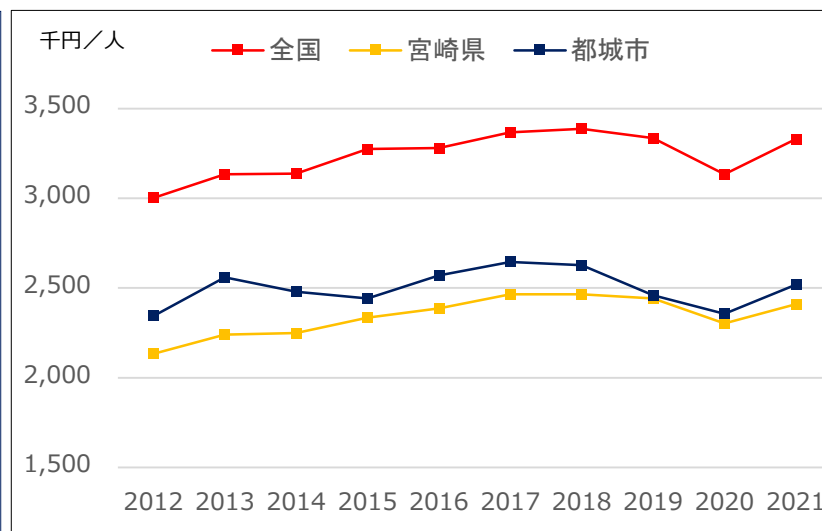
また、1人当たり所得の推移を比較すると、宮崎県は全国平均の約8割しかなく、都城市も県平均よりは若干高いものの、同水準にとどまっています。

図表15 都城市の産業別就業者数の推移



出典：国勢調査

図表16 1人当たり所得の推移



出典：内閣府 県民経済計算、統計からみた都城

1 しごと

■ 移住、定住の促進

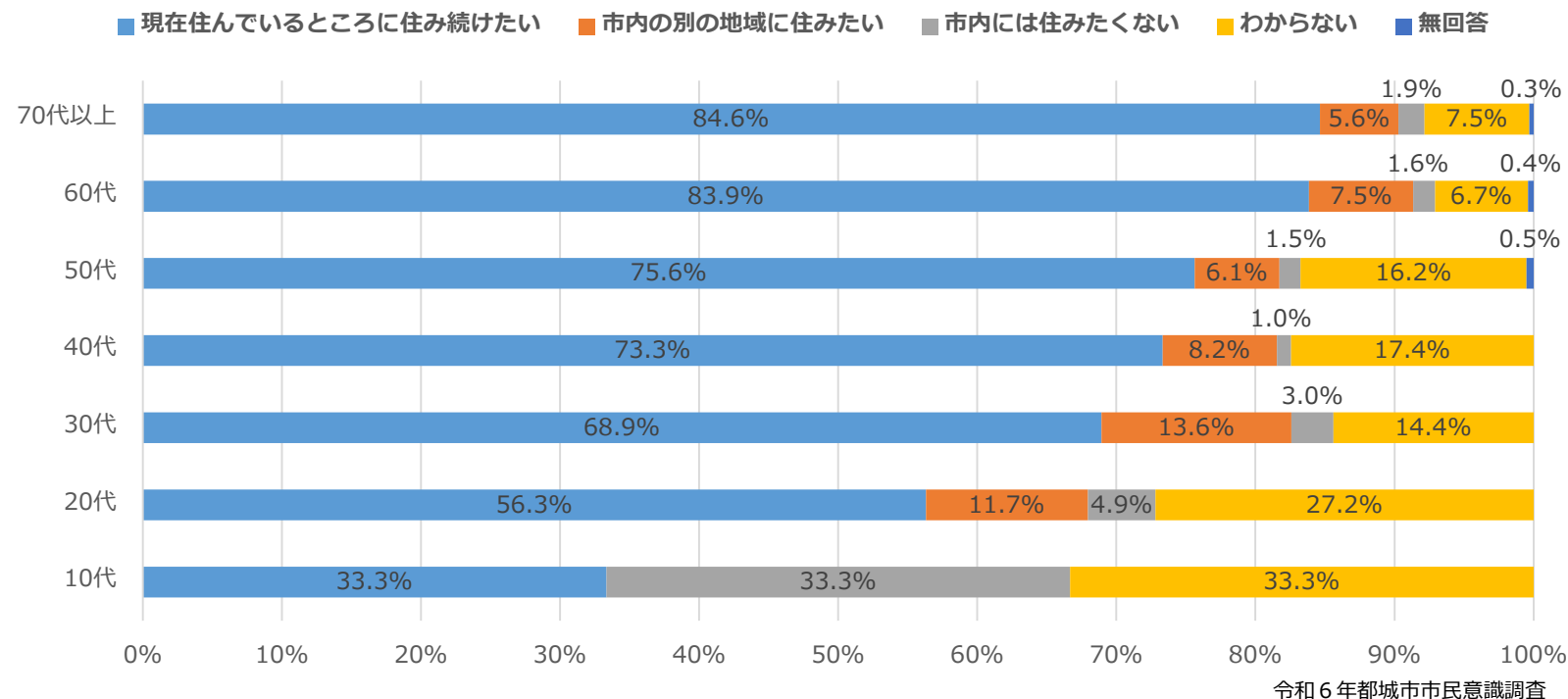
政府は、東京圏への人口一極集中を是正するため、まち・ひと・しごと創生法を2014（平成26）年に定め、本格的な地方創生の取り組みを進めてきました。この10年の地方創生に関する政府の報告書では、東京圏への一極集中などの流れを変えるには至らず依然として地方は厳しい状況にあり、引き続き課題への取り組みを推進していくとしています。

このような状況の中、本市においては、人口減少対策として子育て支援や移住支援に積極的に取り組むことにより、2023（令和5）年度の移住者は3,710人と大幅な増加になったところです。

一方で、若年層の転出に歯止めがかかっていない現状があり、希望の学校や自分に合った仕事がないことが要因と推察されます。

引き続き、移住支援策により本市出身者のUターンや都会からのIターンを促進して適正な社会増を図るとともに、雇用環境や教育環境を充実し、若年層を中心に定住を支援していく必要があります。

図表17 住みやすさ（年代別）



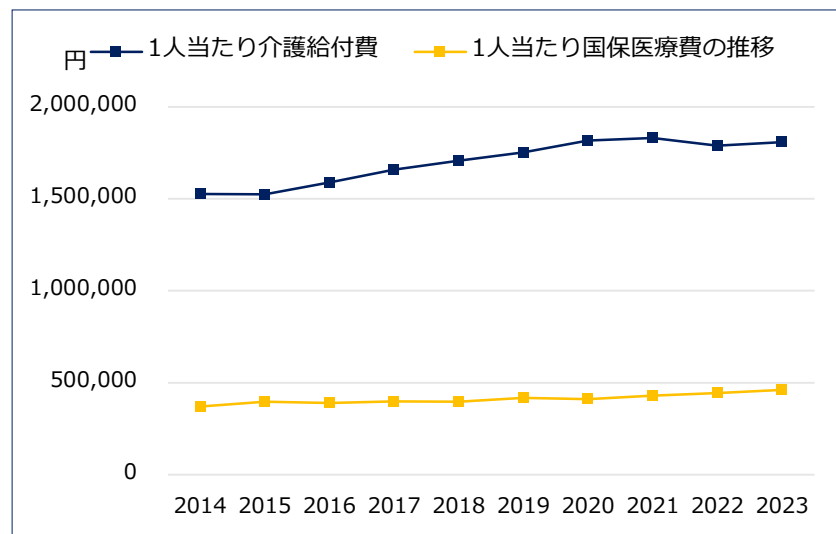
2 くらし

■ 健康づくりの推進

こどもから高齢者まですべての人々が生きがいを感じ、そのひとらしい生活を維持しながら、安心して暮らせるまちづくりを目指すには、市民一人ひとりが健康に対する高い意識を持つことはもちろん、市民と行政が一体となって、健康づくりの環境を整えることが必要です。

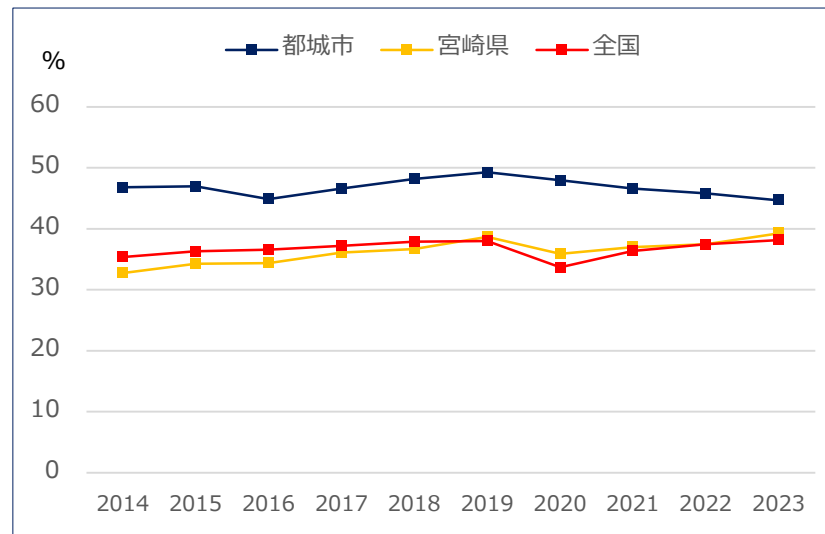
しかし、生活習慣の変化や長寿命化等の影響により、医療費や介護給付費が増加していく見通しです。健康寿命を延ばし、いきいきと暮らせるよう、各種健(検)診の受診率の向上を図るとともに、地域で行うこけないからだづくり講座の推進など、更なる健康づくりに向けた取組が必要となっています。

図表18 都城市の1人当たり介護給付費及び国保医療費の推移



出典：都城市健康部介護保険課、保険年金課

図表19 特定健康診査受診率の推移



出典：都城市健康部健康課

2 くらし

■ 福祉の充実

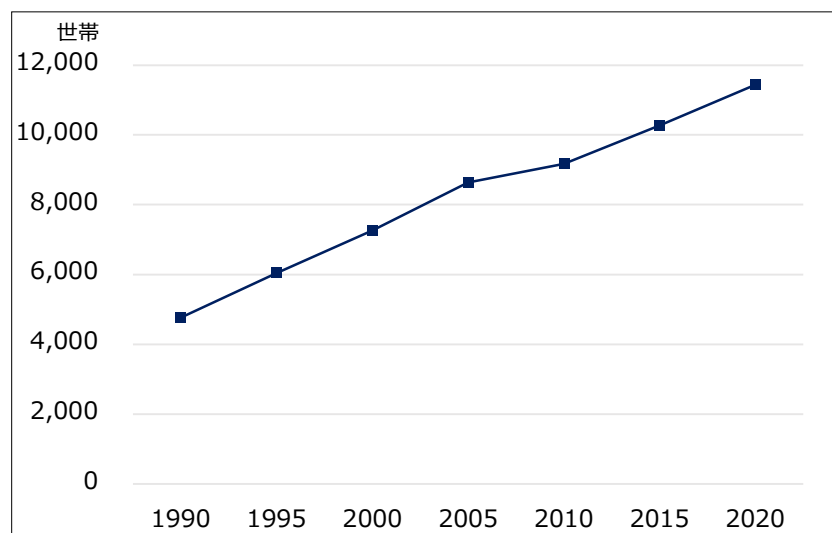
高齢者福祉については、近年、単身の高齢者世帯の増加などにより、高齢者福祉のニーズが高まっており、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、各種サービスの充実及び向上を図る必要があります。

また、障がい者福祉については、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等を地域において包括的に提供できるよう取り組む必要があります。特に、医療的ケアを必要とするこどもとその家族に対しては、日常的に医療的ケアを必要とする特性を踏まえ、医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、適切な支援体制を構築することが重要です。

高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対して、ケアマネジャーや地域の関係者と協働で、避難支援体制を強化し、地域のつながりを再構築することが必要です。

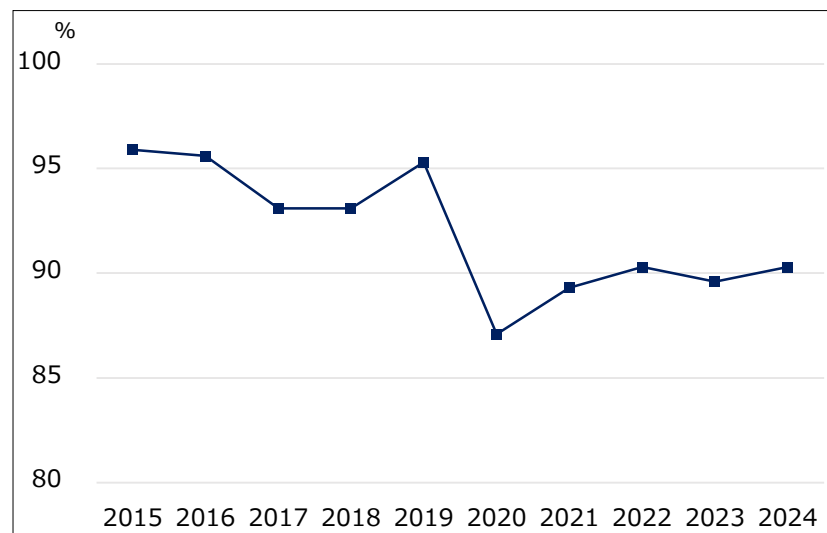
さらに、地域福祉を充実するためには、地域福祉に関わる人材の確保、育成及び自立相談などの支援体制の強化を図る取組を推進し、地域の身近な相談役として活動する民生委員・児童委員及び多様な職種や関連する機関と地域住民との連携を図り、地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが必要です。

図表20 高齢者の1人暮らし世帯数の推移



出典：国勢調査

図表21 民生委員・児童委員の充足率推移



出典：統計からみた都城

2 くらし

■ 大規模災害への対応

2024（令和6）年1月1日に発生した能登半島地震では、200人を上回る人命が失われ、家屋や道路、上下水道等のインフラ施設等に甚大な被害を及ぼしました。こうした災害を教訓として、被害を事前に予測し、備蓄対策や情報通信体制のあり方など、準備を進めていく必要があります。

政府の地震調査委員会の発表によると、南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は、80%程度となっています。南海トラフ地震では、津波により、県下沿岸部全域の被災が考えられるため、本市は後方支援³体制の構築を図り、医療面などにおいて、広域的なバックアップ体制を県と連携して構築する必要があります。

また、このような地震に加えて、異常気象による局地的な豪雨災害や台風被害等も度々発生し、大規模災害に対する市民の危機管理に関する意識や、地域や企業と連携した防災体制確立の重要性が高まっています。

災害時などに消火や救助活動を行う消防団員は減少傾向であり、担い手を確保していくことも重要です。

2016（平成28）年に策定された宮崎県国土強靱化地域計画（令和7年3月改正）や都城市地域防災計画を踏まえ、確実に迫り来る巨大災害や、高まる自然災害リスクに備え、安全・安心の確保に向けた取組が必要です。

図表22 後方支援のイメージ



出典：危機管理課作成

3 後方支援：災害時に被災地外から人的・物的支援を行うこと。本市は南海トラフ地震等の大規模災害時に後方支援の役割を担う。

2 くらし

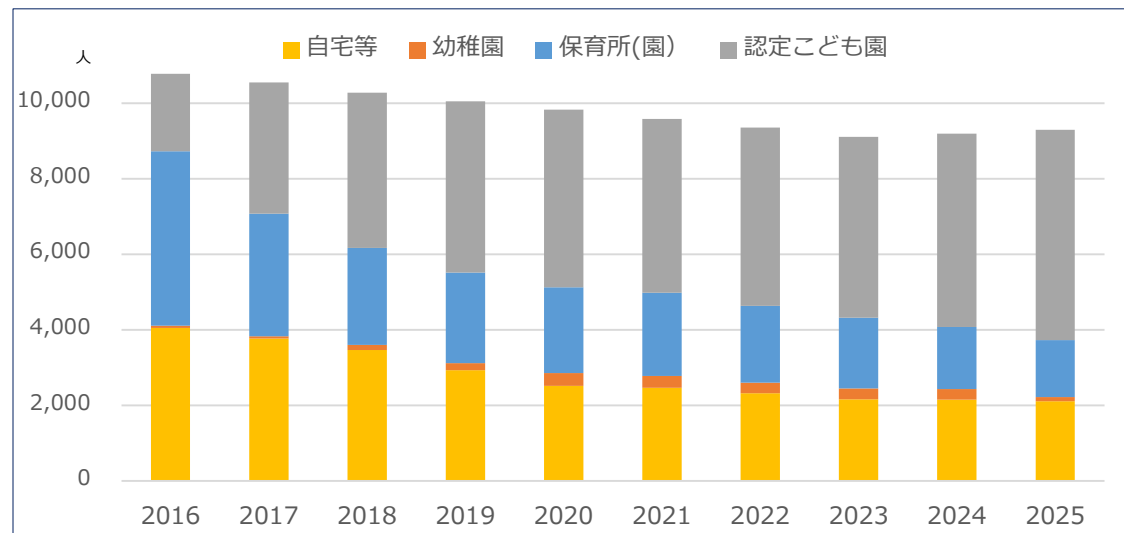
■ 結婚・出産・子育ての支援

こどもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、経済的理由等による将来への不安から少子化が急速に進行しています。本市の出生率は、全国、県平均よりも高い（P37の図表48参照）ものの、減少傾向にあります。また、情報化の進展や地域コミュニティの希薄化等により、子育てに対する孤立感や負担感が増加しています。一方、女性の社会進出や価値観の多様化等により、教育・保育・働き方に対するニーズが増加してきており、地域の実情に応じたきめ細かい子育て支援が望まれます。

結婚から妊娠・出産、育児まで切れ目のない支援を行うことで、安心してこどもを生み育てることができ、すべてのこどもが健やかに育つ環境を整備することや育児と仕事の両立を後押しすることが必要です。

現在、実施している結婚支援活動や、第1子からの保育料・中学生以下の医療費・妊産婦の健診費用の「3つの完全無料化」等に加え、自然増や子育て環境の改善に向けた新たな取組も検討する必要があります。

図表23 都城市の就学前児童数の推移



出典：都城市福祉部保育課

2 暮らし

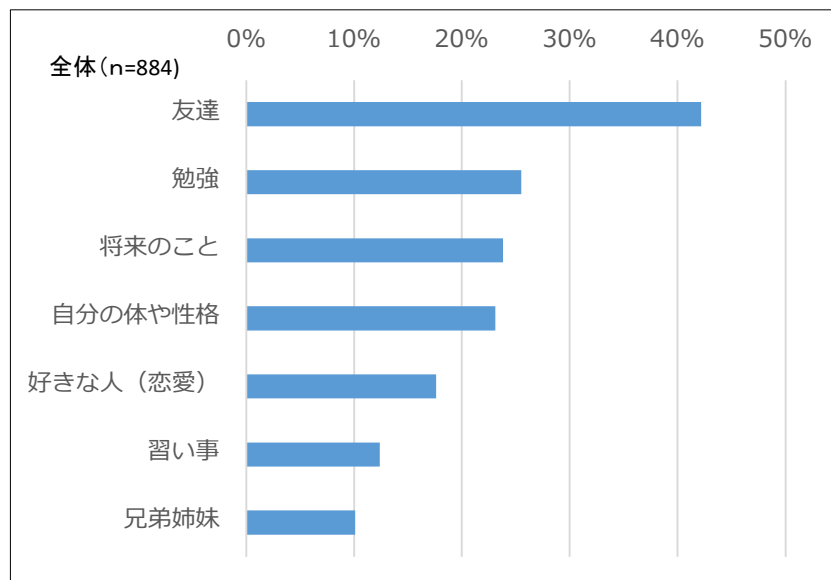
■ こどもまんなか社会の推進

こどもまんなか社会⁴の推進においては、こどもの最善の利益を第一に考え、政策をこども視点で展開する基盤が整いつつあるものの、依然としてこどもの声が十分に政策に反映されていない現状があります。特に、不安や悩みを抱えるこどもたちが思いを打ち明けやすい環境整備が課題となっています。

今後は、SNSやデジタルメディアを活用した情報発信の強化、地域コミュニティや学校を通じた啓発活動の充実が必要です。また、こどもの意見を直接聴取する仕組みをさらに発展させ、企業と連携したファミリー・フレンドリーな社会環境の構築を進めることが重要です。

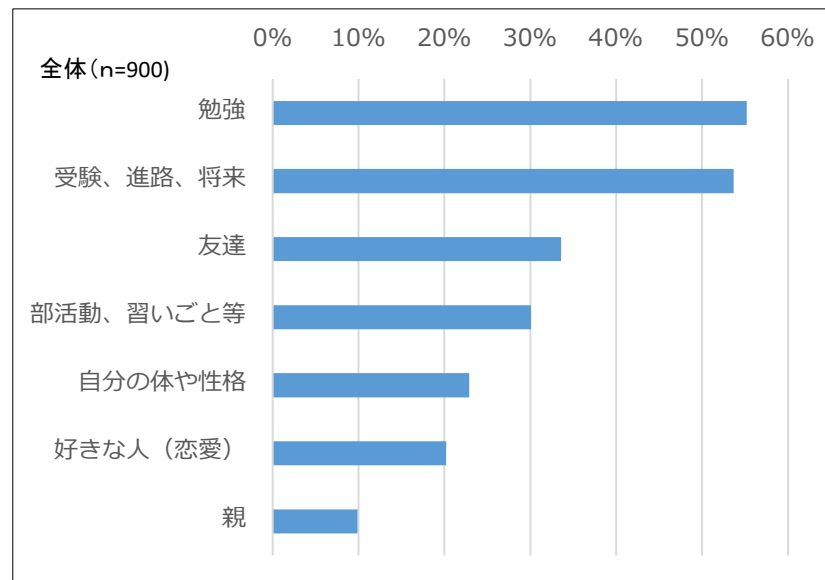
また、こどもの居場所づくりを社会全体で推進し、すべてのこどもが安心して成長できる社会の実現を目指す必要があります。

図表24 今、困っていること、悩んでいること（小学生）



出典：都城市こども計画（こどもの意見聴取 一部抜粋）

図表25 今、困っていること、悩んでいること（中学生）



出典：都城市こども計画（こどもの意見聴取 一部抜粋）

2 くらし

■ 救急・医療体制の確保

都城北諸県医療圏では、本市が設置している都城夜間急病センター（初期夜間救急）、都城健康サービスセンター（臨床検査部門）と二次救急⁵を担う都城市郡医師会病院の3施設による相互連携により、24時間365日、切れ目のない救急医療を、都城市北諸県郡医師会とともに提供しています。

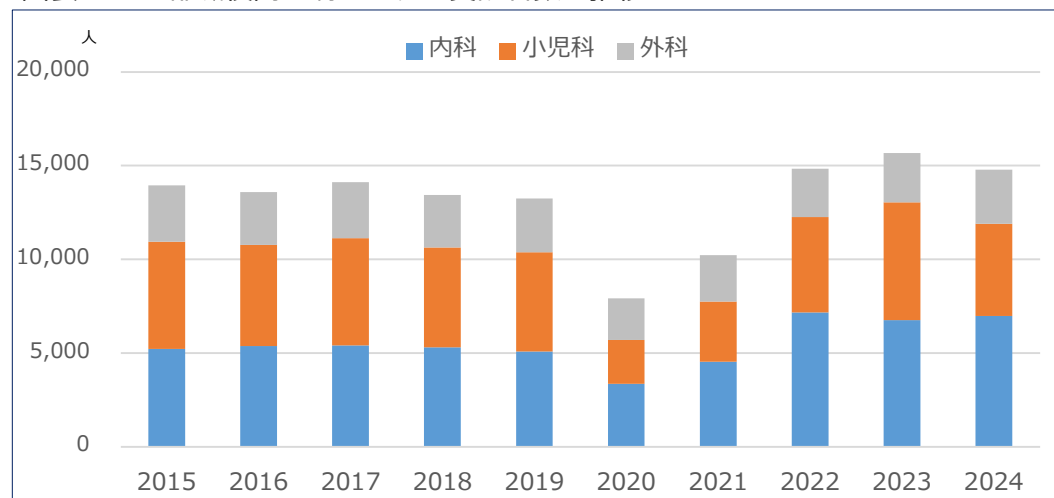
3施設は、2015（平成27）年4月にアクセス性に優れた都城ICに近接したエリアに、都城地域健康医療ゾーンとして、新築移転しており、県立病院のない県西地区の拠点施設の役割も担っています。

都城夜間急病センターについては、小児科医をはじめとする医療従事者の不足や管理運営経費の増大などの課題があります。また、2025（令和7）年には都城市郡医師会病院に心臓・脳血管・透析センターが整備され、高度な医療を提供することができるようになり、医療拠点としての重要性がますます高まっています。

今後も、医療提供体制を維持するとともに、医師をはじめとする医療従事者の確保や運営の問題等について、関係機関へ働きかけを継続していく必要があります。

また、都城健康サービスセンターについては、都城夜間急病センターや都城市郡医師会病院との連携にとどまらず、市民の公衆衛生の向上に努める観点から、さらなる保健事業の推進が求められています。

図表26 都城夜間急病センター受診者数の推移



出典：都城市健康部健康課

5 二次救急：入院が必要な場合が多く、専門的な診療を必要とするが、生命の危険性は少ない患者が対象となる。

3 ひと

■ 教育の充実・人間力あふれるこどもたちの育成

教育におけるデジタル化・国際化等の一層の進展への対応が求められる一方、デジタルによる地域間での学力格差、いじめ・不登校の顕在化、ヤングケアラー⁶の存在、部活動のあり方など、こどもたちを取り巻く環境は多様化・複雑化しています。そのような社会の状況に対応するためには、こどもたちに確かな学力を定着させるとともに、学校と地域が連携して豊かな人間性等を培うことが求められています。

また、一層進展するグローバル化に対応した教育を展開していくことや、社会的格差の拡大を食い止めるための仕組みを構築していくことも必要です。

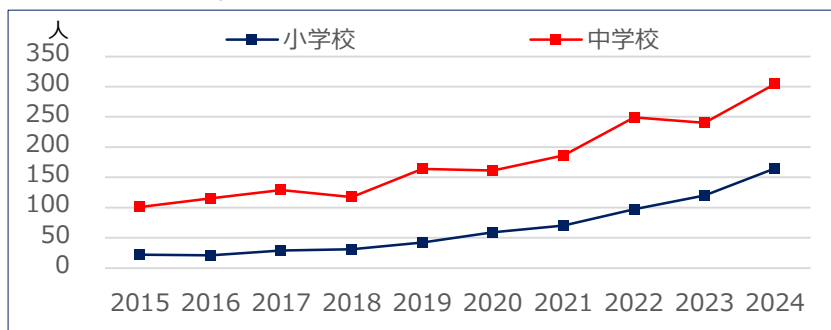
さらに、生きがいづくりや自己学習のために、生涯学習・社会教育は重要であり、社会の構成員一人ひとりの能力を最大限伸ばしていくこと、学びを通じて自立・協働型の地域づくりを推進していくことが重要です。

本市では、こどもたちの学力向上を図るため、小・中学校図書館サポーター及びALT⁷の増員、国のGIGAスクール構想⁸に基づく1人1台端末や高速大容量のネットワーク環境の整備を行ってきました。また、デジタル技術を用いた人材教育を推進し、AIなどを活用した自主学習や効率的な学習環境の構築に取り組んでいます。

今後は、グローバル化する社会への対応と地域間での教育格差を是正するため、デジタルを活用した教育や学習・指導環境の効率化を図るとともに、学校運営協議会⁹などにより、家庭や地域が連携し、教育環境の充実を図る必要があります。

また、不登校のこどもたちに対する支援体制の充実を図るとともに、こどもたちを主体とした持続可能な教育の実現に向けた環境整備を検討していく必要があります。

図表27 不登校児童・生徒の推移



出典：学校教育課



ALT（外国語指導助手）との小学校授業風景

6 ヤングケアラー：家族の介護や世話を担う18歳未満のこども。

7 ALT（外国語指導助手）：小・中学校などで外国語（主に英語）の授業を補助する外国人講師。児童・生徒が生きた外国語や異文化に触れる機会を提供する役割を担う。

8 GIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想：児童・生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する国の政策。

9 学校運営協議会：教育課題解決のため、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組み。本市は、平成25年度に全小・中学校に学校運営協議会を設置した。

3 ひと

■ スポーツの推進

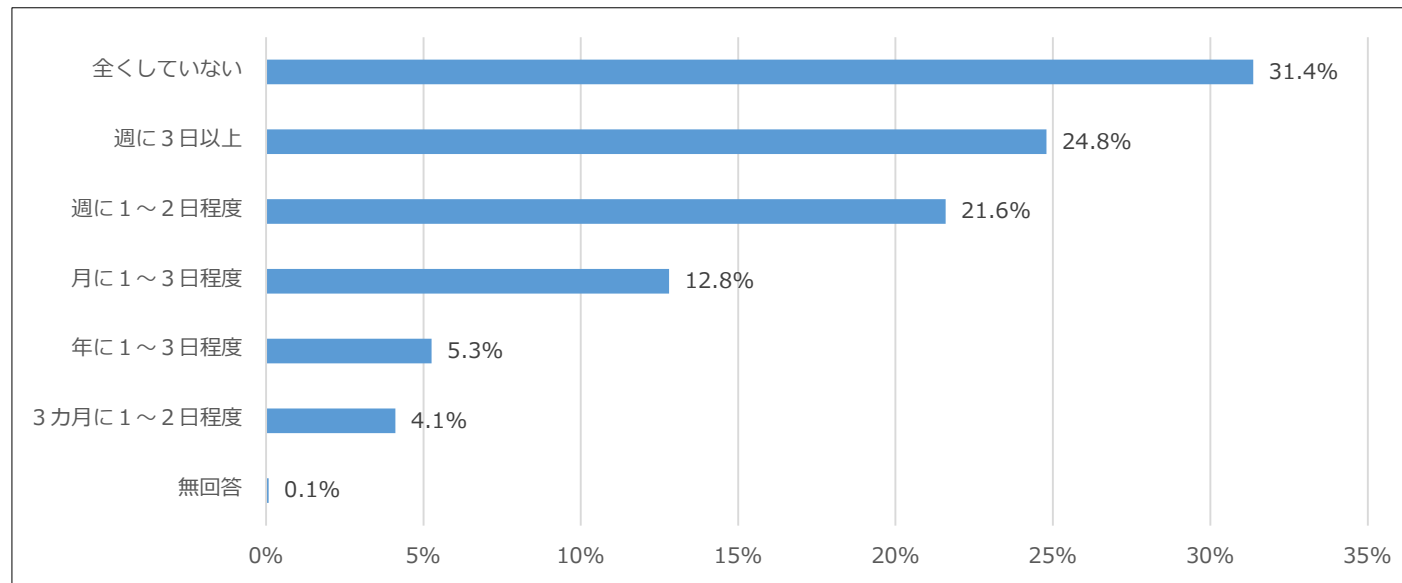
スポーツは、市民の健康増進や体力の向上を図るとともに、スポーツ文化の形成に寄与しています。これまで、体力や年齢、技術、目的に応じて、市民の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」安全に楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境を整備し、市民一人ひとりが健康な体と豊かな心を育むことができるよう取り組んできました。

今後は、障がいの有無、性別、年齢、国籍、地域を問わず、多様な主体が参加できるスポーツ機会の創出に取り組むことが重要です。市内各地区のスポーツ推進委員やまちづくり協議会、体育協会・スポーツ協会等が実施する地域スポーツ教室やスポーツ大会等へ参加しやすい環境づくりを図る必要があります。

また、こどもたちにおいては、学校の部活動やスポーツ少年団、地域スポーツクラブへ参加するこどもたちが多くいるため、指導員の確保や育成に努め、専門的な指導による競技力の向上、こどもたちを主役とした持続可能な部活動を推進していく必要があります。

さらに、多様なスポーツの場を確保するため、スポーツ拠点施設や地域に存在する多様なスポーツ施設の環境を整え、有効活用していく必要があります。

図表28 運動・スポーツを行っているか



出典：令和6年都城市市民意識調査

3 ひと

■ 文化芸術の振興、伝統文化と歴史遺産の保存と継承

本格的な少子高齢社会の到来、地域社会のつながりの希薄化、デジタル化の進展等、文化を取り巻く状況は日々変化しています。そのため、文化施設の機能の有効活用、長期的かつ継続的な視点に立った施策の展開、文化団体の育成支援、豊富な文化的資源の保存・継承が求められています。

本市は、市民の文化芸術活動に対する気運の高まりを受け、県内で初めて都城市文化振興条例を制定しました。民俗芸能をはじめ伝統文化を継承している個人や団体の育成支援を図るとともに、伝統文化を通じた世代間の交流にも取り組んでいます。

都城歴史資料館、都城島津邸、高城郷土資料館、山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館では、地域に残されている文化財等の歴史遺産の収集・保存・整備に努めています。特に県内で唯一の公開承認施設である都城島津邸は、国宝や重要文化財を適切に保存・展示しています。

また、総合文化ホールや美術館を拠点として、文化芸術に関する情報収集・発信に努め、都城市総合文化祭を開催するなど、市民の文化芸術に触れ合う機会を創出するとともに、文化芸術団体間の交流を促進しています。さらに、文化団体の合宿誘致を促進し、文化芸術の振興を図るとともに、小・中学校等に出向いて公演等を行うアウトリーチ事業¹⁰を積極的に実施し、創造性や芸術的感性に富む人材の育成に取り組んでいます。

さらに、各地区の六月灯¹¹や祭り等の地域で行われる伝統行事を通じて、郷土愛にあふれ、心豊かなひとづくりに取り組むことも大切です。



都城市総合文化ホール



六月灯

10 アウトリーチ事業：プロのアーティスト等を派遣して地域の学校等に派遣してワークショップ等を行う普及活動。

11 六月灯：宮崎県や鹿児島県で行われる夏祭り。地域の神社や寺院で行われ、提灯を灯して賑わう。

3 ひと

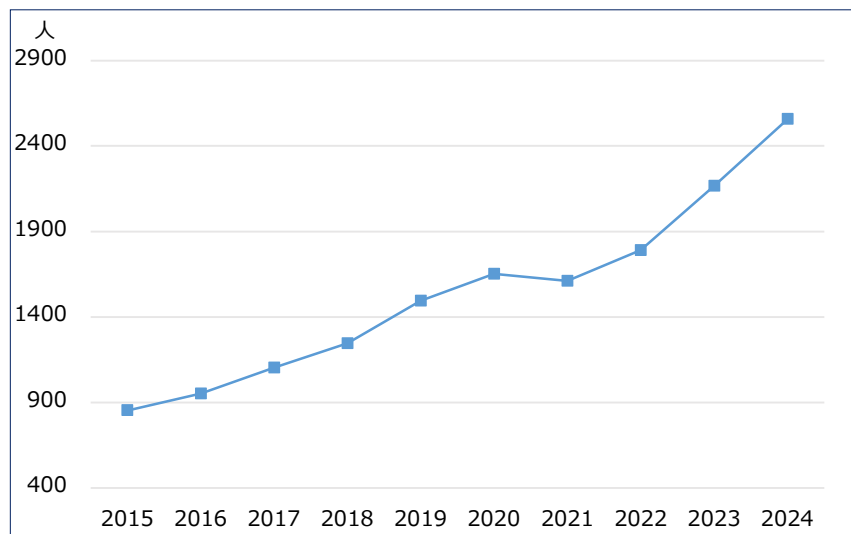
■ 国際化の推進

本市における外国人の数は、2015（平成27）年に854人でしたが、2024（令和6）年には2,558人と約3倍の増加となっています。しかし、本市に在住する外国人にとっては、言葉の壁や文化・習慣の違いから日常生活に困難な状況があるとともに、周辺住民との相互理解が進まず、各人の能力を十分に発揮できないと感じているひともいます。

そのため、国籍や民族の違いにかかわらず、誰もが対等な関係を築き、共に生きていく多文化共生社会を目指した環境づくりが必要となっています。

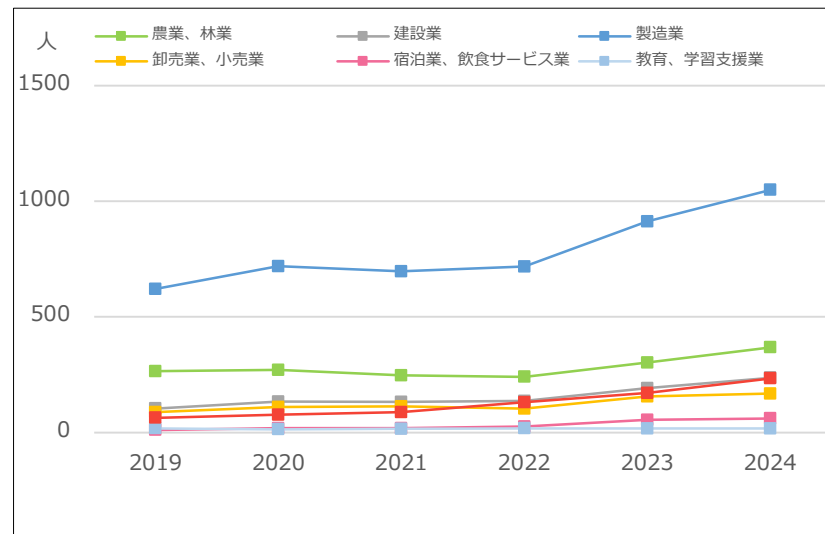
一方、少子高齢化等による深刻な人材不足を背景に、本市においても、少なくなる人的資源を賄うべく、外国人材の力が重要となっています。今後、ますます外国人労働者を受け入れるなどグローバル化が加速すると予想されます。外国人の日本語の習得や受け入れ企業の義務である住居の確保などの課題もでてきており、外国人が安心して過ごせる環境を整備していくことがひいては地域共生社会の構築につながります。

図表29 都城市の外国人住民数の推移（毎年10月末現在）



出典：都城市地域振興部市民課

図表30 都城市・北諸県郡の産業別外国人労働者数の推移



出典：宮崎労働局 「外国人雇用状況」の届出状況のまとめ

3 ひと

■ 地域活動の支援と協働の推進

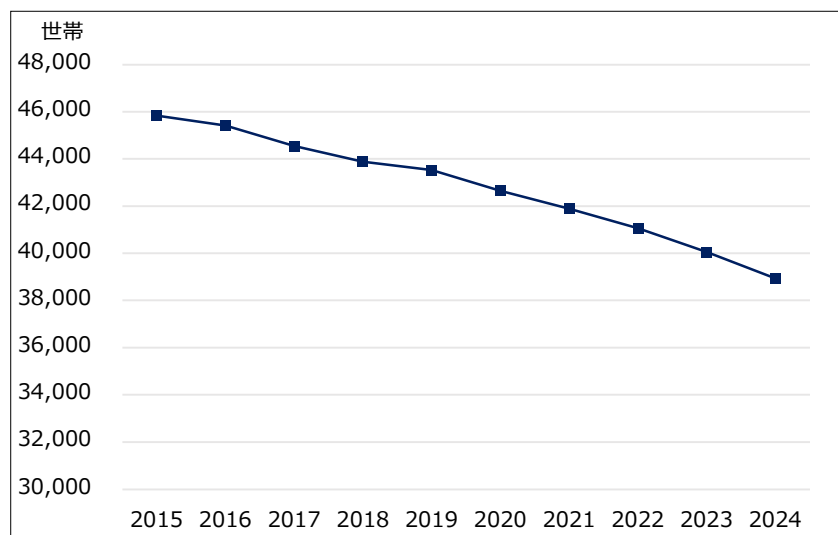
多様化する市民サービスへのニーズに行政だけでは対応が困難な場合もあり、自治公民館やまちづくり協議会¹²、NPO法人などの市民公益活動団体が地域課題の解決に取り組んでいます。

2024（令和6）年1月1日に発生した能登半島地震では、住民同士の助け合いによる共助により、災害の苦難を乗り越えてきたことを考えると、地域コミュニティは重要な役割を担っています。

しかしながら、少子高齢化や価値観の多様化に伴い、地域活動の担い手不足や地域コミュニティの中心的な役割を担う自治公民館加入世帯の減少が問題になってきており、地域活動の停滞が懸念されることから、行政と関係機関が一体となって自治公民館の加入を促進し、地域活動の担い手確保を図る必要があります。

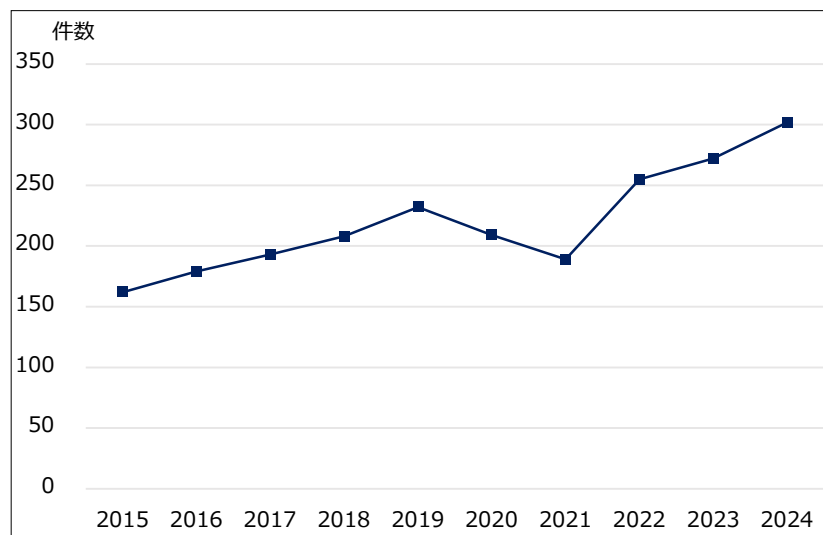
行政と自治公民館やまちづくり協議会などの市民公益活動団体の協働により市民公益活動の活性化を図り、さらなる地域課題の解決、地域の活性化に取り組んでいく必要があります。

図表31 都城市の自治公民館加入世帯数の推移



出典：都城市地域振興部地域振興課

図表32 都城市と市民公益活動団体との協働事業数の推移



出典：都城市地域振興部地域振興課

12 まちづくり協議会：地域運営組織として、2010(平成22)年度から2015(平成27)年度に全15地区で設立。

3 ひと

■ 人権の尊重と男女共同参画社会の推進

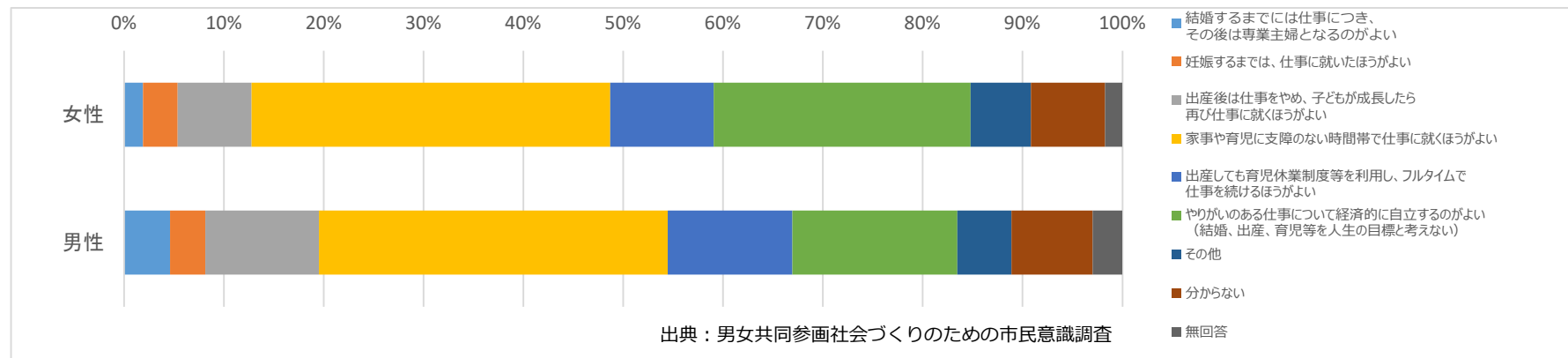
人権問題は、人権教育や人権啓発などにより、差別意識の解消に向けた取組が進められています。

しかし、同和問題をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいがある人の人権等、現在も多くの人権問題が根強く残っています。現代においては、セクシャルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、いじめ、体罰、こども・高齢者虐待、SNSによる人権侵害等など、様々な問題が顕在化しています。

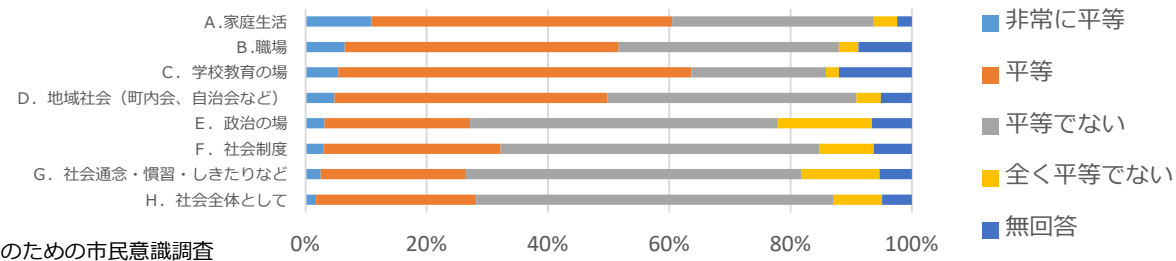
差別の解消には、各人がお互いの存在を理解しあい、社会・地域の実情を踏まえて、人権に対する意識を醸成していく必要があります。

また、性別に関係なく一人ひとりが尊重され、自分らしく活躍しながら生きられるよう、男女共同参画社会の実現にも取り組む必要があります。あらゆる社会や組織における女性活躍推進のため、女性の就労しやすい環境整備や男女共同参画の視点を持った人材の育成及び確保に努め、仕事と家庭が両立できる社会を形成することが必要です。

図表33 女性が仕事を持つことに対する意見



図表34 男女平等感（全体）



4 まち

■ 持続可能なまちづくりの推進

本市は、これまで少子高齢化の進行や人口減少を見据え、高齢者や子育て世代が安心できる健康で快適な生活環境を実現するため、「コンパクトシティ・プラスネットワーク¹³」の考え方の基に都市機能の集約や広域道路ネットワークの整備構築、公共交通政策にも取り組みました。

また、本市は、南九州圏域の中心都市として、広域医療体制の整備や大規模災害等での後方支援体制の構築を図るため、近隣の自治体と連携した取組を進めてきました。

近年では、強力かつ積極的な人口減少対策に取り組むことで、人口維持のステージに移行しており、それに対応した公共施設の整備や行政サービスの充実が必要となっています。

一方で、インフラや建築物系施設の老朽化、空き家の増加などにより、居住を取り巻く環境への影響も懸念されています。

今後は、これまでに整備した都市機能や社会資本を最大限に活用し圏域全体の活性化を図るとともに、良好な居住環境の形成や行政サービスの充実を進めていく必要があります。

さらに、将来にわたって安心してらせるよう、地域の実情に応じた土地利用誘導や公共交通政策に取り組み、近隣の自治体とも連携しながら生活サービスの維持向上を図る必要があります。



都城志布志道路（高木IC）

13 コンパクトシティ・プラス・ネットワーク：都市機能を集約したコンパクトな拠点を形成し、それらを交通ネットワークで結ぶまちづくりの考え方。

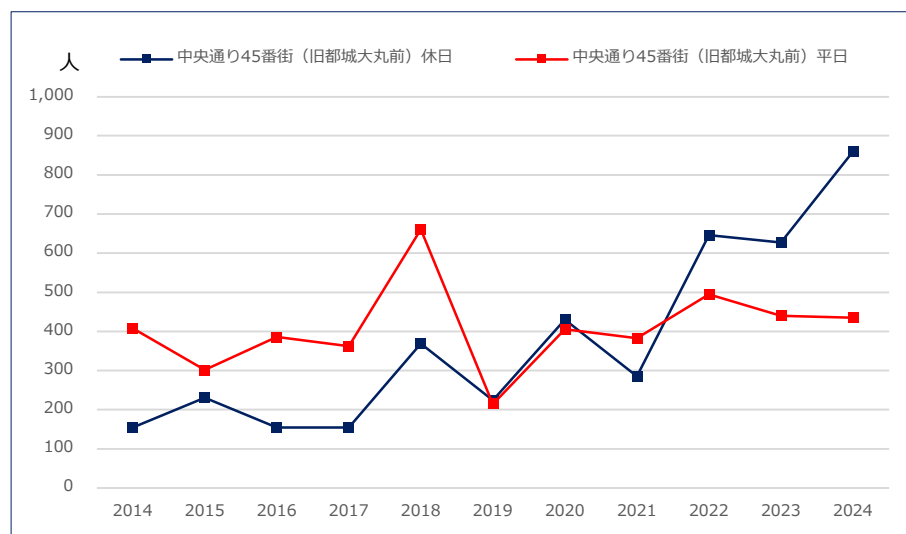
4 まち

■ 中心市街地の活性化

2011（平成23）年に中心市街地の商業施設が閉店したことにより、中心市街地の衰退が懸念され、その後、官民協働で跡地再生や都市機能の集約に向けて計画を進めてきました。地元経済界が中心となり跡地再生の取組が始まり、2018（平成30）年に、市が整備を進めてきた図書館、子育て支援機能などを集約した中心市街地中核施設「Mallmall」が開館、2022（令和4）年に民間複合施設「TERRASTA」が開業したことで集客力が向上しました。また、空き店舗等への新規出店、イベントの開催への支援、共同住宅整備に対する支援により、まちなかの回遊性向上や定住人口増加を図っています。

本市としては、地元経済界と連携し、多様な都市機能の連携、市民との協働を図りながら、まちなかの回遊性を高め賑わい創出につながるよう中心市街地の活性化を図っていく必要があります。

図表35 1日当たり歩行者通行量（中央通り45番街（旧都城大丸前））の推移



出典：都城商工会議所 都城市内主要商店街通行量調査



Mallmall（市立図書館、未来創造ステーション）

4 まち

■ 対外的PRの推進

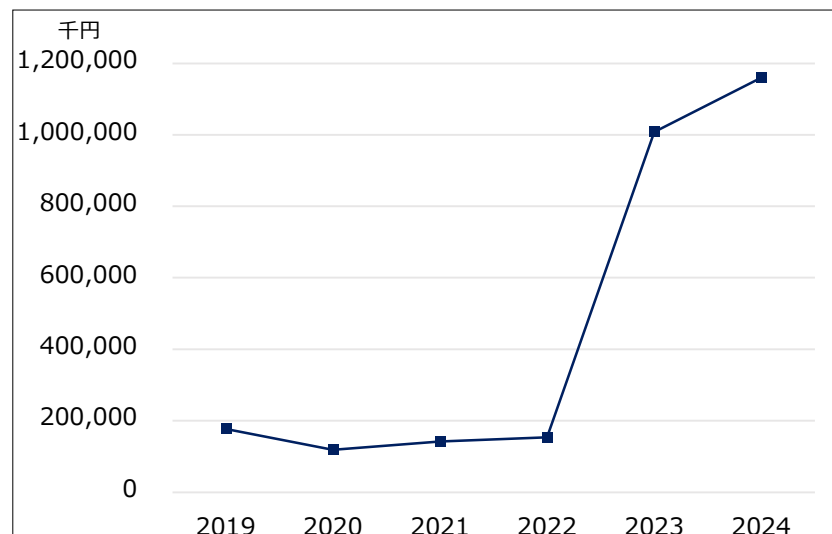
本市は、歴史的に「島津発祥の地」であり、その歴史とともに培われてきた都城大弓や木刀、更には産出額日本一の肉用牛・豚肉・鶏肉、焼酎売上日本一の酒造メーカー等、全国に誇るべき地域資源が数多くあります。

本市では、ふるさと納税を対外的PRツールと位置づけ、2014（平成26）年から本市の特産品である肉と焼酎を返礼品として提供することでPRを図っています。なお、ふるさと納税において、2023（令和5）年度までに5度の納税額日本一に輝いており、寄附金が、子育て支援や環境保全、人口減少対策などの貴重な財源となっているほか、本市の認知度の向上にもつながっています。

また、2023（令和5）年に物産振興拠点施設として「道の駅」都城NiQLLがオープン、2024（令和6）年には、滞在型観光拠点施設として関之尾公園がリニューアルオープンし、多くの市民や観光客に親しまれています。こうした拠点施設のさらなる対外的PRを進め、交流人口の拡大を図っています。

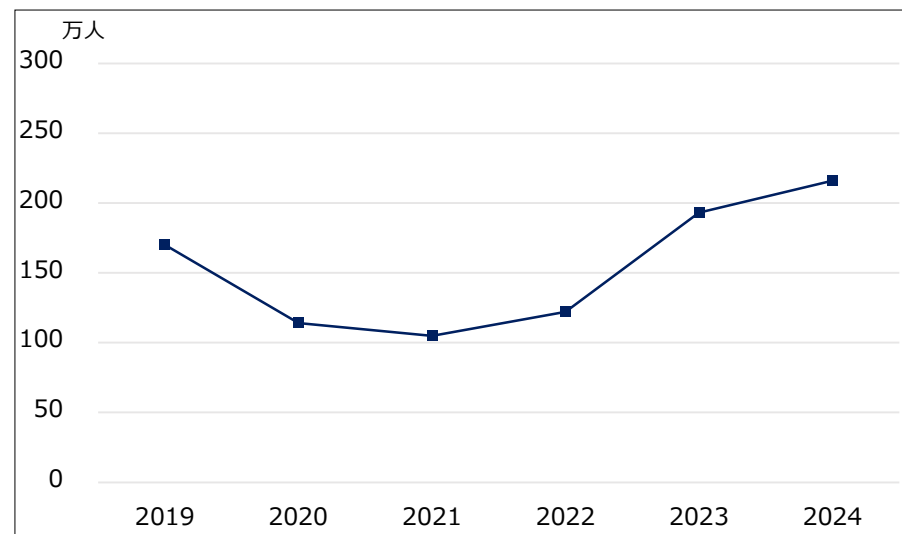
今後も、地域資源を活用して、物産、観光振興に取り組み、対外的PRを強化していく必要があります。

図表36 「道の駅」都城の販売額の推移



出典：みやこんじょPR課

図表37 観光入込客数の推移



出典：みやこんじょPR課

4 まち

■ 観光・スポーツによる地域活性化

本市では、本市の魅力ある観光資源やスポーツ施設を有効活用し、観光誘客を図っています。

2022（令和4）年には、都城市スポーツコミッション（MSC）が設立され、市と連携してスポーツキャンプ・合宿誘致を行うとともに、各競技団体のスポーツを推進しています。

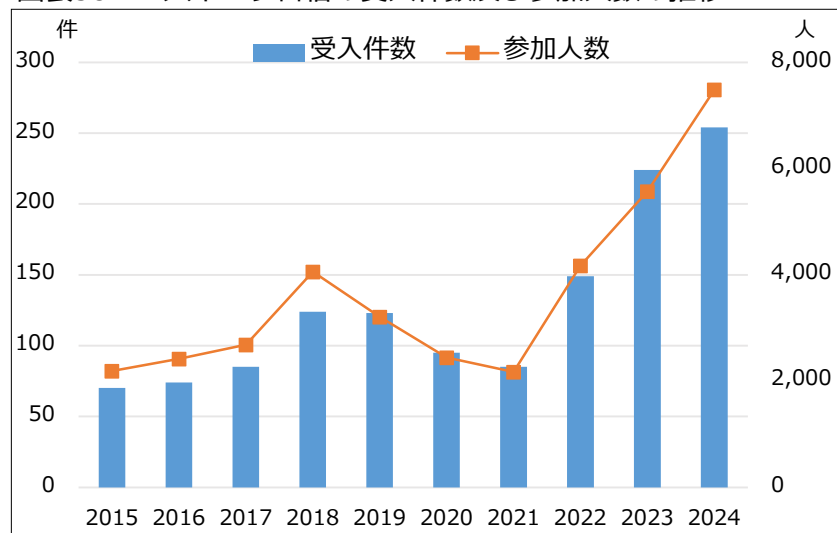
2027（令和9）年に宮崎県で開催される第81回国民スポーツ大会¹⁴・第26回全国障害者スポーツ大会¹⁵に向けて、霧島酒造スポーツランド都城、山之口駅、都城運動公園のテニスコートの整備を行いました。

また、都城運動公園の北側には、災害用の備蓄倉庫を兼ね備えた屋内競技場等の施設が整備され、プロ野球キャンプが実施されています。

さらに、物産振興拠点施設である「道の駅」都城NiQLL、滞在型観光拠点施設である関之尾公園は、新たな観光スポットとして、多くのひとを魅了しています。また、肉と焼酎を中心として、ミートツーリズムによる観光誘客を推進しています。

国民スポーツ大会の開催はもとより、開催後の施設や拠点施設の活用を図るため、スポーツ合宿の誘致や本市の観光資源と一体となった取組を進め、交流人口の拡大につなげる必要があります。

図表38 スポーツ合宿の受入件数及び参加人数の推移



出典：スポーツ政策課



霧島酒造スポーツランド都城

14 国民スポーツ大会：国民体育大会の後継として令和6年から名称変更された、国内最大の国民スポーツの祭典。

15 全国障害者スポーツ大会：国民スポーツ大会の終了後に開催される障がい者スポーツの祭典。

4 まち

■ 中山間地域等の振興

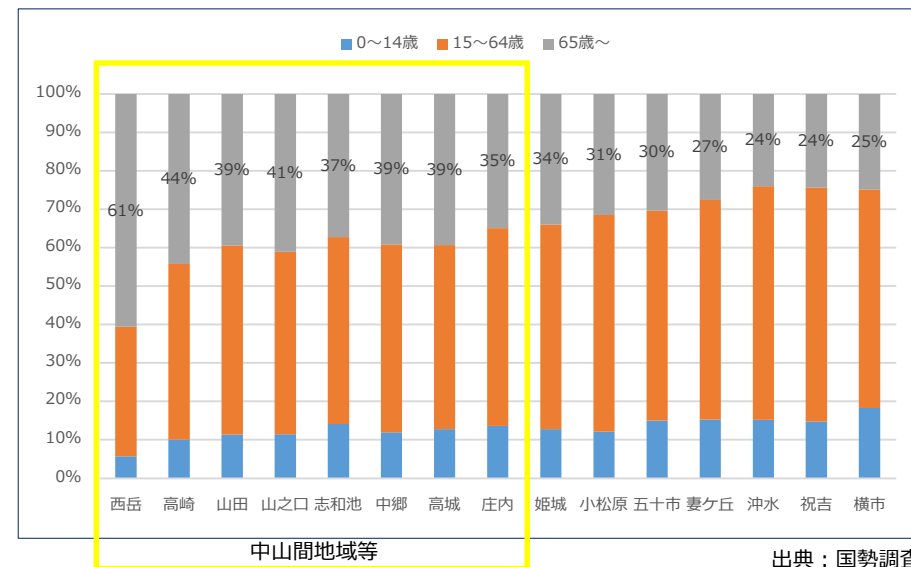
本格的な少子高齢社会の到来・若年層の転出等により、中山間地域等の集落の生活環境の維持が厳しくなっています。

また、地域コミュニティの維持、担い手の確保、買い物困難、公共交通の維持など、様々な課題が顕在化しています。

過疎地域に指定されている山之口・高城・山田・高崎地区においては、都城市過疎地域持続的発展計画に基づき、過疎対策事業債を有効に活用し、取組を進めています。また、前述の4地区に加え、西岳地区、中郷地区、志和池地区、庄内地区においては、都城市中山間地域等振興計画に基づき、中山間地域等の抱える問題や課題に適切に対応し、中山間地域等の維持・振興に関する施策をより実効的に推進しています。

今後は、移住・定住施策の推進や子育て環境の維持、買い物弱者支援などに取り組むとともに、まちづくり協議会等とも連携して、日常生活に必要な機能や生活環境の維持を図りながら、中山間地域等が持つ農林畜産資源や自然環境といった地域資源を活用した活力ある地域づくりを進めていく必要があります。

図表39 都城市の地区別の年齢3区分別人口（2020（令和2）年10月1日現在）



4 まち

■ 地の利の拡大

都城志布志道路（延長約44km）が、2025（令和7）年3月に全線開通したことにより、九州縦貫自動車道都城ICと国際バルク戦略港湾¹⁶に選定された鹿児島県志布志市の志布志港が結ばれました。これにより、所要時間が約70分から約40分に大きく短縮されたことで物流の効率化が図られ、今後一層の地域経済の活性化に貢献することが期待されています。

特に、日本有数の食糧基地である都城・曾於地域にとって、高速交通による輸送の高度化は、輸送コストの縮減や飼料の安定供給につながる「経済の道」としての役割を有しています。

また、南海トラフ巨大地震や異常気象による豪雨災害等が発生した場合、被災地や志布志港と内陸部の後方支援都市である本市を結び、人的・物的支援を行うための防災対策上極めて重要な役割を担う「防災の道」として、さらに都城ICから至近の距離に二次救急医療施設である都城市郡医師会病院が移転・開院し、南九州圏域の命をつなぐ「医療の道」としての使命も帯びています。

今後は、南九州圏域の防災、産業、医療、観光、文化などの様々な面での活性化をさらに図ります。広域での道路ネットワーク構築や更なる拠点整備のため、（仮称）都城末吉道路及び（仮称）国道222号牛ノ峠バイパス及び（仮称）高崎山田スマートインターチェンジの早期事業化に向けた取組を進める必要があります。また、基本計画路線である東九州新幹線の整備への機運も高まっており、今後の動向を注視して検討を進めていく必要があります。

図表40 広域道路ネットワーク図



16 国際バルク戦略港湾：大型船舶の活用等により、対象品目を取り扱うアジアの主要港湾と比べて遜色のない物流コスト・サービスを実現することにより、わが国の産業や国民生活に必要な資源、エネルギー、食糧等の物資を安定的かつ安価に供給することを目的とした国が重点的に整備する港湾。

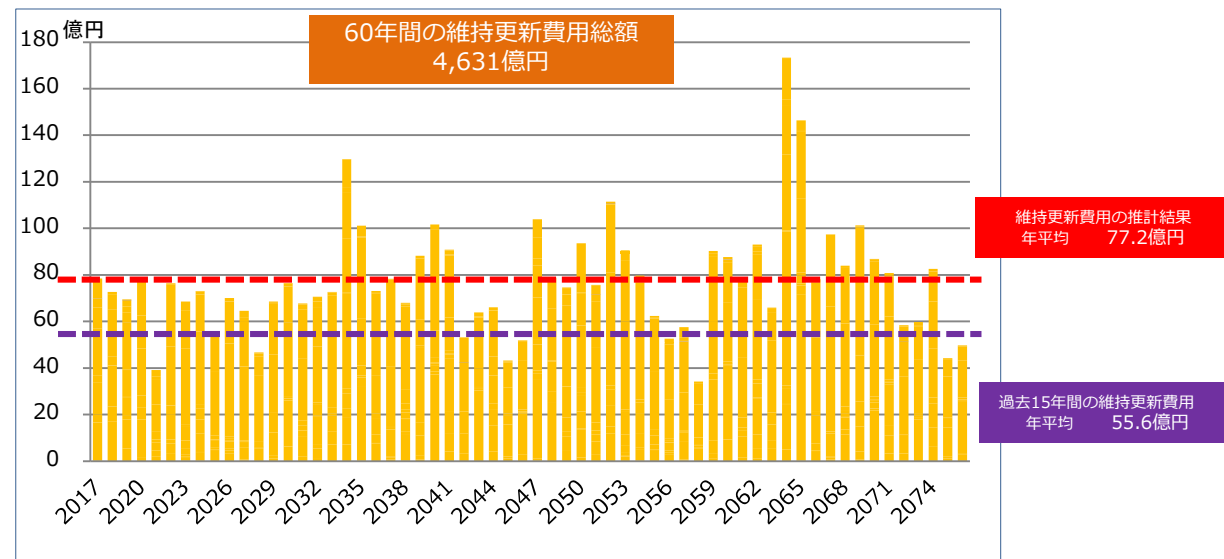
4 まち

■ 社会資本の老朽化

高度経済成長期の急激な人口増加や社会構造の変化に対応するため、1960年代から1970年代にかけて全国で公共施設が盛んに建設されました。本市においても、同時期に多くの公共施設が整備され、これらの多くが完成後50年以上経過し、老朽化しており、計画的に更新していくことが必要です。公共施設等の建築物系施設は、延床面積ベースで、築30年以上を経過した施設が53.5%となっています。

このような状況の中、2017（平成29）年に今後の運営、維持管理、更新等の方針を定めた公共施設等総合管理計画を策定し、「公共施設マネジメント」を推進しています。この計画において、今後30年間で建築物系施設に係る維持更新費用の30%以上縮減に取り組むことを目標としました。さらに、2021（令和3）年には、公共施設等総合管理計画に基づき、全建築物系施設の個別施設計画を策定し、公共施設の質的・量的な適正化を図っています。

図表41 公共施設の維持更新費用の将来推計



出典：都城市公共施設等総合管理計画

4 まち

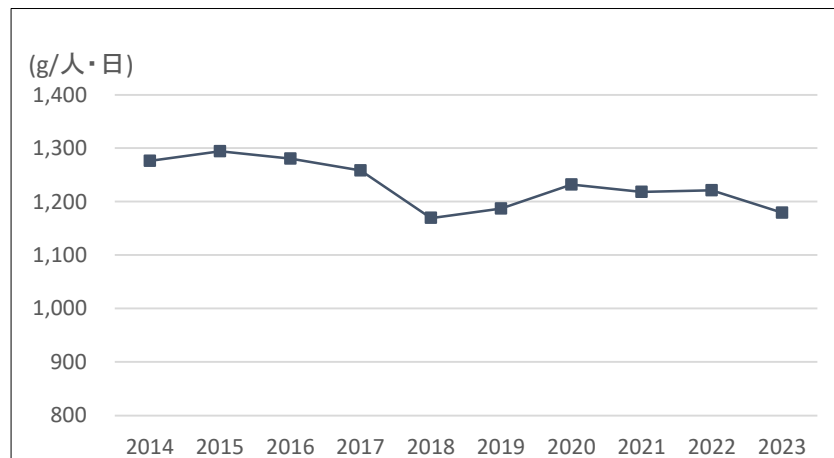
■ 環境の保全

本市は、雄大な霧島連山の山容に抱かれ、母なる大淀川や豊富な地下水の恵みを受けて発展してきました。また、関之尾滝とその甕穴群や御池といった自然が作り出した貴重な景観を有し、霧島山を中心に霧島ジオパーク¹⁷として認定されています。

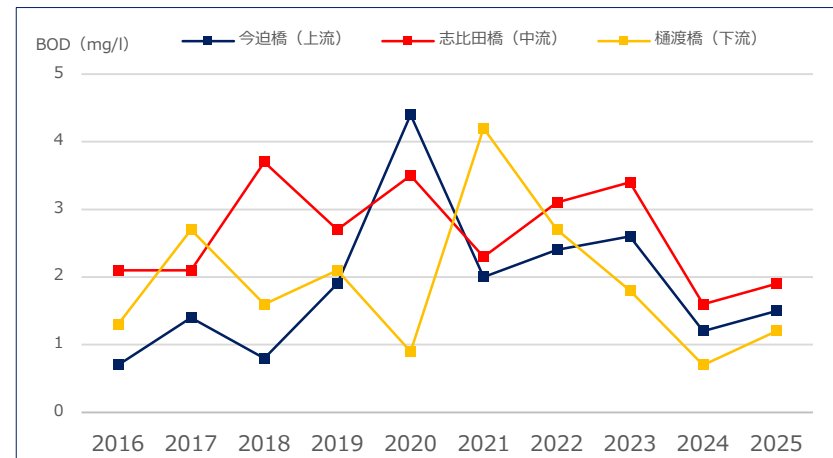
一方で、世界的に化石燃料の使用やごみの排出などによる環境問題が深刻化する中で、資源需要の増加や環境意識の高まりを背景に循環型社会への転換が進められており、ごみの削減や再資源化の推進とともに、河川や地下水の保全、多様な生物の保護が重要となっています。

そこで、本市においては、2023（令和5）年にカーボンニュートラル¹⁸推進計画を策定し、長期目標として、2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロを設定しています。この目標を達成するためには、市民、事業者、行政が、温室効果ガスの排出量の削減や森林吸収量¹⁹の確保に取り組む必要があります。

図表42 1人1日当たりごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理事業実態調査

図表43 大淀川の水質（生物化学的酸素要求量）²⁰の経年変化

出典：宮崎県環境白書

17 霧島ジオパーク：宮崎県と鹿児島県にまたがる霧島山周辺地域のジオパーク。ジオパークとは、科学的に見て貴重な地質遺産をもち、考古学や生態学、歴史文化的にも重要な価値がある一定の地域を保存する自然公園のこと。

18 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的な排出量をゼロにすること。

19 森林吸収量：森林が二酸化炭素を吸収する量を指す。

20 BOD（生物化学的酸素要求量）：川の汚れの程度を測る代表的な尺度で、水中の有機物が微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量のこと。BODの値が大きければ水が汚れていることを表す。

5 行政経営

■ 人財育成と政策推進力の強化

2007（平成19）年に「新都市人材育成基本方針」を策定し、「職場管理」「職員研修」「人事管理」を3本柱として人財育成に取り組み、一定の成果を上げてきました。2019（平成31）年4月に市職員の人財育成の根幹である都城フィロソフィを策定したことを踏まえて、2021（令和3年）度に人材育成基本方針を改訂し、「本気で挑戦！日本一の市役所！」を合言葉として掲げ、市民の幸福と市の発展の実現を目標に、さらなる人財育成による組織活性化に取り組んでいます。

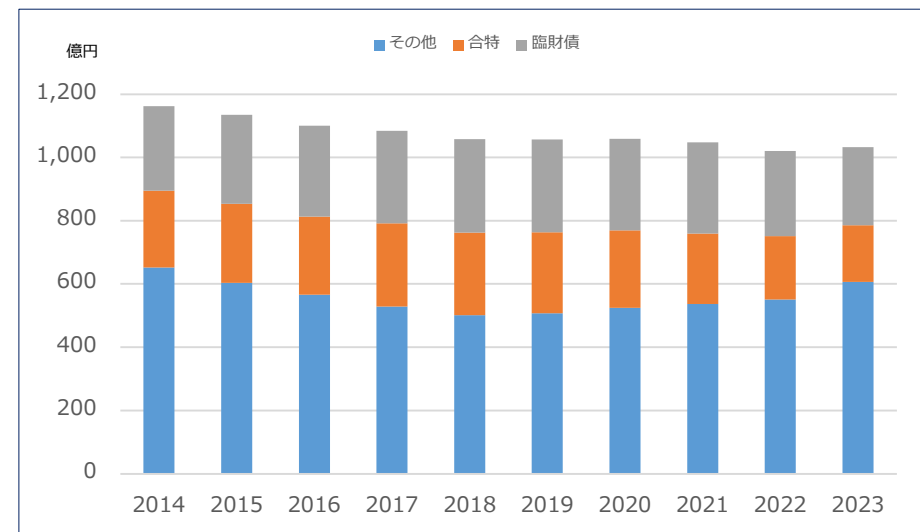
複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、課題や目的に対して臨機応変かつ効率的に対応できるよう、部門間連携はもとより、多様な主体との連携を強化し、スピード感を持って実効的な施策を展開する必要があります。

■ 財政の健全化と公共施設等マネジメント

これまでは合併によるスケールメリットを活かした職員数の大幅削減や事務事業の効率化によるコスト削減、繰上償還による市債残高の縮減など、財政健全化に主眼を置いた改革を進めてきました。現在、健全化判断比率は4指標全てにおいて極めて健全な数値を堅持しています。

しかし、社会保障費の増加や市税収入の減少が見込まれます。また、公共施設等は全体の53.5%が建設後30年以上経過し老朽化が進行しています。今後は公共施設を「資産」として捉え、長期的視点で更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、市民理解を得ながら質的・量的な適正化を進める必要があります。

図表44 市債残高の推移



出典：都城市総合政策部財政課

5 行政経営

■ 行政サービスの質の向上と業務の効率化

全国トップクラスのマイナンバーカード²¹普及率を背景に、2019（令和元）年8月に「都城デジタル化推進」を宣言し、市民サービス・地域社会・自治体経営のデジタル化を進めてきました。デジタルは目的ではなく手段であることを改めて認識し、BPR（業務改革）²²を前提としたデジタル化を進めていく必要があります。高齢者などのデジタル技術が使えない、または苦手な市民へアナログによる寄り添った支援を行いながら、本市においても「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」をテーマに、市民目線に立った市民サービスの改善と業務効率化を一層進める必要があります

■ 行政組織の最適化

2006（平成18）年度から定員適正化計画を策定し、合併前の2005（平成17）年4月から2025（令和7）年4月までの20年間で331人の職員数を削減してきました。しかし、行政コストの縮減を図る一方で、新たな行政課題に的確に対応するための体制構築が求められています。今後は、業務の執行状況や業務量を適切に把握し、事業の見直しや民間委託等の推進、定年延長制度や再任用制度による高齢期職員等の多様な人財の活用を図り、組織の最適化及び定員の適正化を進める必要があります。また、行政のゼネラリスト（総合職）の育成を基本としつつ、特定分野に対する専門的知識・経験を持つスペシャリスト（専門職）の養成も図る必要があります。若手職員を対象としたジョブローテーション制度の確立など、長期的視点での人財育成を考えた人事異動の仕組みづくりも課題となっています。

21 マイナンバーカード：氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー等が記載された顔写真付きのICカード。行政及び民間サービスに活用される。

22 BPR（業務改革）：Business Process Re-engineeringの略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、プロセスの最適化を図ること。

6 横断的な取組

■ デジタル化の推進

人口減少や少子高齢化などの課題を背景に社会全体でデジタル化が進む中、本市では、マイナンバー制度開始時からマイナンバーカードがデジタル社会のインフラになるとの思いを持ってカードの普及促進を進めるとともに、行政手続きのオンライン化などの利活用にも積極的に取り組んでいます。

国は、2021（令和3）年にデジタル化をリードする司令塔として、デジタル庁を発足させました。また、2022（令和4）年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。デジタルの力を活用して地方創生を加速化、深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、国と地方が一体となって、デジタルトランスフォーメーション（DX）²³を強力に推進しています。今後も、各分野におけるデジタル化を強力に進める必要があります。

また、本市は、2019（令和元）年に都城デジタル化推進宣言を行い、組織・人材・予算を大幅に拡充し、2023（令和5）年にはデジタル技術による市民サービスの向上及び業務効率化を目的に都城市DX推進計画を策定するなど、住民サービスをはじめ、あらゆる分野でデジタル化を強力に推進しています。さらに、スマートシティ²⁴推進条例も制定しており、デジタル技術により地域の課題解決を図るとともに新たな価値を創出し続けることを目的に、官民が連携して取組を進めています。



マイナンバーカードサポートセンター

23 DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術を活用して、業務や組織を変革すること。

24 スマートシティ：デジタル技術やデータを活用して地域課題を解決し、持続可能なまちづくりを実現する取り組み。

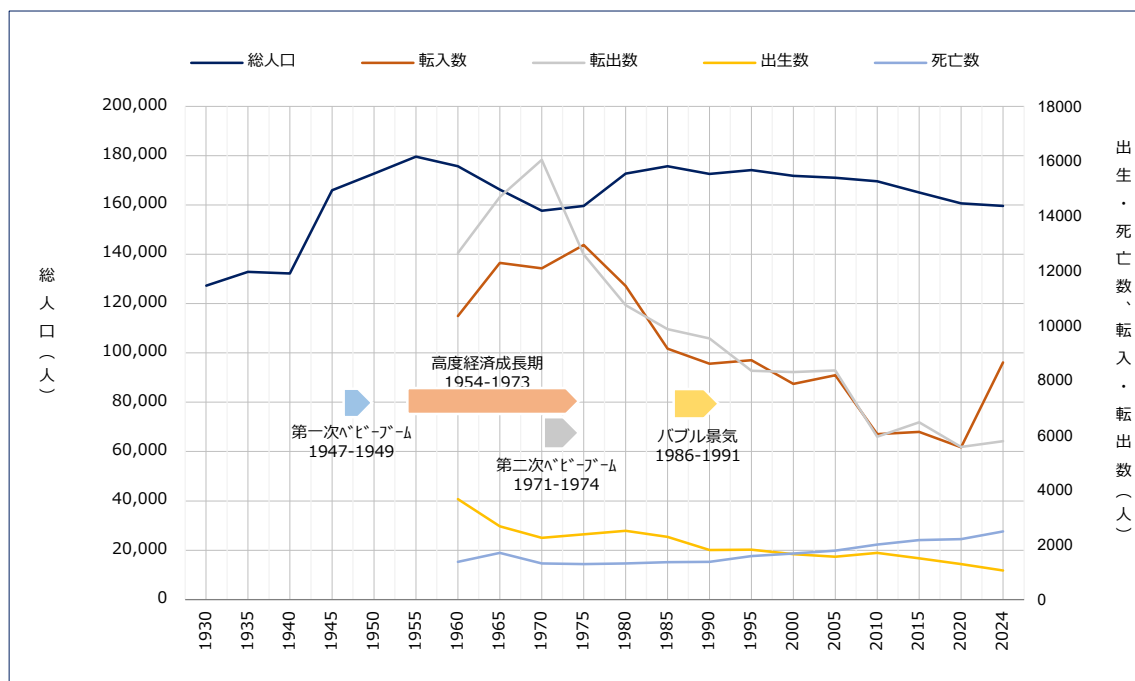
1 人口の推移

■ 人口における本市の現状と課題

本市の総人口は、1985（昭和60）年頃から減少に転じ、緩やかな人口減少が続いてきました。人口減少は、働き手の減少等による生産・消費活動の縮小や担い手不足による地域コミュニティの衰退など、市民生活に様々な影響を及ぼすことが懸念されます。

そのような中、本市は、地域経済の活性化と地域を支える人材の確保を図るため、人口減少対策を政策の柱として、子育て環境の充実や移住者支援などの施策を積極的に展開してきました。その結果、2024（令和6）年の人口は、13年間続いた減少傾向が増加に転じたことで、人口動態の新たな局面を迎えることとなりました。また、2023（令和5）年度には移住者数が3,710人と過去最高となり、その中でも、20～40代の子育て世代が全体の約8割を占めています。

図表45 都城市の総人口等の推移



注：2024の数値は「宮崎県現住人口調査」、それ以外の数値は「国勢調査」いずれも各年10月1現在の数値

出典：国勢調査、宮崎県現住人口調査

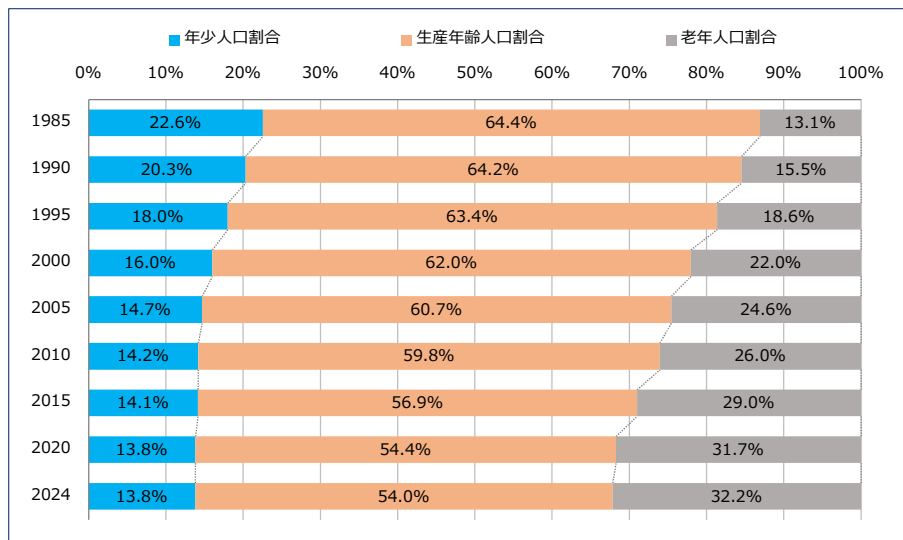
1 人口の推移

■ 人口における本市の現状と課題

新たな局面を迎える一方で、人口の年齢構成の推移を見ると、2024（令和6）年の14歳以下の年少人口が13.8%、15歳から64歳の生産年齢人口の割合が54%、65歳以上の老年人口が32.2%という状況であり、地域社会に及ぼす影響を注視していく必要があります。

本市人口の自然動態をみると、2010（平成22）年をピークに出生数が減少に転じています。一方、死亡数は増加傾向にあります。

図表46 都城市の年齢3区分別人口構成の推移

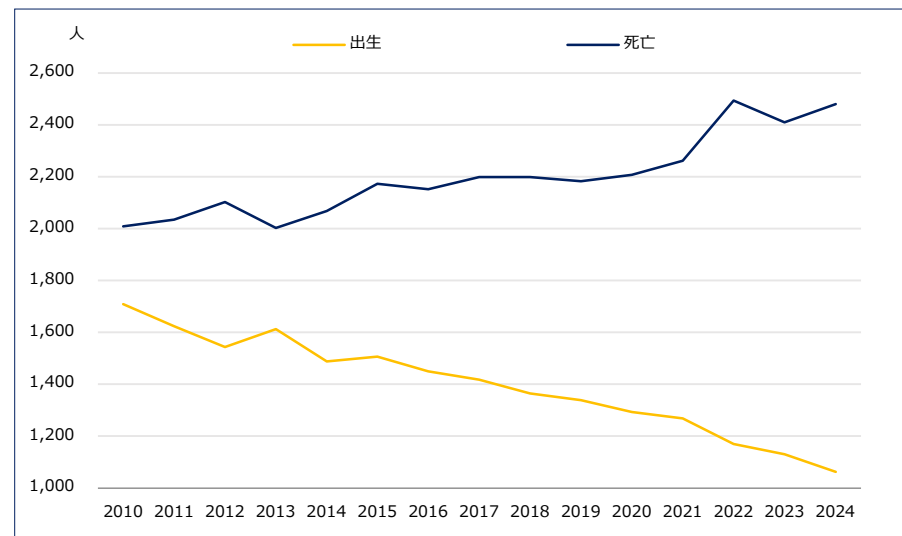


注：2024の数値は「宮崎県現住人口調査」、それ以外の数値は「国勢調査」

いずれも各年10月1現在の数値

出典：国勢調査、宮崎県現住人口調査

図表47 都城市の自然動態の推移



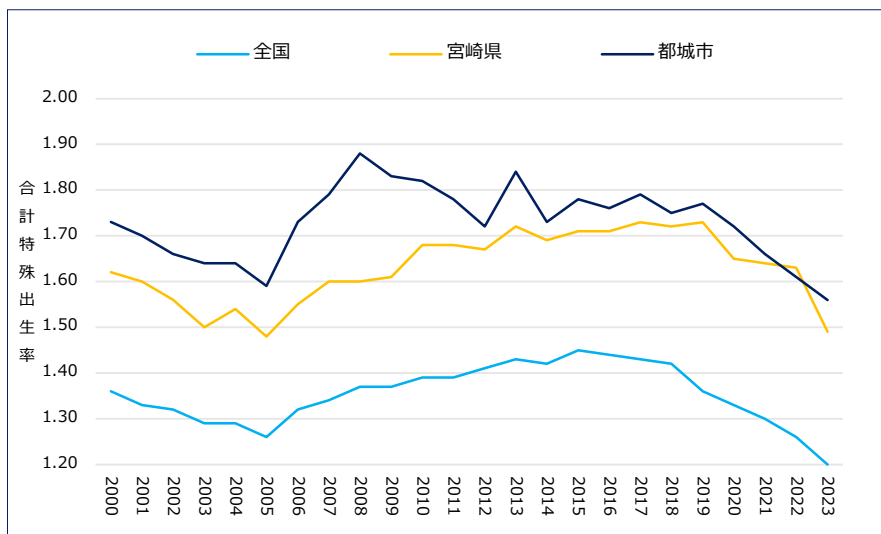
出典：統計からみた都城

1 人口の推移

■ 人口における本市の現状と課題

本市の合計特殊出生率²⁵の推移をみると、全国や宮崎県全体の数値と比較して総じて高い水準を示していますが、2008（平成20）年を境に減少傾向に転じています。女性の5歳区分年齢階級別の出生数の推移をみると、ほぼすべての年齢区分で減少傾向にあります。

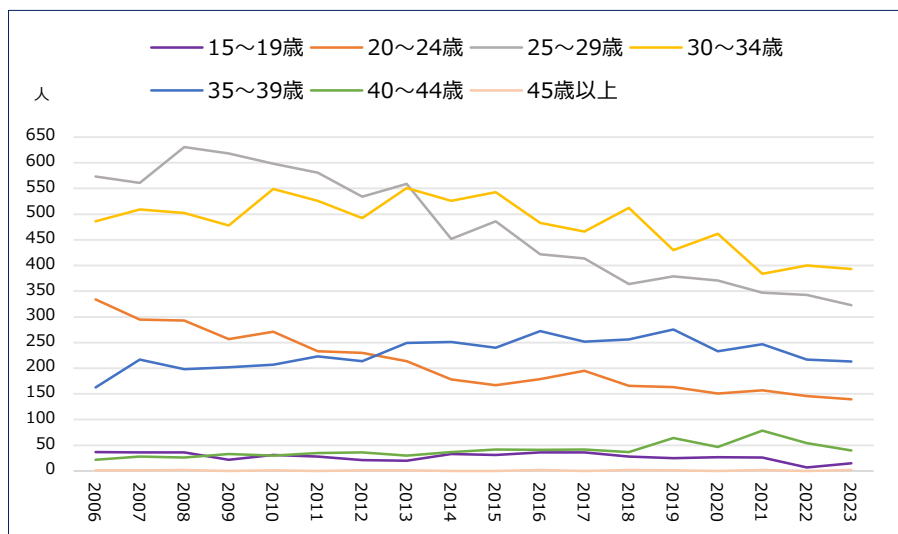
図表48 全国、宮崎県、都城市の合計特殊出生率の推移



注：都城市の国勢調査の年以外の数値は、公表されている単年度の数値から独自で算出

出典：厚生労働省「人口動態統計」及び都城市独自算出値

図表49 都城市の5歳区分年齢階級別（15歳から49歳まで）出生数の推移



出典：宮崎県衛生統計年報

25 合計特殊出生率：15～49歳まで女性の年齢別出生率を合計したもの。

1 人口の推移

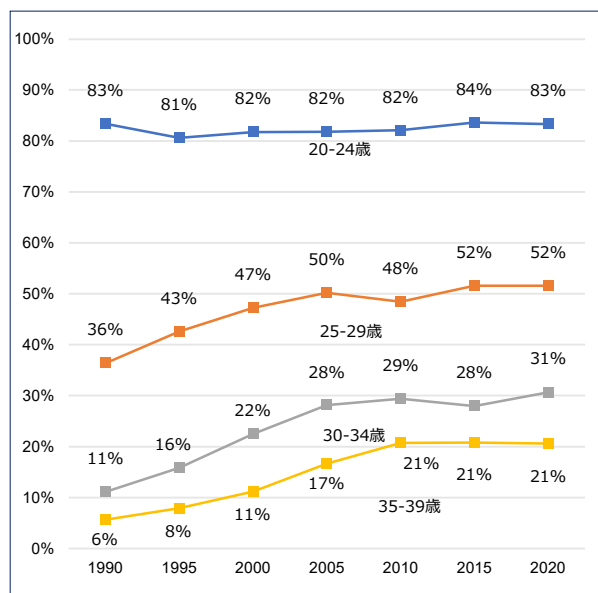
■ 人口における本市の現状と課題

本市の女性の未婚率をみると、20歳から24歳までの女性の未婚率が1990（平成2）年以降ほぼ横ばいで推移している一方、25歳から39歳までの未婚率は大幅に上昇しています。

男性の未婚率も、20歳から24歳までの未婚率が1990（平成2）年以降ほぼ横ばいで推移している一方、25歳から39歳までの未婚率が大幅に上昇しています。

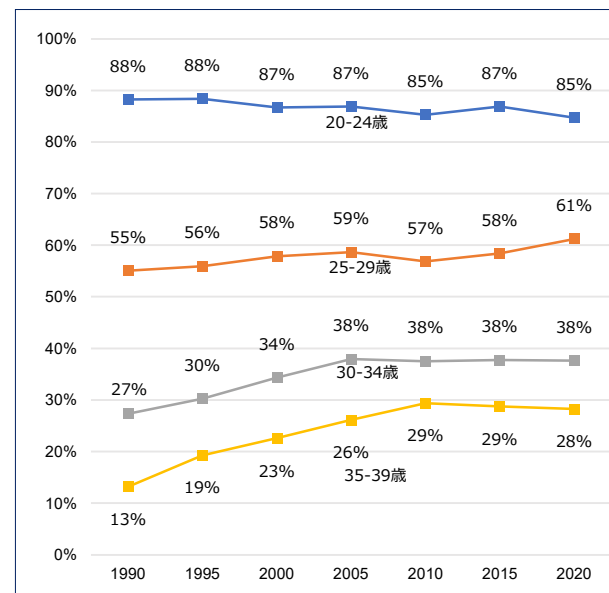
これは全国的な傾向であり、女性の社会進出や結婚に対する価値観の多様化、非正規雇用の増加による収入不安等によるものと推測されています。

図表50 都城市の未婚率の推移（女性）



出典：国勢調査

図表51 都城市の未婚率の推移（男性）



出典：国勢調査

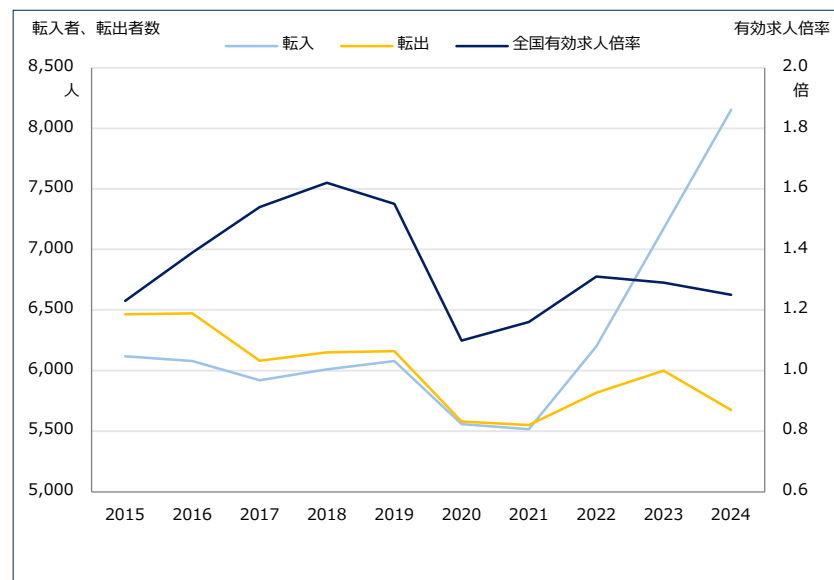
1 人口の推移

■ 人口における本市の現状と課題

本市の転入・転出による人口変化を表す社会動態と全国の有効求人倍率を示すグラフを重ねてみると、正の相関がみられ、特に2020（令和2）年の新型コロナウイルス感染症の拡大による全国的な景気の冷え込みが本市の転出入の増減に影響を与えていることが伺えます。コロナ禍では景気悪化による有効求人倍率の下落に伴い、転入者・転出者ともに減少していますが、景気回復による有効求人倍率の上昇に伴い、本市から都市部に向けての転出が増加していることが推察されます。転入については、本市の移住施策等により大幅に増加しています。

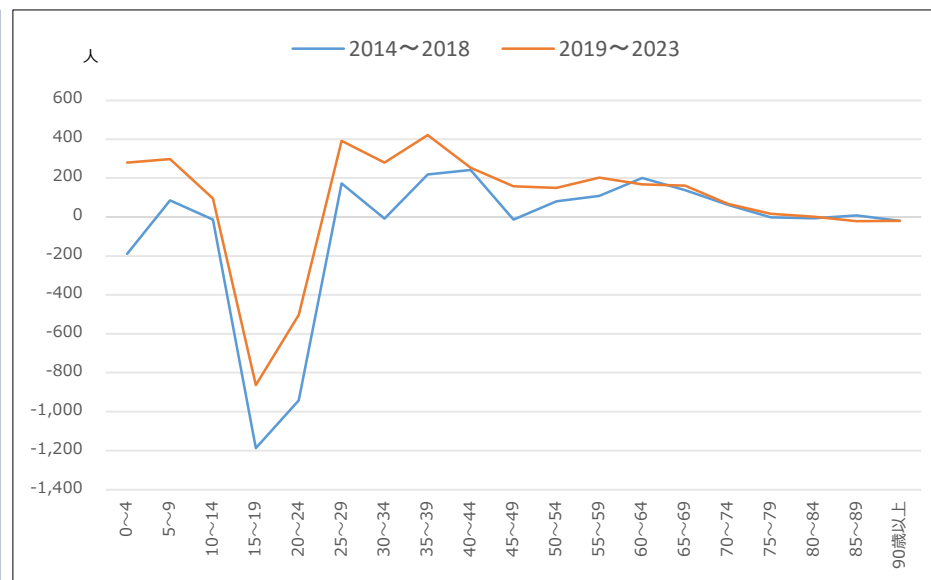
年代別の社会増減は、15歳から24歳までの層で大幅な転出超過となっています。一方、2014（平成26）年から2018（平成30）年と2019（令和元）年から2023（令和5）年の社会増減を比較すると転出超過が抑制されています。

図表52 都城市の社会動態の推移



出典：統計からみた都城

図表53 都城市の年代別社会増減



出典：住民基本台帳

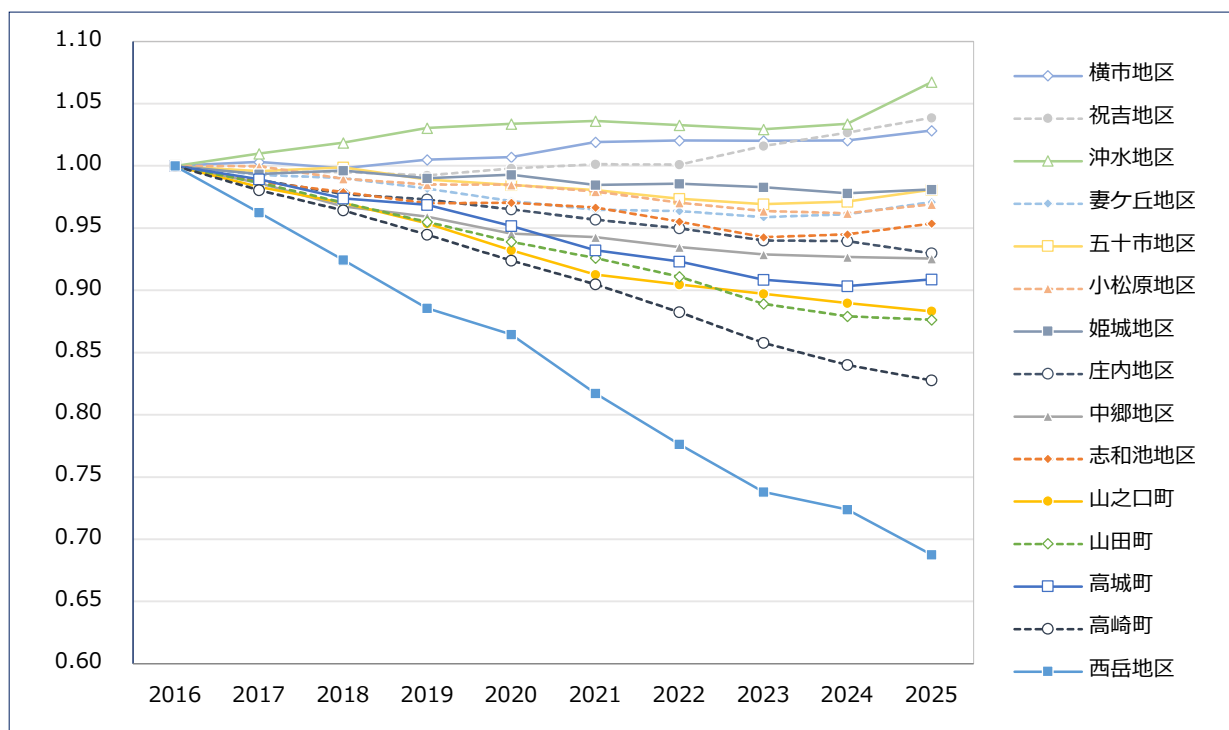
1 人口の推移

■ 人口における本市の現状と課題

本市の地区別総人口の推移を2016（平成28）年の値を基準として見てみると、沖水地区、祝吉地区、横市地区等が人口増加傾向にあるのに対し、西岳地区、高崎町、山田町、山之口町の順に人口減少傾向が大きいことがわかります。

特に、西岳地区は、人口減少のスピードが他地区よりも速く、30%超の人口減となっており、集落機能の維持が喫緊の課題となっています。

図表54 都城市の地区別人口の推移(2016年を1.00とした場合)



注：各年1月1日現在の数値

出典：住民基本台帳

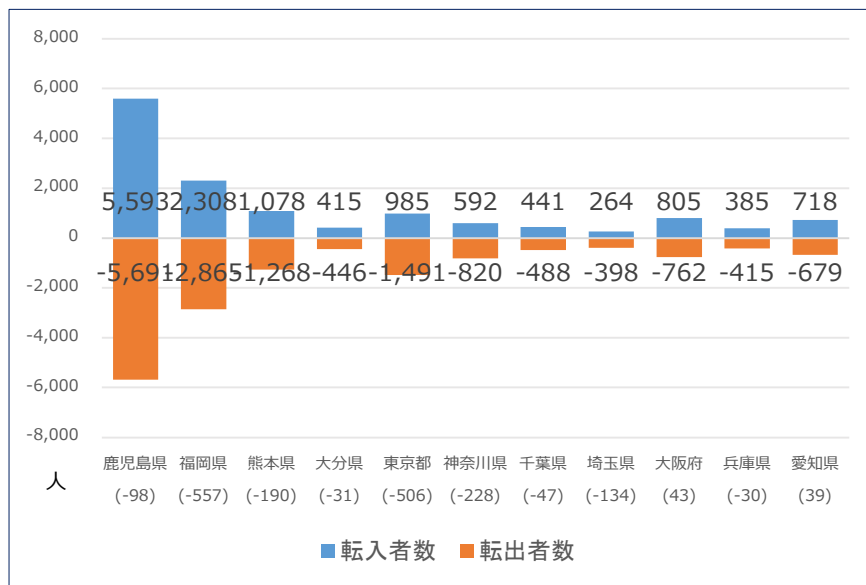
1 人口の推移

■ 人口における本市の現状と課題

県外の移動先別転出・転入状況をみると、鹿児島県が大きな割合を占めており、福岡県、東京都、熊本県が続いています。

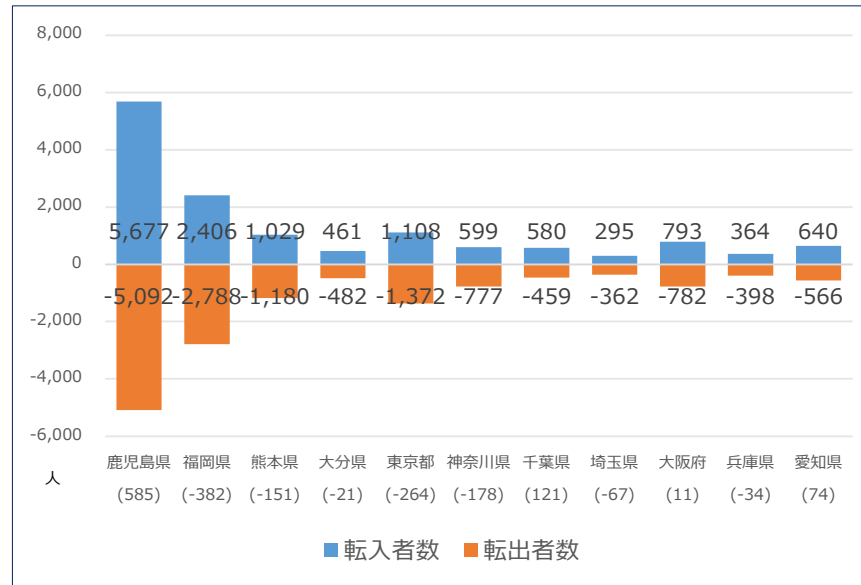
2014（平成26）年から2018（平成30）年までの合計と、2019（令和元）年から2023（令和5）年までの合計を比較すると、東京圏をはじめとし、福岡県及び熊本県などへの転出超過が減少しており、鹿児島県は、転入超過に転じています。

図表55 県外移動先別転出・転入数（H26～H30）



出典：住民基本台帳

図表56 県外移動先別転出・転入数（R1～R5）



出典：住民基本台帳

2 高まる拠点性

■ 地域の強みを活かす

本市は、九州縦貫自動車道や国道5本、JR日豊本線・吉都線の鉄道網が整備され、40km圏内に志布志港や油津港、宮崎・鹿児島両空港があり、優れた交通アクセスを誇っています。

特筆すべきは、2025（令和7）年3月に全線開通した都城志布志道路です。この全長44kmの地域高規格道路により、都市と志布志港間の所要時間が約70分から約40分に短縮されました。この道路は「防災の道」「経済の道」「医療の道」として機能し、防災体制強化、地域経済活性化、救急医療体制強化に貢献しています。

全線開通は物流効率化や移動時間短縮をもたらし、沿線地域の商工業や農林畜産業の振興に寄与します。特に基幹産業である農林畜産業では、輸送コスト縮減や飼料の安定供給が期待されます。この地理的優位性を活かし、工業団地整備や企業立地を進め、雇用創出と地域産業活性化を図る必要があります。



工業団地（高城）



「都城志布志道路」全線開通記念式典

2 高まる拠点性

■ 地域の強みを活かす

本市は「道の駅」都城NiQLLや関之尾公園をリニューアルし、物産振興・観光拠点として整備しました。中心市街地では図書館や子育て支援機能を集約し、賑わいのあるまちづくりを推進しています。また、日本一の産出額を誇る肉用牛・豚・鶏や上質な焼酎を中心とした観光体験を提供しています。

これらの拠点施設や観光資源の魅力を全国に発信し、南九州の中心都市としての求心力を高め、交流人口の増加を図ることが重要です。

2027（令和9）年には宮崎県で第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会が開催されるため、山之口運動公園や都城運動公園の整備を進めてきました。プロスポーツキャンプの誘致にもつながっており、今後もスポーツを通じた地域活性化を推進する必要があります。



都城運動公園



関之尾公園（関之尾の滝）

基本構想（本論）

1 基本構想の期間

人口動向や社会経済情勢の変化が生じることを踏まえ、第2次都城市総合計画の計画期間は、2018（平成30）年度から2025（令和7）年度までとするとともに、第3次都城市総合計画における基本構想の期間は、2026（令和8）年度から2033（令和15）年度までの8年間とします。

2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
第2次都城市総合計画（基本構想） 10年→8年								← 前倒し							
								第3次都城市総合計画（基本構想） 8年							

2 目標人口

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（2023（令和5）年推計）によると著しく減少する見込みです。これは、2020（令和2）年の国勢調査結果に基づくものであり、近年の人口動向が反映されたものではありません。

本市では、現在の人口動向を分析し、本市独自の推計を行いました。人口は、今後、本市の施策を展開する上で、重要な要素であるため、基本構想の計画期間の最終年度である2033（令和15）年度末における目標人口を定めます。

なお、本推計は、2026（令和8）年度からの総合計画総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含）で示す人口ビジョンと同様のものとします。

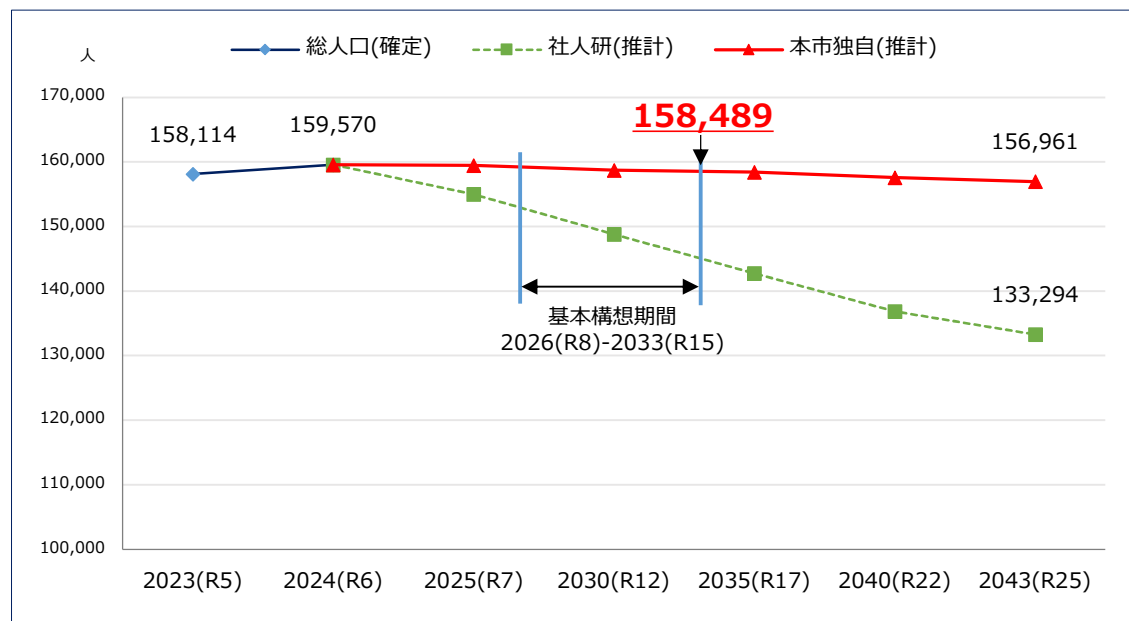
持続可能なまちづくりを進めるため、10年後、20年後の中長期的な視点で、現在の人口を維持する目標人口としました。

結婚・出産・育児までの切れ目ない支援を行い、段階的に合計特殊出生率を減少が続く合計特殊出生率を現状の1.56^注（2023（令和5）年）から緩やかに鈍化させ、2043（令和25）年までに段階的に1.59まで上昇させ、自然動態の減少を抑制するとともに、転入増と定住性を高めることで社会動態の増加を図ります。

目標人口については、2033（令和15）年度末に概ね158,000人とします。

注：合計特殊出生率は、公表されている「出生時の母の年齢」及び「女性人口」の単年の数値から本市で独自に推計した。

図表57 都城市の将来人口推計



※2024（令和6）年10月1日時点の現住人口を基準に、その後各年10月1日現在の現住人口を推計

※社人研（推計）の2043（令和25）年の数値は、2040（令和22）年と2050（令和32）年の推計から機械的に算出

3 人口維持に向けたまちづくり

本市は、これまで本格的な人口減少・少子高齢社会の到来による社会保障費の増加や、老朽化した公共施設やインフラの維持管理・更新費用の増大などにより、財政状況が厳しくなる状況を見据え、職員数の削減や市債残高の縮減等を進めてきました。一方で、限られた財源をより効果の高い施策に集中的に投資するなど、施策の選択と集中を進めてきました。

近年は、人口減少対策に積極的かつ強力に取り組み、第1子からの保育料・中学生以下の医療費・妊産婦の健診費用の「3つの完全無料化」や国・県の制度より幅広い「移住応援給付金」などの施策を進めています。

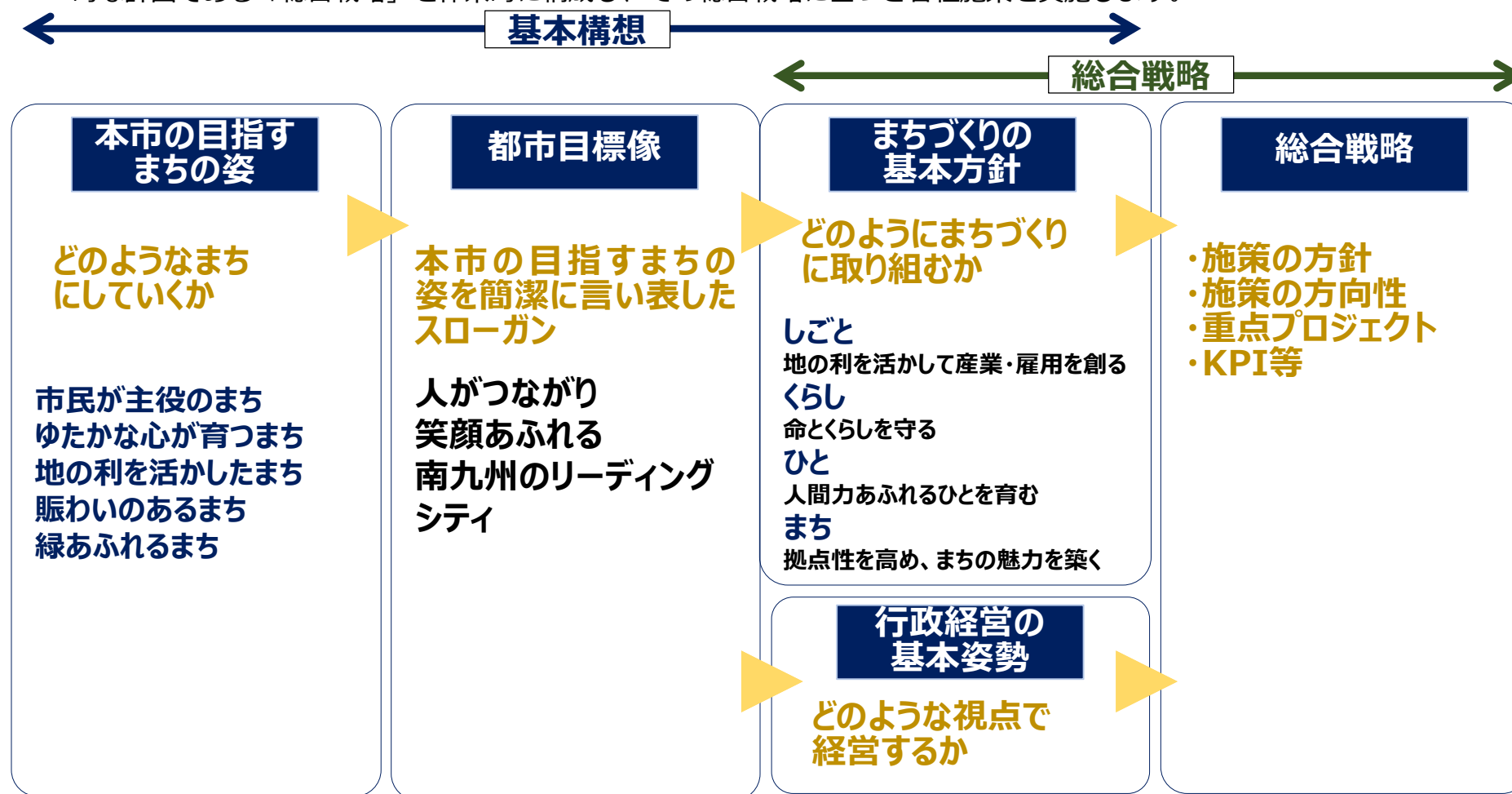
今後は、10年後・20年後に、今の人口を維持させていくため、積極的に社会増に向けた対策を行い、自然減にも歯止めをかけるため、若者が結婚し、こどもを生み育てたいと思える環境を整えます。また、都市部への転出を抑制するため、国の都市一極集中の是正や地方創生の取組とも連動しながら、国と地方が一体となって進めていく必要があります。これらの取組を進める中では、新たな局面における課題も浮上しており、課題解決に向けた取組も進めます。



4 総合計画の体系と基本構想のフレーム

基本構想のフレームは、「本市の目指すまちの姿」、「都市目標像」、「まちづくりの基本方針」、「行政経営の基本姿勢」の4つで構成します。

総合計画の体系は、「まちづくりの基本方針」と「行政経営の基本姿勢」を踏まえて、基本構想を実現するための具体的な計画である「総合戦略」を体系的に構成し、その総合戦略に基づき各種施策を実施します。



1 本市の目指すまちの姿

第2次都城市総合計画における基本構想では、5つの基本理念として、「市民が主役のまち・ゆたかな心が育つまち・地の利を活かしたまち・賑わいのあるまち・緑あふれるまち」を掲げ、まちづくりを進めてきました。

第3次都城市総合計画では、これらの基本理念を「本市の目指すまちの姿」として継承します。

■ 市民が主役のまち

これからのまちづくりは、市民が主役となり行政と協力し、多様化する社会課題に対応しながら、自分たちの願いがかなう理想のまちをつくり上げていくことが大切です。

そのために、市民・自治公民館・まちづくり協議会・NPO²⁶・高等教育機関・企業等と行政がデジタル技術も活用しながら、対等のパートナーとしてまちづくりを推進していくことが求められています。

そのような協働のまちづくりを進めるためには、透明性の高い開かれた行政が前提条件となります。

市民があらゆる分野において必要な情報を容易に取得でき、市民の提案が施策に反映される仕組みがあって初めて、まちづくり協議会やNPOをはじめとする市民の主体的な活動が活性化するのです。

さらに、多様な人材が活躍するためには、性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、その個性や能力を発揮できるダイバーシティ²⁷づくりが必要です。

また、地域を支える産業経済の持続可能性が課題となり、本市の財政状況も厳しい局面に入ることが懸念されるため、市民の理解を得ながら、引き続きDXを積極的に推進しながら、行財政改革を進めていくことが大切です。これからは、実施する施策が適正に評価され、その結果が公表されることで、市民と行政の信頼関係を深めていくことが求められています。

26 NPO：Non-Profit Organizationの略。営利を目的とせず、社会的課題の解決を目指す民間の組織。

27 ダイバーシティ：異なる背景や特性を持つ個人が存在し、その違いを尊重し合う社会。

1 本市の目指すまちの姿

■ ゆたかな心が育つまち

少子高齢社会にあっても、誰もが健康で安心して暮らし、こどもを生み育て、学び、楽しむことに生きがいを感じ、いきいきと生活できることが大切です。

そのためには、市民一人ひとりの個性が尊重され、市民が学んだことを十分に活かし活躍できる社会であることはもちろん、充実した福祉サービスや地域で住民がお互いに支え合う仕組みづくりが必要です。

また、核家族化が進み地域のつながりが希薄化する中、心身ともに健やかな、郷土愛にあふれた思いやりのあるこどもを地域ぐるみで育むとともに、市民が文化芸術、スポーツ、読書にいつでも親しむことのできる環境づくりも求められています。

さらに、これまで各地域で育んできた伝統や祭を次の世代に大切に伝えることや、国際交流等を通じて国際感覚をもった人材を育成することも重要です。

そうすることにより、誰もがここに暮らしてよかったと実感でき、このまちに誇りをもつ、ゆたかな心を育てることができるのです。

■ 地の利を活かしたまち

本市は、陸・海・空の交通アクセスのバランスがよく、その「地の利」を活かし、南九州圏域における産業、経済、医療、教育、文化の中心としての役割を担い、牽引してきました。

都城志布志道路の全線開通、更には国際バルク戦略港湾である志布志港との接続により、南九州圏域内外はもとより、海外からのひとの流れや物流が大きく増加することが見込まれます。

このため、これらの大きな変化を見据えながら、本市の持つ地域資源に磨きをかけ、地の利を活かしたまちづくりを進めることが重要です。

さらに、圏域の安全・安心を高めるために、地の利を活かして大規模災害等の多様な危機事象に対する後方支援体制を構築するとともに、消防・救急体制の充実を図ることが求められています。

このような取組により、少子高齢社会にあっても、本市が将来にわたり南九州圏域の中心都市としての活力を維持し、発展し続けることができるのです。

1 本市の目指すまちの姿

■ 賑わいのあるまち

本市が、いつまでも魅力的なまちであり続けるためには、人々が集い、若者、女性、高齢者がいきいきと働き、地域産業に多様な担い手が育つ、賑わいのあるまちをつくらなければなりません。

そのためには、農林畜産業の振興、企業立地の促進、商業・サービス業の充実、新しい産業分野の創出、若者の定住やUIJターン²⁸の促進、スポーツや観光による交流人口の拡大に取り組むことが重要です。

また、これまでのまちづくりは、少子高齢社会・人口減少社会を前提に、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を目指してきましたが、人口減少対策への取組により、自然増、社会増の兆しも見えてきました。今後は、都城志布志道路の全線開通等による広域的な交通ネットワークの強化を活かし、これまでに整備した都市機能等を最大限に活用して圏域全体の活性化を図るとともに、人口維持のステージに対応した生活環境を構築する必要があります。また、地域の実情に応じて、公共施設等の集約、中心市街地への都市機能の集積、老朽化が進むインフラの維持管理・更新を計画的に進めていくことが必要です。

■ 緑あふれるまち

緑は、ひとの心に潤いと安らぎを与えてくれます。緑に囲まれて暮らす私たちは、往々にして自然の大切さを忘れてしまいがちです。自然の恵みを再認識し、この貴重な資源を後世に残さなければなりません。

地球温暖化対策は喫緊の課題であり、河川水質等の環境問題に対応するためには、市民一人ひとりのライフスタイルや企業活動の見直しとともに、それを継続して実践する運動の積み重ねが求められます。

これからは、市民・企業・行政が一体となって、ごみの排出削減や資源の再利用、そして温室効果ガス削減のための省エネルギーの積極的推進等を図り、気候変動に強い地球に優しい循環型、カーボンニュートラルを目指した脱炭素社会、自然共生の社会を構築しなければなりません。

また、第2の自然ともいわれる田や畑等の農地や山林等の資源も大切に守っていく必要があります。そうすることにより、市民の命の源でもある地下水の保全も可能となります。

このような気候変動対策と環境保全の取組を、市民・企業・行政が一体となって行うことにより、真の「緑あふれるまち」が生まれ、持続可能な環境を次世代に豊かに引き継ぐことができるのです。

28 UIJターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

2 都市目標像

本市が目指すまちの姿は、すべてのひとが希望を持ち、共に創り上げる理想のまちです。

これまでの歩みを礎に、さらに発展させることで、より豊かで持続可能なまちへと進化していきます。

こどもから高齢者まですべての世代が互いに支え合い、多様性を尊重しながら、誰もが自分らしく輝ける社会を実現します。人口動向の大きな変化や気候変動などの課題に直面しても、柔軟に対応し、常に魅力と活力に満ちた都市であり続けます。

そのためには、本市の恵まれた地理的条件、豊かな自然や歴史文化、食といった地域資源、そして何より、ひとが持つ創造力と行動力を最大限に活かすことが重要です。市民と行政、企業、教育機関などが垣根を越えて協働し、デジタル技術も積極的に取り入れながら、理想のまちづくりに取り組みます。

こうした取り組みを通じて、産業・経済の活性化、医療・福祉の充実、教育・文化の振興など、あらゆる分野で南九州をリードする都市として、『**人がつながり 笑顔あふれる 南九州のリーディングシティ**』の実現を目指します。



3 まちづくりの基本方針

本市の目指すまちの姿を実現するために、次の4つのまちづくりの基本方針を定めます。

■ しごと 地の利を活かして産業・雇用を創る

基幹産業である農林畜産業をはじめとした地域産業の振興を図るため、6次産業化や農商工連携による地域ブランドの確立や生産性の向上に寄与する取組を推進します。

また、雇用の拡大を図るため、都城志布志道路の全線開通による地の利を活かして工業団地等の地域振興拠点を整備し、企業立地に取り組むとともに、企業や商店街の多様な担い手を育み、若者、女性、高齢者が安心して働ける環境を創出します。

さらに、地元企業等と連携して、職業教育による企業の魅力を伝え、男女雇用機会均等、非正規雇用者の正社員化、仕事と家庭の両立、働き方改革の推進を図るとともに、移住者や若者の雇用・定住の促進、女性の活躍支援等の施策も積極的に展開します。

[施策の柱]

◆地域産業の振興と地域ブランドの確立を進め、競争力を強化します。

◆地の利を活かした工業団地の整備を進め、企業立地を促進します。

◆多様な人材が安心して働ける機会を創出し、
移住・定住に取り組めます。



都城IC付近（手前は都城志布志道路と高木工業団地）

3 まちづくりの基本方針

■ くらし 命とくらしを守る

災害は「いつでもどこでも起こりうるもの」として常に意識し、一人ひとりが備えに当たりながら、自助・共助・公助が連携した地域社会を構築するとともに、大規模災害や危機に備え、医療・消防・救急・交通・防災体制の強化や自治体間の相互協力、後方支援体制を拡充します。

また、結婚を希望するひとに、出会いの機会を提供し、家庭を持ち、安心してこどもを産み育てることができるよう、ライフステージに応じてきめ細やかに支援します。特に、周産期及び幼児・小児期に対しては、専門医を確保し、医療体制の維持を図るとともに、すべての市民が安心して救急医療を受けられる体制の継続に努めます。

こども家庭庁が推進する「こどもまんなか社会」の理念に基づき、こどもや若者一人ひとりを大切な存在として尊重し、こどもの最善の利益を第一に考えた施策を展開します。こどもや若者の意見を積極的に聴き、政策に反映させる仕組みを構築するとともに、地域全体でこどもの育ちと子育て家庭を支える環境づくりを進めます。

さらに、高齢者や障がい者をはじめ、誰もがいきいきと暮らせるよう、健康・福祉施策の充実を図ります。

[施策の柱]

◆災害対策や消防・救急・地域医療体制を確立し、安全・安心な暮らしを確保します。

◆若者や子育て世代に魅力ある社会を推進します。

◆こどもまんなか社会とこどもの居場所づくりを推進します。

◆生涯にわたって誰もがいきいきと暮らせるよう、健康・福祉施策の充実を図ります。



避難所体験

3 まちづくりの基本方針

■ ひと 人間力あふれるひとを育む

社会の持続的な発展に向けて、あらゆる教育の場を通じて、優れた知性と豊かな感性と健やかな体を備え、ふるさとを誇りに思う自立したひとを地域ぐるみで育みます。

また、時代を切り拓く気概を持ち、心身ともに調和のとれた、国際的視野に立って社会の発展に寄与できるひとを育みます。

さらに、人間力あふれるこどもたちを育成するため、こどもたち一人ひとりの学習理解度に応じて、デジタル技術の導入と効果的な利活用を進めるとともに、由緒ある歴史や伝統文化、祭りを承継し、文化芸術やスポーツに親しみ、人々が交流し、磨きあうことによって、生きがいをもって暮らせる施策を推進します。

加えて、多様な価値観を持つ市民が年齢や性別、国籍等に関係なく、お互いが理解・尊重しあうとともに、市民・まちづくり協議会・NPO・高等教育機関・企業等との幅広い協働や交流を進め、それぞれが主体的に参画できるまちづくりを推進します。

地域コミュニティの中核を担っている自治公民館による安全・安心なまちづくりの活動を維持するため、自治公民館への加入を促進します。

[施策の柱]

- ◆ 人間力あふれるこどもたちの学力と愛郷心を育み、個別最適な学びを充実します。
- ◆ 国際理解を深め、国際交流を進めるとともに、多様性を認める社会づくりを目指します。
- ◆ 人々が生きがいを持って学び、交流し、活躍できるスポーツ・文化活動を推進します。
- ◆ 協働と相互理解を進め、多様な主体が参加する地域コミュニティを推進します。



ALT（外国語指導助手）との中学校給食風景

3 まちづくりの基本方針

■ まち 拠点性を高め、まちの魅力を築く

本市は、既存の都市機能や社会資本を活用して圏域全体の活性化を図りながら、良好な居住環境の形成と行政サービスの充実を進めます。老朽化したインフラの維持管理・更新と並行して、地域資源や拠点施設の魅力を高めます。

2025（令和7）年3月に全線開通した都城志布志道路の利点を最大限に活かすとともに、（仮称）都城末吉道路や（仮称）国道222号牛ノ峠バイパス、（仮称）高崎・山田スマートインターチェンジの早期事業化を目指し、広域道路ネットワークを充実します。また、市道整備や多様な交通機関と連携し、公共交通等の移動手段を確保します。これにより物流効率化と地域間連携を強化するとともに、中心市街地の都市機能を活用して若者の定住を促進します。

自然環境保全とカーボンニュートラル実現に向けた循環型・脱炭素社会の構築を目指します。広域化した共通課題に対しては南九州圏域の自治体と連携し、中心的役割を担います。さらに、都城デジタル化推進宣言等に基づき、官民連携してあらゆる分野でのデジタル化を推進します。

山之口運動公園や都城運動公園をはじめとしたスポーツ拠点施設を活用し、プロスポーツキャンプやスポーツ合宿を推進するとともに、日本一の畜産物や上質な焼酎を活かした観光体験を推進し、交流人口を拡大します。

これらの取り組みを通じて、南九州の中心都市としての求心力を高め、ひと・モノ・情報が集まる魅力的な拠点都市の形成を目指します。

[施策の柱]

◆既存の都市機能を活用し、居心地のいいまちづくりに取り組みます。

◆広域道路・交通ネットワークを強化し、拠点性の向上を図ります。

◆都城の持つ魅力に磨きをかけ、対外的なPRを強化し、スポーツ・観光により交流人口を拡大します。

◆循環型・脱炭素社会を構築し、自然環境の保全と地球温暖化対策を推進します。

◆南九州圏域の共通課題に対応するため、幅広い分野において広域連携を推進します。



中心市街地中核施設

4 行政経営の基本姿勢

現在の行政サービスを充実させることはもとより、本市の地域資源を将来世代に確実につなぎ、市民一人ひとりが、これからの時代に対応した新たな豊かさを得られるよう、すべての市職員が市民と一丸となって、行政を経営する視点に立った創造的な改革を推進します。

■ 創造的改革の推進

本市の地域資源を将来世代に確実につなぐために、市職員一人ひとりが熱意と創造性を持って、施策の目的と目標を明確化し、部門間連携はもとより、多様な主体との連携を強化し、スピード感を持って先見性のある政策を推進します。

また、地域資源の強みを最大限に引き出せる重点施策を展開するとともに、常に効率性を考え、限られた資源の効果的な活用に取り組みます。

さらに、開かれた行政を推進するとともに、市民のニーズを的確に把握し、新たなデジタル技術等を活用した質の高い行政サービスを効率的に提供します。

[施策の柱]

◆職員の人財育成により組織を活性化させ、政策推進力を強化します。

◆財政の健全化と公共施設等マネジメントを徹底します。

◆デジタル技術も活用しながら行政サービスの質の向上、業務の効率化を図ります。

◆市民のニーズに応える行政組織の最適化を推進します。



書かない窓口